



むら機能と林業

「特別研究農・山村社会における
農林業生産と生活の組織化方式
の確立に関する研究」中間報告

昭和56年1月



02000-00044320-8

林業試験場経営部

序 文

われわれは、ムラ（いわゆる集落、げんみつには自然村）機能と森林・林業の関係を明らかにするために、特別研究「農・山村社会における生産と生活の組織方式」に参加してきた。言うまでもなく、森林・林業とムラとは、長い歴史の過程で、さまざまなかゝり合いをしてきた。かつて、入会林の利用について、ムラは絶対的とも云えるような強い規制力をもっていたが、それが又、林業発展の阻害要因として、鋭く指摘されたこともあった。明治以降の林政は、かなり、ムラ機能について否定的な方向を示したが、それでも森林の日常的な監視や労働力の確保のためには、ムラの存在を無視できなかった。今日、廻疎化の進行が奥地の山村集落を崩壊させるに至っては、より積極的に、森林・林業に対するムラ機能を評価し、森林を管理し、林業を発展させる社会的単位として位置づける配慮が必要になってきている。

われわれは、これからの林政に基礎的資料を提供する目的をもって、山村の類型化、林業経営におけるムラ機能の存在形態、山村集落における森林・林業の役割、山村社会におけるインフラストラクチャーの整備水準や、集落としての意志決定や合意形成の機構等を調査してきた。このような広範囲の分野からの接近は、今まで殆んどやられた経験がなかったために、農業分野の研究者と共同討議を重ねながら進めてきた。本報告は、この特別研究の中間報告として、今まで蒐集分析してきた資料を提示し、大方の批判をもとめるものである。

なお、われわれの共同研究者の1人である中央大学吉沢教授からは、社会主義国ポーランドのムラの実態について資料の提供をいただいた。

執筆分担は次の通りである。

昭和56年1月

経営部長 紙 野 伸 二

執筆分担は次のとおりである。

I 「むらの位相」

—社会体制と「むら」—

中央大学教授 吉 澤 四 郎

II 集落林政の提起

経営部長 紙野伸二

III 山村集落と林業経営

—埼玉県名栗村実態調査報告—

経営第1科長 野村 勇

経営研究室長 中村三省

経済研究室 加藤 隆

日本大学
農獣医学部教授 大内 晃

〃 講師 塩沢 南海治

IV 山村集落の農林業生産および生活

—静岡県周智郡春野町を中心に—

1・4 複合経営研究室
主任研究官 柳 次郎

2 複合経営研究室長 舟山 良雄

3 経営研究室
主任研究官 小菅 久

目 次

I 「むら」の位相 —社会体制と「むら」—	1
はじめに	3
1. ポーランドの村落	3
(1) ポーランド農業の自然的条件	3
(2) 戦後経済の展開と農業	4
(3) 農業の社会主義化と農業生産の動向	6
(4) 個人農の実態	8
(5) 村落	10
2. インドネシアの村落 — 東カリマンタン	13
(1) 焼畑農業	13
(2) 水田	14
(3) 村落	14
むすび	16
II 集落林政の提起	19
1. 林政対象としての集落	21
2. ある林業集落圏の総合整備計画の概要	22
3. 集落林政の問題点	28
III 山村集落と林業経営—埼玉県名栗村実態調査報告—	33
1. 名栗村の概要(大内晃, 野村勇)	35
(1) 沿革	35
(2) 位置, 地勢, 土地利用	35
(3) 人口の推移	36
(4) 産業と就業構造	37
(5) 調査集落の選定	40
2. 名郷および芋浦美集落の経済・社会	42
(1) 名郷の経済・社会(塩沢南海治, 野村勇)	42
(2) 芋浦美の経済・社会(野村勇)	52
(3) 結語(野村勇)	60

3. 地域的林業協業体における林業経営と集落（中村三省）	63
(1) まえがき	63
(2) 上名栗共有林組合	63
(3) 下名栗共栄造林組合	65
(4) 上名栗共有林組合と下名栗共栄造林組合の経営比較	67
(5) 名栗村の分収林に対する一考察	70
(6) 集落共有林	77
(7) 共有林経営と集落	92
4. 木材流通と集落（加藤隆）	94
(1) 概況	94
(2) 木材流通の現状と問題点	94
(3) 流通主体の育成と集落の役割	97
IV 山村集落の農林業生産および生活　一静岡県周智郡春野町を中心に一	101
1. 天竜林業とその性格　一とくに民有林施業について一	103
(1) 天竜林業のはじまり	103
(2) 近代の天竜林業と金原明善	103
(3) 金原流の山づくり	104
(4) 天竜の製材と木材輸送	105
(5) 春野町の民有林慣行施業技術	106
2. 林業生産構造の動向と森林管理方式	111
研究目的（山村集落を軸とした林業生産の組織化）	111
調査地	111
(1) 春野町の概要と調査集落	112
(2) 本邦林業展開過程と調査地林業の成立過程	116
(3) 調査集落と農林家の経営・就業類型	118
(4) 集落の展開構造	122
(5) 調査集落における諸組織と機能（むら機能の検討）	123
(6) 集落の林業システム	134
(7) 残された問題	135

3. 林業集落における生活環境施設計画の基準と方法	137
(1) はじめに	137
(2) 林業集落、環境・環境施設の考え方	137
(3) 調査対象町の選定理由	139
(4) 調査結果	139
(5) おわりに　一提言に代えて一	152
4. 「ムラ」の合意形成過程とリーダー機能	155
(1) 研究対象の特性と研究方法	155
(2) 合意形成過程一般理論の内容	155
(3) 合意形成過程一般論と理論的枠組	156
(4) 「ムラ」の合意形成過程とその部分廻程における特性	159
(5) 「ムラ」の合意形成過程に関する部分仮設の提示・検証ならびに評価	159

I 「むら」の位相

—社会体制と「むら」—

はじめに

この小論は、たまたま、短期間ではあったが、視察する機会があった社会主義国ポーランドの村落と、開発途上国インドネシアの村落を紹介するものである。両国の村落を、日本で実施しているような方法で、インテンシブに調査したものでなく、いわば視察した程度のもので、それぞれの村落像を描ききれていないことを最初にお断りしなければならない。また両国の村落を、ここで一般論として展開する資料をもっていないので、たまたま視察した村落について述べるもので、その意味では、局地的な村落像を述べることになることもお断りしなければならない。これまでの日本の村落研究はもっぱら日本村落の歴史的研究なり、現状分析をおこなってきたが、日本の村落を明らかにするうえでも、村落の国際的比較が今後必要になると考えるので、あえて両国の村落について述べたいと思う。

それぞれの村落が、独自の構造と機能をもっていることはいうまでもないが、それらがその村落のおかれた社会経済条件に規定されていることは、高度経済成長以前のわが国の「むら」と、今日の「むら」を対比すれば明らかである。大きくはその国の社会体制に規定されており、直接的には農業構造に影響されている。したがって、村落を述べる前に、それぞれの農業について簡単にふれることにしたい。

1. ポーランドの村落

(1) ポーランド農業の自然的条件

ポーランドは、大二次世界大戦において、国土の全域を戦場とし、荒廃しただけでなく、戦後、国土の西部をソビエトに併合され、東部の旧ドイツ領を編入するという領土の改編があり、多数の国内移民をとまなうなど大激動を体験している。

総人口 3500万人、国土面積 31268ha、うち農用地 61%、森林 277%、その他 11.3%であり、農用地のなかで耕地が多く、国土面積の 47.1%を占めている。ポーランドの国名 Polska が平原を意味するように、国土のおよそ 90%は海拔 300m以下で、地形的には農耕適地といえるが、土壌は農耕に適する黒土はわずかに 2%、ポドゾル土壌 55%、褐色土 20%で、しかも砂質土壌が多く、化学的には酸性がつよく、土壌の 5分の2が酸性土壌である。砂質土壌だが地下水位が高く低湿地が多いのも特徴である。降水量は年平均 600mm、農業にとり降雪量が重要で、降雪量が少ないと冬期に土壌が凍結し、秋蒔き穀物が凍死する危険がある。雪は春には融雪水として土壌水分、灌漑用水の源として重要な意味をもっている。基本的には「天水依存乾地農業」⁽¹⁾ という性格をもっている。

(2) 戦後経済の展開と農業

ポーランド経済の戦後過程は、一般に三つの段階に区分されている。すなわち①国民経済の復興段階（1946-49年）、②社会主義的工業化の第一段階（1950-70年）、③社会主義的工業化の第二段階（1970年以降）である。1980年夏に発生したポーランドのストライキとそれにつづく政権の交代は第三段階を設定すべきであるが、その内容は今後の展開をみなければならぬ。

① 国民経済の復興段階（1946-49年）は、人民政権のもと、工業・運輸・銀行の国有化とならんで1944年の土地改革法による農地改革を実施し、社会主義経済の基礎的諸条件の整備をすすめ、「経済復興3カ年計画」を樹立し大戦後の復興をすすめた時期である。この時期は、ポーランドの戦後農業構造を規定する土地改革が実施され、2-20haの小・中規模農家が創出された点に特徴がある。

② 社会主義的工業化の第一段階（1975-70年）は、社会主義経済の基幹部門としての重化学工業に投資の多くをむけた時期で、いわば重化学工業建設期に当り、経済成長率は、1951-55年8.6%、1956-60年6.6%、1961-65年6.2%、1965-70年6.0%と持続的な成長過程であった。

しかし、この期間におこなわれた重化学工業化は、消費財、住宅、農業部門への投資のおくれとなり、国民経済に一定の“ゆがみ”をもたらした。1956年のボズイン暴動は、反スターリン運動という性格をもっていたが、経済政策の矛盾の表出でもあった。このとき登場したゴムルカ政権は、農業政策面では、農業集団化の廃止（1956年）、農業サークル制度の創設（1959年）、農業発展基金制度の創設（1959年）など農業の改善を意図したが、十分に成功せず、1970年、2年つづきの農業不振を背景に食糧品価格の値上げを意図したが、バルト海沿岸の都市労働者のストライキが発生し、いわゆる12月事件となり、遂にゴムルカは退陣を余儀なくされ、ギエレック政権の登場となった。

③ 社会主義的工業化の第二段階は、ギエレック政権が、海外（西側）から新技術を積極的に導入し、重化学工業部門の近代化をすすめると同時に、軽工業、食糧品、消費財部門の発展と近代化をすすめ、農業部門に対し、資本財の供給増加、肉類など政府買上げ価格の引上げによる農民の生産意欲の刺激策をとった。この政策は、ポーランド経済の成長をもたらした。1970年代の前半（1971-75年）には経済成長率9.8%という高水準を達成した。1944-45年に国民所得1人当たり100ドルが、1974年には2450ドルとなった。

西欧諸国から新技術を導入した工業の近代化政策は、ポーランド経済の発展に寄与したが、他面、貿易収支の恒常的赤字と対外債務の増加をもたらした。1978年に対外債務は約150億

ドルと、東欧圏で最大のものとなったし、また総花式投資は多くの未定工のプロジェクトを累積することになった。また1978年のエネルギー危機は、石油の全量を輸入に依存するポーランド経済に大きく影響した。

農業面では、さきにふれた改善策にくわえ、農民間で評判の悪かった強制供出制を廃止（1973年）し契約制を導入し、また第5次5カ年計画（1976-80年）では農業投資も増加したが、天候不順も重なって農業生産は1974年をピークに不振をつづけていた。国内の穀物、飼料不作から西欧とくにアメリカから穀物供給をあおぐことになり、また他方では、国内の穀物不作にともなう畜産不振は、ポーランド・ハムに代表される畜産物の輸出減少をもたらした。貿易収支を悪化させる要因の一つとなっていた。

経済成長期に実質賃金は増大したが、政治的理由から、食料品に対する補助金によって食糧品価格を凍結してきたギエレック政権は、1975年に食糧品に対する補助金が国家財政の16%になるにおよんで、1976年に食糧品価格の値上げを発表したが、労働者の反対にあい政府は撤回せざるをえなかった。

農業生産はひきつづき不振であり、対外債務は1979年末に200億ドル近くに累積し、ポーランド経済は重大な困難におちいっていた。1980年7月、政府は食肉価格40-60%値上げと労働基準（ノルマ）の強化を経済再建策として発表するや、労働者の全国的な反対のためのストライキが発生し、経済ストは自由労組の承認という政治ストに発展し、遂にギエレック政権の退場となった。

以上概観した戦後ポーランド経済の発展は、工業発展を主軸としたもので、かつての農業国ポーランドに大きな社会変動をもたらした。人口構成からみるなら、第1表に示した

第1表 人口、就業人口、国民所得に占める農業の位置

		1950	1955	1960	1965	1970	1975	1976
人 口	総人口 百万	25.0	27.6	29.8	31.6	32.7	34.2	34.5
	都市人口 %	36.8	43.8	48.3	49.7	52.3	55.8	56.5
	農村人口 %	63.2	56.2	51.7	50.3	47.7	44.2	43.5
就業人口	非農業 %	52.9		61.6		70.2	74.3	75.2
	農業 %	47.1		38.4		29.8	25.7	24.8
国民所得	工業 %	31.8	36.3	39.5	45.0	49.8	52.5	54.4
	農業 %	47.9	32.7	27.3	22.6	15.8	9.9	9.1

出所 Augustyn Wo's, Zdzisław Grochowski, Recent Developments in Polish Agriculture, 1979. 37頁より作成。

ように、1950年に農村人口63.2%、都市人口36.8%という農村型から、1970年以降は都市人口が農村人口をオーバーし、1976年には農村人口43.5%に対し都市人口は56.5%になっている。就業人口はもっとはっきり事態を示しており、農業就業人口は1950年に47.1%であったのが、1976年に24.8%に急減している。国民経済に占める農業の位置は、国民所得に占める農業所得の比率がよく示しており、1950年に47.9%と半分近くを占めていたのが、1976年には9.1%と10%を割っており、ポーランド経済が工業国に転換したことを示している。

(3) 農業の社会主義化と農業生産の動向

ポーランド農業政策の特徴は、他の東欧社会主義国のそれと対比したとき、個人農を農業の主要な生産主体としながら農業の社会主義化政策をすすめていることである。これまでの歴史的展開のなかで村落にかかわる重要なものとして、①土地改革、②農業集団化、③農業サークルをあげることができる。

① 土地改革

1944年の土地改革法にもとづく土地改革では、中央・東部地域では50ha以上、西部・北部地域では100ha以上の大土地所有者の所有地を「国家土地ファンド」(PFZ)に没収し、これらの土地を、村単位に設立された農地委員会を通じて、農業労働者、小規模農家に分配した。この土地改革を通じて、81.4万戸の新農家が創設され、25.4万戸の農家が増反した。他方で、収用した土地は国営農場の創設にあてられ、1948年に国営農場は全農地の8%に達した。

② 農業集団化

ポーランド農業のなかで最もドラスチックに変化したのが、この農業集団化政策であった。1949年に農業の社会主義化政策の代表として採用された集団農場(農業生産協同組合)の設立は、国家機関が直接に組織化にのりだし急速な組織化をすすめ、1956年には組合数1万、組合員世帯数19.2万(全農家の7%)、農地196.8万ha(全農地の約10%)を組織した。しかし、本来農民の生産協同組合への参加は、農民の自発的意志によるべきにもかかわらず、権力的にすすめたため、農民の不満はつよかった。1956年にスターリン批判がおこるや、政府の農業集団化への批判がおこり、集団化政策の転換を余儀なくされ、集団農場は一挙に崩壊し、1956年末には組合数1500まで減少した。

その後、農業生産協同組合の形態を支持する農民によって維持されており、1960年

に組合数1,668、1970年1,071、1976年に1,267組合と減少したが、経営農地面積では1960年に20.5万haから1976年に39万haと増加し、社会主義セクターの一部を担っている。

③ 農業サークル(Kolka Rolniczne)

農業サークルは、個人農に農業機械利用のサービスを提供する農業機械共同利用組合として、1959年に発足している。農民が政府に強制的に出荷させられる農産物(馬鈴薯、小麦、食肉用家畜)の政府買上げ価格(公定価格)とそれら農産物の市場価格との差額を「農業発展基金」(FRR)としてプールし、農民が15人以上集って農業機械の共同利用をしようとする際、農業機械の購入資金として支出するというもので、1955年に11,600の農業サークルが組織され、1975年に35,000にも達している。農業サークルは1978年に制度が改められ、個人農に対する農業機械、建設機械のサービス、農機具の修理だけでなく、個人農が耕作を断念した土地の経営も可能になり、農業サークル農場も出現している。その耕地面積は1976年に34万haとなっている。農業サークル農場のうち57%が40ha以下、8%が200ha以上の経営となっている。

現在は、農業サークルが農業技術普及のセンターの機能もっており、地域農業の統合

第2表 部門別土地面積 (単位 千ha)

部 門	1960 全土地	1970 全土地	1978		1978 構 成 比	
			全土地	農 地	全土地	農 地
社会主義経済部門	11531.6	13177.6	14756.7	4614.2	47.2	24.2
国 営 農 場	3015.2	3639.3	4268.6	3527.9	13.7	18.5
生産協同組合	275.3	268.2	600.7	546.9	1.9	2.8
農業サークル		105.9	463.6	424.9	1.5	2.2
非社会主義部門	19641.4	17995.4	16511.6	1444.9	52.8	75.5
合 計	31173.0	31173.0	31268.3	19059.1	100.0	100.0

注 (1) 全土地とは農地と林地の合計

(2) 国営農場はすでに設立されている農場の分で、社会主義経済部門にはまだ設立されていないが国有である林地・農地も含まれているので、国営農場、生産協同組合、農業サークルの合計は一致しない。

出所 『Poland Statistical data』1979.

『Rocznik Statystyczny』1979.

化をはかる機関として発展しているが、地域農業企業 (Commune agricultural enterprise) に転換しうるかどうかは、今後の推移をみる必要がある。

以上のような社会主義政策の結果、土地所有面では、第2表に示したように社会主義部門の土地面積は増大しつつあり、1978年には47.2%となっている。しかし農地 (耕地、果樹園、牧草地を含む) は国営農場18.5%、農業生産協同組合 (集団農場) 2.8%、農業サークル2.2%、個人農75.7%で、個人農の比率が高い。

第3表 ポーランドの農業形態別農業生産動向

(単位 %)

	全 農 業			農 耕 業			畜 産 業		
	1960	1970	1978	1960	1970	1978	1960	1970	1978
農業総生産高	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
社会主義部門	10.9	14.3	22.4	11.4	14.4	20.6	10.1	14.2	24.6
うち：国営農場	9.7	12.9	17.5	10.1	13.0	16.7	9.0	12.8	18.6
協同組合農場	1.2	1.3	3.4	1.3	1.3	2.7	1.1	1.3	4.3
サークル	-	0.1	1.5	-	0.1	1.2	-	0.1	1.7
非社会主義部門	89.1	85.7	77.6	88.6	85.6	79.4	89.9	85.8	75.4

(出所) "Rocznik Statystyczny", 1979.

農業生産面でも、耕種生産では社会主義部門は20.6%、畜産では24.6%、したがって個人農は耕種生産で79.4%、畜産でも75.4%と高い比率を占めている (第3表参照)。

(4) 個人農の実態

ポーランド農業の担い手は、非社会主義部門の個人農と社会主義部門の国営農場、集団農場である。国営農場は平均で一農場の規模は3400ha、私が視察した国営農場はトルン県の中規模のものであったが4つの生産単位に分かれ、総土地面積4650ha、従業員900人であった。こうした国営農場は労働者用アパートがあり、大規模な施設群と合わせて一つの独立した団地をつくっており、伝統的な村落と異なったものとなっている。

集団農場も規模は国営農場より小さいが同じような性格を示している。したがって、村落と結びつくのは個人農であるので、聞取りした個人農の事例を示しておきたい。

個人農は1978年に310万戸、その経営規模別構成は第4表に示した通りで、5ha未満は60%をこえており、小規模層が多い。1960年以後の傾向は、2~10haは減少傾向

を示しているのに対し、2ha以下の零細層と10ha以上の層がわずかに増加傾向を示している。

工業化の進展の過程で、個人農の兼業化はすすんでおり、2ha以下では兼業収入比率は

第4表 個人農の規模別戸数

	戸 数			比 率		
	1960	1970	1978	1960	1970	1978
計	3216	3007	3100	100	100	100
0.5~2ha	801	743	931	24.9	24.7	30.0
2~5	1092	968	945	33.9	32.2	30.5
5~7	476	442	405	14.8	14.7	13.1
7~10	462	444	398	14.4	14.8	12.8
10ha以上	385	410	421	12.0	13.6	13.6

(出所) 第3表に同じ。

63%に達している。また兼業化の深化は、当然ながら農業労働力のなかに女性の比率を高めており、対男性比率は5~10ha 1.2、2~5ha 1.8、0.5~2ha 5.0 になっている (1976年)。

(事例1) ワルシャワ近郊部約40Km、工業都市ヴォウミンの近くにあるボンフィントネ村は、農家戸数42戸、経営規模3~26ha、平均規模12haの都市近郊村であった。訪問したA農家は、村最大の規模26ha、牛10頭、馬5頭、豚10頭を飼養していたが、農業労働力は世帯主 (67才) とその妻、娘であり、娘のムコ (32才) は木工場に勤務している。娘ムコは木工場の熟練労働者で、残業をふくめ7000ズオティ (労働者の平均賃金約5,000ズオティ) の月収をえており、農業経営を引継ぐ意志をもっていない。

この農家では、年間の農業収入は10万ズオティ、うち農業機械の借料・肥料など約5万ズオティを支出している。一方家計費は、7人家族で自給 (クリスマスに食用に供する豚1頭をふくむ) 以外の現金支出は月当り4,000ズオティである。したがって、経済的には余裕があり、最近に住宅を改造し、3階に若夫婦、2階に世帯主夫婦、1階に物置を配したレンガづくりの家をつくっている。

しかし、農業の後継者は娘であって、世帯主の引退後は男子労働力のいない兼業農家になるだろう。この農家は、都市近郊地域にあって、ワルシャワ近郊にみられる温室花栽培などに特化できない旧型農業経営の事例であり、都市近郊農家の実態を示している。

(事例2) ワルシャワから北西約60Kmにブツスク市があるが、この市から東に約11

Kmのところ、畑作地の村、オブリッテ村がある。総戸数240戸、うち農家196戸（農家率81.6%）の純農村であり、平均農地面積8haであった。ここで訪問した農家Bは、家族5人（世帯主55才、妻50才、長女29才、二女19才、孫11才）で長女は工場勤務、二女は学校、結局世帯主とその妻の二人が農業に従事している。経営耕地面積11ha、畑作では馬鈴薯（50トン）、コーン（5トン）が主産物で、家畜は乳牛8頭（うち3頭仔牛）、豚50頭を飼養しており、ミルク、豚が中心となっている。

農業機械は農業サークルのサービスをうけている。自給分以外の家計費として現金支出は、月当たり4,000ズオティである。農業後継者は長女のムコだったが、離婚しており、現在は11才（男）の孫に将来を託している。

（事例3） ポーランド北西部にある建設資材・セメントなどを生産するコンチェジェナ市から約12km離れたウグリコヴィツェ村は、典型的な砂質土地帯にあるが、総戸数60戸、うち農家戸数50戸（農家率83%）であり、専業農家5戸、兼業農家45戸で、兼業化のすすんだ地帯であった。この村の農家Cは6人家族（世帯主28才、妻、子供4人）で、経営農地面積17ha、トラクター1台を所有し、1台を借用して利用しており、主要生産物は豚で、現在22頭を飼育していた。飼料は自給しており、80年に豚舎を建設する計画をもち、農家粗収入20万ズオティを目標としていた。

農家Dは、3人家族（世帯主50才代、妻、二男16才）で、世帯主は10年前グダニスクの造船工であったが、親の農業を引継ぐため帰農している。相続したのは11haであったが、のちに19haを「国家土地ファンド」より買入れ、現在は30haを経営している。主要生産物は豚で、年間200頭を生産している。この農家ではかつて造船工であった技術を生かして、豚舎の糞肥の搬出にベルトコンベアを自作しており、また豚の管理は2男（16才）がしている。長男（20才）は「国家土地ファンド」から30haの土地を買ひ、近在で肉牛生産農家として自立している。

（5）村 落

ポーランド農村は、戦後における土地改革、領土変更にもなる農民の移動（国内移民）、集団化政策、急速な工業化のなかで、ひきつづき変動過程にある。

こうした社会制度や農業構造の変化は、農村社会に大きな変化をおよぼすと同時に、農民自身の価値観も変容させずにはおかない。たとえばノバコフスキー（Nowakowski）は農村コミュニティの変化、農民意識の変化について次のような指摘をしている。①文化・スポーツ施設など伝統的村落では村落メンバーの努力がなければできなかったが、現在は中央権力

の力のできるので、農民の草の根的な自主性（grass-root initiative）は弱化した。

②農村において地域的連帯が弱化している。③農村においてかつて教師が果たした役割が、今日では弱いものとなっている。④農民の評価基準は土地から生活様式（消費様式）と所得に代っている。^{（2）}

ノバコフスキーの指摘は、戦後のわが国の「むら」の変化、農民の変化にもみられるものであって、容易に理解できよう。さきにみた農家の兼業化の深まりからも、村落が変容過程にあることは明らかである。では現在、村落はどういう機能を担っているのだろうか。またどんな性格をもっているのだろうか。

① 行政と村落

農村の行政は、国→県→郡（Gmina）→村（Wie's）という系統でなされているが、村が行政単位であると同時に自治単位となっている。村の最高機関は村民の全員集会であり、重要問題のとき開催される。村の代表である村長（Sottys）は、この村民集会で選挙で選出している。村長の任期は4年である。

オブリッテ村の場合、村の総戸数240戸、うち農家196戸、非農家44戸であるが、村長には11haを耕作する農家の世帯主（55才）が選挙で選ばれており、すでに25年間就任している。

村長の任務は次のようなものである。①郡からの行政上の通達・指示を村民に伝達する。②税金（土地税など）を徴収し郡に収める。この場合、徴税額の3%が手数料として還元される。③道路・学校など村の重要問題について村民会議を招集し司会する。④村民の共同労働のとき労務管理に当たる。たとえばこの村の文化会館（村民集会場）の建設の際には、建築材料は郡が提供し、労働力は村民が提供している。こうした村民の共同労働の際、出役の有無、作業管理を村長がおこなっている。村仕事だから当然各戸から出役することを原則としているが、出られない人については全員の協議で決定し免除している。出不足金制度は設けていないが、出役できない村民はウオッカを出すのを慣行としている。

村長には、行政上の通達その他公務に従事する報酬として、年額3万ズオティが郡より支給されている。

② 農業生産と村落

農業生産面で重要なのは、村内農家の農業生産に農業機械をサービスする農業サークルが、村落単位に設けられていることである。農業サークルが当初発足したときは、農民15人で組織できた農業機械利用組合であったが、現在では村単位に、農業機械サービスセンターとして、農業機械を装備していない農家に一定の賃料で農業機械のサービスをお

こなる重要な機関となっている。しかも現在は農業技術普及センターの機能をもっている。このような農業サークルは、村落を農業生産単位とする農業統合機関となる可能性をもっているともいえるが、現状では個人農の個別性がつよく必ずしも統合化に積極的に寄与しているとはいえない。

農村生活のなかで近隣は重要な意味をもっている。この村では8~20世帯で1つのグループがつくられている。葬式には近隣は手伝うことはもちろんだが、世帯主または妻が死亡した家には農作業の手伝いにもでている。また家普請、馬鈴薯の収穫期には近隣が相互に手伝っている。もちろん家普請の際は近隣だけでなく親類からも参加している。

③ 教会と農村生活

ポーランド国民の90%以上が、カトリック信者といわれているが、とくに農村では農民の信仰が厚く、農民生活と教会の関係は密接なものとなっている。

しかしどの村落にも教会があるわけでない。オブリテ村の場合、村の中心に教会があるが、オブリテ村民だけでなく他の村民もこの教会に属している。ここでは郡内に20カ村があるが、教会は4つである。したがって1つの教会が管轄する村落は平均して5カ村になっている。つまり1教区=5カ村である。

農民は日曜日のミサに参加したとき、自由意志で寄進するとともに、年間維持費として1世帯当り800ズオティ提出している。また教会の建設・修理・施設の増設などの際には教会委員会の指示で献金している。ボシフイントネ村の場合、教会の建設に1世帯当り4,000ズオティを献金している。葬式には葬式代として4,500ズオティを教会に支払う。

オブリテ村の農民に、日常生活のなかでどんなことを教会に相談するかを質問したら、結婚のこと、近隣との争いごとなど牧師に相談にゆくと語っていたが、毎日曜日、教会に多数の農民が集まり、交流がおこなわれていることと併せてみて、教会が、農民生活の上で重要な役割を果たしていることが理解できる。

カトリック教会の農村におけるこうした位置と役割は、ポーランド農業の将来を展望する際考慮されるべき問題点の1つであることは間違いない。

注(1) 玉城 哲『水の思想』論創社、1979年 255頁

(2) Nowakowski, Local Community in Post-War Poland Polish Sociology. 467. 1970.

2. インドネシアの村落—東カリマンタン

インドネシアは、周知のように、「多様性のなかの統一」といわれているように、種族、言語、宗教を異にしており、村落もどの島か、どの地域かで違った様相を示している。ジャワ島は人口稠密であり、水田作を中心とする農業で、経営規模は1戸当り0.5~1.0haの零細経営であるのに対し、外領であるカリマンタンは、人口稀薄で広大な森林があり、移民による開発がすすめられている。ここでは伝統的な焼畑と最近になって開発がすすめられている水田(米作)が中心の農業である。1戸当り農地も2haとなっている。

そこで、最初に東カリマンタンのサマリダ地区の主要な土地利用方式である焼畑について述べ、次にインドネシア村落の伝統的な特徴としてあげられているゴトン・ロヨン(Gotong royong相互扶助)を中心に、村落について述べたい。

(1) 焼畑農業

いうまでもなく、焼畑農耕方式は、東カリマンタンをふくむ東南アジア農業の重要な農耕方式である。この地域では、一般に7月に伐採し(小径木は伐倒、大径木は巻枯し)、伐倒木を乾燥して、9月初旬に火入れ、9月末または10月初めに跡地を整理し、降雨後に播種し、4月に収穫している。播種後収穫まで一切手間をかけない省力栽培が、1年目にはおこなわれている。伐採作業はサンボジアのセ・メルデック村では、ゴトン・ロヨンでなされており、村落結合を前提に作業がすすめられている。しかしムアラカンマン郡のテラタック村の場合は、伐採にチェン・ソーを所有している労働者を雇用していた。チェンソーの導入は、焼畑伐木作業を共同方式から個別方式に転換する契機となっている。

農民が焼畑をしようとする場合、まず農民は村長に願い出る。村長はその土地がすでに別な農民に利用されているかどうかを実地に見て、村民間の利害調整のうえで、郡長の許可を求める。しかし実際は村長の判断で処理し、後に郡長に報告するケースもあった。

農家は1戸当り平均2haの焼畑を耕作していたが、この面積は単年度だから、焼畑の総面積は同一畑の作付年数、休閑年数で異なってくる。テラタック村では3年間作付し、6年間休閑するので、最低6haを必要とするし、他の地域では16haのケースもあった。

輪作形式はオカボーオカボーオカボ、オカボー大豆、オカボーバナナ・パパイヤ・ナンカなど場所で異なるが、一般にオカボ栽培が多く、しかも初年度、2年度、3年度とオカボの連作が多い。オカボの栽培と併行して焼畑地に果樹を植えるのもよくみられる。

オカボの生産量は、ha当り1~3.2トンの巾があり、初年度は3.0~3.2トン、次年度以降、肥沃度の減少とともに生産量も減少しており、テラタック村では初年度、2年度、3

年度はそれぞれ3, 2, 1トンであった。

焼畑に果樹を植えるのは、1つは土地の集約的利用をはかるためだが、もう1つは個人の土地利用権を示すことにあるようである。

広大な森林、少ない労働力、低い農業技術水準という条件に加えて、熱帯性気候のなかで自然力＝地力を利用する焼畑は、森林による地力回復に依存する農業生産方式である。個別農の立場からも、水田米作が未確立であるこの地域において主要食糧である米を自給可能とする焼畑は重要なものとなっている。

しかし、焼畑が数年耕作されているうちに、激しい降雨による土壌流亡がおこり、地力低下をもたらし、2年目以降にみられるアランアラン(草)の侵入は、森林が急速に草地化する危険性を示している。

(2) 水 田

農民は収穫が多く、安定している水田作を志向し、水田の拡大に努力しているが、灌漑施設、圃場造成も少なく、今後の課題となっている。この地域では、9～10月に植付け、2～3月に収穫でき、生産量は3～5トンでオカボと対比して安定した収穫をあげている。一般にはまだ化学肥料を用いず、生育期間中2回の薬剤散布だけがおこなわれている。水田は、灌漑施設があり二毛作できる水田は少なく、自然灌水または灌漑による一毛作田が多い。スブル・ウル村では1戸当り1ha～2haの範囲で水田をもっていた。

水田造成が農家や村落の安定に寄与していることは明らかで、収穫の不安定な焼畑と比較して、水害の危険性をもっているとしても、安定かつ収穫の多い水田は、増加する人口、他方で焼畑利用を行政的に制限されるという条件のなかで重要なものとなっている。とくにジャワ島からの移民の場合、もっとも習熟した生産方法が水田作だけにとくに熱心にとりくんでいる。

(3) 村 落

① 行政組織と村落

インドネシアの行政組織は、まず最上部にプロビンシー(Propinsi, 州)があり、その下にカブパテン(Kabupaten, 県)があり、県の下にクチャマタン(Kecamatan, 郡)があり、チャマツ(Camat)とよばれる郡長によって治められている。このクチャマタン(郡)のもとに数ケまたは10数ケの村がある。この村を東カリマンタンではカンボン(Kampung)と呼んでいる。村は数ケまたは10数ケのRT(Rukun Tetangga

隣組)から構成されている。

中部ジャワでは村はクルラハン(Kelurahan)と呼ばれており、日本の部落に相当するものはクリン(Kring)と呼ばれている。⁽¹⁾ 西部ジャワでは村はデサ(Desa)であり、カンボン(Kampung)はむしろ部落を意味しており、⁽²⁾ 地域により言葉も意味も異なっている。

ところで今度視察した東カリマンタンのサンボジャ郡は13の村からなり、最も小さい村はRT3, 家族数128, 人口689人であったし、最大の村はRT6, 家族数607, 人口3,269人であった。スブル郡は6カ村からなっていたし、ムアラカンマン郡は11カ村からなっていた。

ムアラカンマン・ウル村は、ムアラカンマン郡役所の所在地にあり、河幅約300mのマハカン河に面した河岸に集村をつくっているが、総世帯数558(戸数331戸)、人口約3000人の村で、漁業113世帯、農業94世帯、農漁業労働305世帯、商業26世帯であった。水田73ha, 焼畑21ha(この焼畑は果樹が植栽されている)、森林26000haである(森林はすべて国有)。

村長は選挙で選出され、集落の中に木造2部屋の小さな事務所に書記2人と勤務している。村長は住民移動の許可権をもっているし、焼畑の管理についても、すでに述べたように農民から焼畑の申請があると村長自ら現地に出向いて調査し、前利用者の有無を確認して許可するかどうかを決める。行政的には郡長の許可となっているが、事後的に報告だけをしている。農民は手数料として1000ルピアを村長に支払う。

行政事務の報酬として、政府、州から合計年に1.5万ルピアが村長に支給され、書記に6000ルピアが支給されている。この他にこの村の場合マハカン河支流の1つだけは村長の管理下にあり、漁業者からの権利料が村長の収入となっている。

ところで、この村には6つのRTがある。RT(ルクン・テタンガRukun Tetanga)は隣組であるが、平均90世帯で構成され、隣組長(Kepala RT)は村長の指名である。RTの起源は第二次大戦中に日本軍の命令で編成された隣組制度といわれているが、⁽³⁾ その機能は行政権力の指令を住民に周知徹底させるものとなっている。もちろん住民の日常生活に密着した相互扶助関係があることも事実である。たとえば、このRTが葬式の単位となっている。1つのRTが葬式の単位である場合もあるが、クアラ・サンボジャ村では、2つのRTが1つの葬式組となっていた。葬式には、米1kgか、現金500～1000ルピアを持参する慣習があり、持参するものがない人は労働力を提供することによって村の仲間であることを示している。

② 村落のゴトン・ロヨン(Gotong Royong 相互扶助)

インドネシアの村落をめぐって、このゴトン・ロヨンは相互扶助と訳され、インドネシアの伝統的風習といわれているが、村落の共同労働で、道路、河川、橋の修理・整備・清掃、焼畑、灌溉などに村落内の男全部が出役する。病気のときは出なくてもよく、個人の都合で欠席する場合は、村長に申し出て許可をもらう必要があり、欠席者は茶菓を提供する慣習となっている。イスラム信仰の厚いカリマンタンでは、モスクの改修・清掃も重要なゴトン・ロヨンの1つとなっている。

ゴトン・ロヨンは、テラタック村ではイスラムの礼拝日に当る金曜日ごとに実施していたが、ムアラカンマン・ウル村では定期化せず必要に応じて実施していた。農業生産を中心とした伝統的村落と都市化した村落のちがいをいえる。

生産（水田作業、焼畑の伐採作業）から生活（モスク、道路、葬式など）まで、何かといえればゴトン・ロヨンという印象をつよくうけた。その意味では、ゴトン・ロヨンの示される集団主義はまさにインドネシアの村落生活の特徴としてあげることができる。

注(1) 戸谷修「中部ジャワ村落の社会構造——スレマン地域を中心に」アジアエートス研究会編『アジアの近代化における伝統的価値意識の研究——インドネシアとフィリピン・その村落調査を中心に——』山喜房仏書林、1978、55頁

(2) 村井吉敬「インドネシアの農民とビマス計画——西部ジャワ・スメタン県の稲作農村を事例として——」滝川勉編『東南アジア農村社会構造の変動』アジア経済研究所、1980年、70頁

(3) 加納啓良『バグララン——東部ジャワ農村の富と貧困——』アジア経済研究所、1979年、171頁

むすび

視察はどうしても表面的になり、村落の行政的側面に注目し、自治的側面を探りえないままに終ってしまう。したがって、この報告は村落の表面をなでて終った思いだが、若干の感想を述べておきたい。

ポーランドの農村について、1980年夏の紛争中にポーランドを訪ねた岩田昌征は「農村を見た感じではポーランドの政府、党は、農村の行政以外にあまり影響力を持っていない。統一労働者党、農民党、カトリック教会の三すくみで農村は経済政策の無風地帯という印象が強い。カトリック教会が二キロおきに立派に新築されている風景……。貧しい農村を背景においてみると、なにか中世的な世界に來たようでした。」⁽¹⁾と述べているが、教会を中心とした集落、零細な農家がつくっている集落は、国営農場の巨大な施設群とアパート群がつくっている農業集落（企業

集落）とは著しく対照的である。とはいっても、これまでふれなかったが、農村全域で活動している総合農業協同組合は、集落の中心部に集荷場、加工場、販売店を設け、組合によってはホテル兼用レストランまで経営しており、活気のある農村もあり、かならずしも岩田氏の印象が全体ではない。しかし、村単位に設けた農業サークルが、村落の農業を統合する機能を発揮していない現状では、個人農による農業生産が停滞していることも否定できない。もちろん、ポーランド農業の停滞が、連続した異常気象、農業投資の不足を原因としているとしても、個人農を中心とした現在の生産システムが問われていることも事実である。

東欧諸国は、60年代後半から70年代にかけて農業集団化を前提に、農業の構造変革、つまり、「農業の工業化」と「農業の統合化」に取り組んでいる。「農業の工業化」とは「農業の生産技術を総体として近代化＝高変化することを意味し」⁽²⁾「農業の統合化」とは「農業の工業化」を支えるべき新しい生産組織体制（形態）、つまり組織的受け皿の構築を意味していた。なお農業の統合化は、具体的には水平統合——農業部門内部における大規模生産単位の形成——と垂直統合——農業生産と農業関連活動（とくに食品加工）の直接的結合の形成——を軸として進められていた。⁽³⁾

とくに注目したいのはチェコスロバキヤの場合で、1961～70年代につくられた自給飼料基盤による畜産、つまり自己完結的、多角的な小規模生産をおこなう伝統的集団農場を、1970年以降は改竄しようとしていることである。つまり「一村一生産単位」を基本とした二十までの地縁的な伝統的集団農場から、「一生産部門一生産単位」を基本とした機能的な近代的専門農場への移行過程⁽⁴⁾にある。この場合、伝統的集団農場形式の単位となった村落は、その歴史的役目を終えて止揚される運命にあるとみてよいのではないだろうか。ポーランドの場合は、「一村一生産単位を基本とした地縁的集団農場」すらまだ形成しえないところに、ポーランド農業の停滞があるといえよう。

インドネシア東カリマンタンは、ジャワ本島の過剰人口問題を解決するため、農民が国家政策のもと移民させられている開発期であり、原住民の伝統的村落は別として新しい開拓地の村落が多かった。しかもここ数年、水田造成が積極的にすすめられているが、焼畑農耕がまだ重要なものとなっている地域であった。1943年に入植した村落で、ある農家の農具を調べたら、鋏、鎌、鋸、斧各一丁という状態で、低い営農技術水準にあり、生活水準も低いのが現状である。したがって、ここでは商業的農業よりもまず自給的農業の確立に重点があることはいうまでもない。こうした個別営農の段階で、地域としては道路をつくり、ダムをつくり、灌溉施設をつくるなど基本的施設づくりを緊急としている段階である。

こうしたなかで、村落は行政単位として重要なものとなっており、また生産面、生活面でもゴ

ゴトン・ロヨンによる集団主義が重要な意味をもっている。水稻生産が本格化し、水利統制が必要となったら、この集団主義はつよまるかも知れない。しかし営農水準が高まり、個別経営が確立したとき、ゴトン・ロヨンはインドネシア村落の伝統的価値意識のあらわれたものとして、現在のように存続するものだろうか。このことを確認するためには、いますすめている農業づくりの行方をしばらく見守ることが必要であろう。

二つの国の村落をかいまみた印象は、社会体制により村落は異なった位相を示しているということであった。

注(1) 岩田昌征「ポーランド民主化の後に残された瀕死の経済」『朝日ジャーナル』180, 11月21日号、95頁

(2)(3) 平泉公雄「特集「東欧農業の構造変革(統合)過程」によせて」『アジア経済』Vol.21, No.8, 1980年 2頁

(4) 金井晃一「チェコスロバキア農業の1970年代の再編過程」『アジア経済』Vol.21, No.8, 1980年、82頁

(1981.1.10)

Ⅱ 集落林政の提起

Ⅱ 集 落 林 政 の 提 起

1. 林政対象としての集落

近年までの林政は集落自体を対象にしたものは稀であったように思う。しかし、山村地域からの人口流出によって、山村集落の過疎化段階は相当にすすんでおり、このまゝに放置してよいものではない。山村振興事業や過疎対策事業では、その事業メニューの1つとして集落再編成をとりあげてきたことは周知の通りであるが、その事業成果は活目するほどのことではなかった。^(註)

(註) 昭和53年版 過疎対策の現況(過疎白書)によれば集落移転事業が国庫補助事業として昭和46年度より開始されて以来、53年度まで延52市町村、164集落、1097戸が移転を行ったにすぎない。問題を多くかゝえた集落を数多く残したまゝ過疎対策は第1ラウンドを終ろうとしている。

林業及び山村の発展を期するためには、林業自体の生産性を向上するとともに、山村の生活環境を整備し、林業従事者が定着できる健全な山村社会をつくる必要がある。このために林野庁では問題集落の再編成という立場からではなく、既存集落の定住条件を改善するために、昭和53年度より「林業集落基盤総合整備事業」を創設した。

この事業では、都市や平地農村に比べて著しく立ちおくれている生活環境の整備を林道等の生産基盤の整備と一体的に行おうとしたもので、中核林業振興地域の中に林業集落圏を設定し、これを対象に事業を計画している。こゝで林業集落圏とは、林野率70%以上、林家率50%以上の林業集落が担当数一体となつて行われる区域をいい、次の事業を実施する。

ア・林業整備事業…森林の管理、経営のための林道整備

イ・集落林道整備事業…林道を補完し、林道又は市町村道等と集落又は林業用施設(貯木場、苗畑、木材加工施設、山菜加工施設、人工ほだ場等)を結ぶなどして、主として林業生産活動の向上に資するとともに必要に応じて舗装を施すことができる。

ウ・用・排水施設整備事業…ア及びイの事業と一体的に行う幹線的な用・排水路等の開設、整備。

エ・用地整備事業…ア及びイの事業に付随して行う林業用公共施設及び林業従事者等の健康管理、安全衛生指導、地域連帯感の助長をはかる林業用施設等の用地整備。

オ その他事業…林野庁長官の特認事業

これらの事業主体には、市町村や森林組合等があたることになっており、一地区当りの標準事業費は3億5千万円、工期4年、55%の国庫補助率で公共事業として実施される。

このように、林業集落基盤総合整備事業は、市町村内の一部である林業集落圏を指定し、そこに林業生産基盤の整備と関連づけて整備することが妥当な生活関連基盤を整備しようとするもので、公共事業の性質上ハードな事業に限定されている。しかし、事業の実施効果をより大きくするためには、ソフト面での配慮が必要なのは云うまでもない。

筆者の本事業が計画され実施される過程で研究者として関与する機会を得、和歌山県美山村寒川林業集落圏において現地検討を実施した。以下、具体的内容について報告する。

2 ある林業集落圏の総合整備計画の概要

1) 和歌山県美山村は県中央部日高川上流にあり、林野率の高い林業村である。林業に関する通常の就労圏域は川原河、愛媛、寒川の三地区に大別され、また地理的条件等の制約から、日常生活圏域も、ほゞ上の三地区に区分されており、村当局もおおむねこの三地区を対象に開発整備方向をかためつゝある。その中で寒川地区は素材生産量が村の60%を占めるなど、最も林業のウエイトの高い地区である。しかし、地区の森林の成熟度も十分でないうえに自然条件などの制約から道路をはじめ環境基盤の整備が著しく立ちおくれている。

2) 寒川林業集落圏の特色は次のように要約できる。

(1) V字型を呈する地形に展開した林業地で(森林率93%,人工林率55%),農業の比重がきわめて低い(耕地率0.7%)。

(2) 素材としいたけ生産とを組み合わせた複合経営を地域として展開させる可能性がある。

(3) 車の乗入れ不可能戸数が全戸数の83%に達し、集落道整備の必要性が大である。

(4) 昭和52年における新規学卒者の圏域内就業者は0、昭和40年以降10カ年に就業人口が22%減少している。林業就業者の定着・育成が緊要な集落圏である。

(5) DID都市まで5.5km、二次生活圏の中心地区まで2.6kmもあり、陸の孤島といえる地域である。

3) 上記の特色はそのまま林業集落整備の問題点にもなるが、整備計画作成の構想として以下の諸点を考慮している。

(1) 集落圏における核集落(土居)と周辺集落との有機的な関連を保つため、幹線道路を起点にした林業集落道の整備を重点的に推進する。

(2) 集会所等コミュニティ施設がおこなわれているので、圏域の核集落としての機能を果たすために、土居に林業集落センターを整備する。(アンケートにおいてもその希望が多かった。)

(3) 林業経営類型モデルを経営階層別に作成し、類型ごとの経営目標を集落圏単位に統一し、林地利用、労働力利用の総合計画を作成するとともに、所得目標を明示した。(経営類型

1 寒川林業集落圏の美山村に占める地位

項 目		美 山 村 (A)	寒川集落圏 (B)	(B)/(A)
面 積	総 土 地 面 積 (ha)	16,855	4,938	29.3
	森 林 面 積 (ha)	15,930	4,603	28.9
	林 野 率 (%)	95	93	—
	耕 地 面 積 (ha)	167	36	21.6
人 口	人 口 (人)	4,034	875	21.7
	人 口 密 度 (人/ha)	0.24	0.18	—
	世 帯 数 (戸)	1,188	258	21.7
	林 家 数 (戸)	727	154	21.2
	集 落 数	25	8	32.0
就 業 人 口	総 就 業 人 口 (人)	1,814	399	22.0
	第1次産業就業人口 (人)	885	185	20.9
	うち林産就業人口 (人)	327	61	18.7
	第2次産業就業人口 (人)	379	78	20.6
	第3次産業就業人口 (人)	550	136	24.7
産 業	総 生 産 額 (百万円)	1,337	345	25.8
	うち 林 業 (百万円)	351	184	52.4
	" 農 業 (百万円)	104	23	22.1
	" その他 (百万円)	882	138	15.6
林 業 生 産	素 材 生 産 (m ³)	12,140	7,285	60.0
	しいたけ生産 (kg)	42,050	15,010	45.9
	樹 苗 生 産 (千本)	340	156	35.7
	木 炭 生 産 (t)	7	7	100.0
林 道 等	林 道 密 度 (m/ha)	2.5	2.7	—
	林 内 道 路 密 度 (m/ha)	12.0	9.6	—

表 2 集 落 別 施 設 配

集 落 名	整 備 種 目	規 模
小 藪 川	林 道 西ノ谷 線	1,000 m
	車 道 東 谷 線	2,200
	索 道 東 谷 線	500
	索 道 東 谷 線	900
板 村	林 道 谷 山 線	1,600
	索 道 谷 山 線	800
	しいたけ乾燥施設整備	500 m ²
	林業集落道整備	500 m
	山菜加工施設整備	2,000 m ²
	林業用水施設整備	300
長 志	林業集落道整備	200
	林 道 上 山 路 越 線	2,000 m
	樹 苗 養 成 用 地 整 備	5,000 m ²
	林業用水施設整備	400
高 野	林業集落道整備	150
	木材加工施設整備	3,000 m ²
	林業用水施設整備	400 m
	林業集落道整備	200 m
西ノ川	車 道 西ノ川 線	500
	索 道 西ノ川 線	1,350
	しいたけ人工ほだ場整備	3,000 m ²
	林業用水施設整備	500
	林業集落道整備	150
朔 日	林 道 滝ノ上 線	3,000
	車 道 海 谷 線	500
	索 道 朔 日 A	1,000
	朔 日 B	700
	山菜加工施設整備	2,000
	林業用水施設整備	400
	林業集落道整備	200
土 居	林業集落センター整備	400 m ²
	林業集落道整備	200
	林業用火施設整備	2,000 m ²
	緑化木生産用地整備	3,000 m ²
	林業用水施設整備	450 m
舟 原	林 道 高 野 猪 谷 線	3,000
	索 道 舟 原	520
	林産物集出荷施設整備	300

前期とは本整備事業に取上げるべく検討したもので、後期は全体計画として構想した。

置 と 整 備 順 位 の 検 討

整 備 準 位		摘 要
前 期	後 期	
○	○	林道東谷線を先行させるため 林業構造改善事業で実施 林道東谷線開設後に接続 林道東谷線開設後に接続
○	○	林道谷山線開設後に接続
○	○	一体整備
○	○	一体整備
	○	しいたけ乾燥施設整備を先行させるだけ
	○	広域基幹林道として実施
	○	一体整備
	○	林道上山路越線開設後
○		一体整備
○	○	一体整備
○	○	林道西ノ川線、索道西ノ川整備後
○	○	東道海谷線を先行させるため
○	○	車道海谷線開設後に接続
	○	一体整備
	○	山菜生産計画が軌道に乗ってから
○	○	一体整備
○	○	林業集落センター整備後
○	○	一体整備
○	○	林道高野猪谷線開設後に接続 しいたけ、山菜等の出荷が軌道に乗ってから

は、林業自立型、林業主業型、農林複合型Ⅰ、Ⅱ、賃労型Ⅰ、Ⅱの6タイプとした)。

(4) 生産計画に即応した生産、集積・加工の基盤整備のマスタープランを作成し、緊急順位をつけて関係者に提示した。(表2)

4) 以上の結果、林業集落基盤総合整備事業として採択した事業親目は次の通りである。

表3 林業生産基盤の整備

整備種目	事業量	事業費(円)	備考
林道	3路線 2,700m	205,600	
自動車道(高野猪谷線)	1,200m	96,000	舟原集落利用区域面積633ha
"(谷山線)	1,000m	70,000	板村集落 " 131ha
自動車道以外(海谷線)	500m	39,600	朔日集落 " 101ha
索道	1箇所 1,350m	4,500	西の川集落
林業振興施設等用地整備	3箇所 6,500m ²	36,080	
しいたけ乾燥施設整備	1箇所 500m ²	1,750	板村集落
緑化木生産地整備	1箇所 3,000m ²	19,050	土居集落
木材加工生産施設整備	1箇所 3,000m ²	15,280	高野集落
林業等用水施設	2箇所	11,410	
計		257,590	土居、高野集落 取水、貯水、浄水槽 84m ³ 導水、送配水施設 4,750m

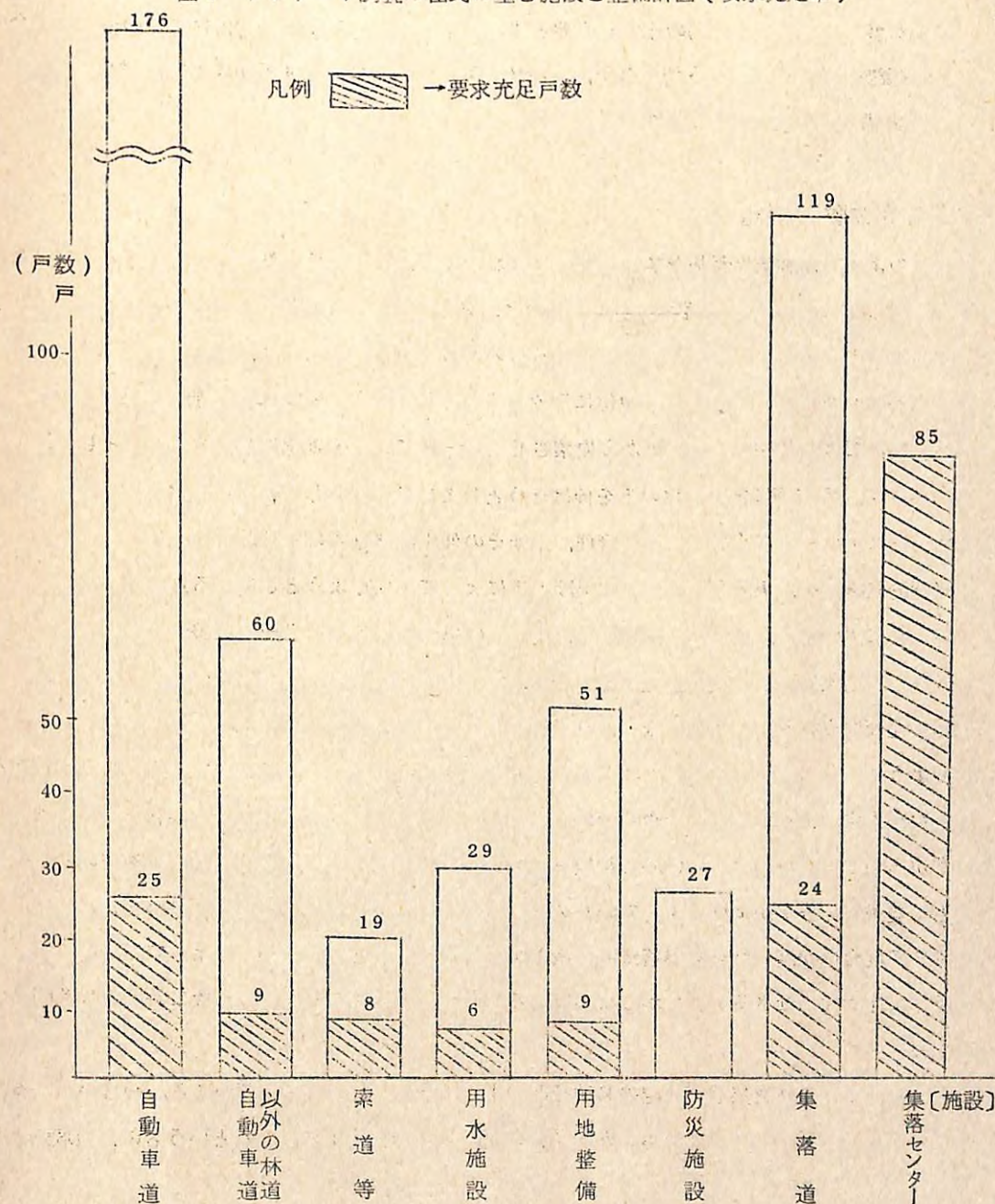
表4 環境基盤の整備

整備種目	事業量	事業費(円)	備考
林業集落道	4路線 1,050m	72,410	
土居線	200m	23,610	土居集落、集落道開設
小棚線	150m	18,600	西の川集落、既設歩道の拡幅 (橋梁架設を含む)
下板線	500m	17,500	板村集落、既設歩道の拡幅
おそ越線	200m	12,700	高野集落、" "
林業集落センター	1箇所 400m ²	70,000	土居集落、鉄筋コンクリート 2階建
計		142,410	

1 林業集落圏の予算総額3~4億円という枠のため、さきの構想をかなりの程度しぼらざるをえなかったし、住民の要求充足率も低く押えざるをえなかった。(図-1)。

それでも、村内で一部の地区に対する集中的な施設整備であるため、村当局、議会のコンセンサスを取りつける必要もある。事業実施にともなう4億円の予算が必要であるが、こ

図1 アンケート調査の住民の望む施設と整備計画(要求充足率)



のうち、国庫補助55%、県費補助20%が出されるので、地元負担は25%1億円、年間0.25億円となる。美山村の昭和51年度の経常収支率は85%、一般財源は約5億であったから一般財源から普通建設事業費に充当可能予算額は5億×(1-0.85)=0.75億円となる。また、この村の辺地債と過疎債の起債枠は51年度で1.1億円であったから、合計して1.85億円が投資的経費として、この種の事業に充てうる予算総額である。したがって本事業はその14%弱の予算を必要とする。本村においては結果的に村当局の協力と議会の議決をえて実施にふみ切れたが、自治体内での一部地域に対する事業計画は財政的、政治的諸調整が必要であることが理解される。

3. 集落林政の問題点

このように、林業集落基盤総合整備事業においては、林業集落を個々に取りあげるのではなく、1つのまとまりのある集落圏として取り上げ、まとまりのある社会として形成するための生産、生活両面の基盤整備をはかろうとしているものである。その意味では、個々の集落を対象に個別経営をとりまとめて1つの生産単位に形成しようと目論んでいる集落農場制の発想とは異っている。前者では林業生産を足もとから崩壊させようとしている過疎化に対応するものとして、集落の生活条件の整備にまで林政の手を伸ばそうとしているのに対して、後者では個別の農家経営では十分に果たし得なくなった労務管理、土地その他生産諸施設の管理及び市場対応等々の生産的、経営的諸機能を、集落という地縁的集団の手によって確保しようとしている点に基本的差異があるように思われる。当然のこととして、前者では道路や集落センター等の整備といった、ハードな側面に施策の重点がおかれるのに対して、後者では共同利用施設などハード面とともに、それに関連づけられる諸集団の組織・運営といったソフト面の諸施策にも配慮がこめられている。このように、農政が集落を取り上げる場合と林政が問題にする場合とでは内容と方向に相違がある。

なかならず、林業では生産や就労の圏域が農業に比べて広いこと、土地や森林資源の集落外所有が多いこと、集落内においても林地無所有の賃労働者階級を析出するなど経営階層の分化とともに農民層の分解がよりすすんでいること、さらに山村集落では近代的諸施設が特定の集落に集中する度合いが高いために集落機能の較差が顕著であること等々の理由によって「集落圏」という単位を対象にせざるをえなかったのである。こゝに以下述べる とき林政における集落問題がある。

その第1は、林業集落圏設定の範域をどのようにきめるかという問題がある。今日いわれる農業集落は自然村の流れをつぐものが多く、次第に混住社会化1つ、あるというもの、地域的拡が

りは明白なものが多い。集落農場制の発想は、その意味では既存の社会をベースに設計できる。これに対して、林業集落圏の構想は、当初から圏域として1体性を確保できるプロスペクティブ(前望的)な地域設定を必要とする。寒川林業集落圏の場合、圏内の8集落はすべて昭和31年に合併した旧寒川村に所属していたが、旧寒川村自体は8集落のほかにも3集落があったので、旧村の部分指定となったわけである。これは、生活圏、就労圏、生産圏等の圏域設定の論理からみて合理的な判断であるが、共有林の所有や森林組合の範囲等は旧村域で残されているために外された集落から若干のアピールがあった模様である。ともかく、林業集落圏はインフラストラクチャーの整備を先行して、集落間の機能的結合を強化しないと、たんなる行政上の区画に終わってしまう。

その2は、圏域とそれを構成している各集落が林業に対して明白な問題意識をもつようにするにはどうすればよいか。われわれは、集落をベースにした林業計画を樹て、それを圏域レベルで調整し、そこからはみ出るものを村レベルで吸収するという地域段階的なアプローチをしたが、これは机上で作りあげた計画であったから出来たことで、現実には集落レベルにも圏域レベルにも調整主体も組織体制も出来ていない場合が多い。机上の空論にならないためには、集落機構の中に林業と森林の管理体制を作ることがまず必要である。寒川林業集落圏内の下板集落においては、総代の下に森林組合委員、農協委員、財産区委員が存在していた。圏内の下板集落においては、総代の下に森林組合委員、農協委員、財産区委員が存在していた。また圏域全体としては森林組合(寒川森林組合)のほか寒川林業振興会、寒川青年団、婦人会、老人クラブ等が作られていた。これらの集団を集落圏の林業振興目標に対して再編成し、主体性を発揮できるよう補強、補完しておく必要があろう。

その3は生産、生活環境基盤の整備水準をどの程度にしておくかを検討しておく必要がある。林道をはじめとし、林業生産に関する基盤整備の水準は、効率性、安全性、経済性等を基準に設定しやすいが、生活環境の整備水準については、客観性のある基準をめぐって議論がなされているところである。^(註)

(註) 例えば都市生活環境研究会編『シビル・ミニマムの設計』帝国地方行政学会刊1973においては人口10万人都市における生活環境施設の目標水準が施設別に具体的に検討されている。また国民生活審議会調査部会が1974年に出した『社会指標』では、これまでに行われた内外の社会指標に関する諸提案を検討・整理し達成すべき社会目標の各領域について、類型別階層体系を作成している。児島俊弘は農林水産技術会議の「農林漁業における環境保全的技術に関する総合研究」において、「ルーラル・ミニマム」の設定について研究し、都市的生活環境の充実が農村生活に満足にあたえるか否かについての価値意識の相異について若干の仮設

を提示したが、その検証までにはいたっていない。(同試験成績書第5案P495)

しかし、ミニマムの設定そのものは本来的には地域住民の合意が結集されるという政治過程によって決定されるものである。寒川林業集落圏の構想計画においては、集落別に安全性(3指標)、快適性(5指標)、便利性(5指標)、文化性(7指標)、経済性(3指標)、総合性(3指標)の6視角から評点し、相互比較できる資料を住民に提示しながら、要望する施設のアンケートをとることによって住民のニーズの把握につとめた。^(註)

(註) 詳しくは和歌山県『林業集落基盤総合整備調査報告書』1977、P119～139参照。
昭和53年度から始まった林業集落総合整備事業は、集落圏を対象に生産基盤の整備を通じて生活環境の整備をも図ろうとするユニークな施策であって、地方林政上注目すべき試みである。林野庁では引きつづいて、昭和54年度には、林業村落振興緊急対策事業を実施し、地域コミュニティ活動の中心となる施設、生活環境改善のための施設整備を緊急に行うとともに、地域住民の交流を促進するための各種活動を推進することにより、地方林政の円滑な推進を図ろうとしている。^(註)

(註) 本事業は次のような事業種目から成り立っている。

(1) 推進事業:

林業者をはじめ地域ぐるみの住民の交流を促進することにより、地域林業の担い手の健全な育成、地域住民の連帯感の醸成及び地域コミュニティ機能の強化を図り、地域の林業構造の改善の推進等に資するために行う事業で、村づくり構想の策定事業及び林業村落推進活動事業がらなっている。

また林業村落推進活動事業は地域住民の自主性と活力を生かし、その交流を促進するために行う事業で、地域住民交流促進事業、指導者育成事業、高齢者婦人等社会活動参加推進事業、森林愛護等自然環境維持保全推進事業、地域美化運動推進事業、米等地域農林水産物消費拡大推進事業のメニューからなっている。

このように、いわゆるソフト事業的なものがメニュー化され助成対象になっていることは、この事業の大きな特長である。

(2) 施設整備事業

① 住民利用林業施設整備事業

② 林業者地域住民交流施設整備事業

③ 林業者等健康増進施設整備事業

④ 林業集落環境整備事業 — 連絡道路、生活安全施設廃棄物処理施設、簡易給排水施設、

除雪・除雪施設、山村情報連絡施設、緑地景観施設、生活改善センター作業準備休養施設、共同給食施設

(3) 54年度の予算内容

指定地域 40, 1地域当 6,250万円, $\frac{1}{2}$ 補助

また、昭和55年度には、林業振興と山村振興とを総合的に実施するために、林業振興地域整備計画制度を創設するとともに、林業振興地域に指定されている市町村を中心に林業地域総合整備事業を開始した。この事業の中にも、林道整備事業のほかに、集落林道整備事業、用排水施設整備事業、用地整備事業等、さきの林業集落基盤総合整備事業と同種のメニューがもりこまれている。(地域数300, 1地域当り事業費7億円, 補助率55%)。

さらに、昭和55年度から装いを新た実施することになった新林業構造改善事業においても、生産、流通、加工体制の整備とともに、林業者の定住化の促進をはかるため、①林道の改良、舗装、集会施設、簡易給排水施設等の環境条件の整備とともに③特産物生産施設、民芸品創作施設、山菜、花き花木等生産施設等の就労安定・促進のための施設整備を事業メニューの中に取り入れるようになってきた。加えて、55年度の特別措置として、林業構造改善村特別対策事業として、村づくり活動事業、山村環境整備事業等山村集落の生産と生活の環境を整備する事業も打出されていた。(40地域, 1地域当 6,250万円)。

これらの諸事業を通覧して、地方林政は地域林業の振興とともに山村社会の衰退化に歯止めをかけて魅力ある山村社会の形成のために本格的な活動を始めるようになってきた。山村集落はその対象として新たな展開が期待されるのである。われわれの研究は、林政のこのような展開に対して、その方向性をあたえとともに、基礎資料を提供する必要があると考える。

Ⅲ 山村集落と林業経営

—埼玉県名栗村実態調査報告—

1 名栗村の概要

(1) 沿革

本村は、天正年間徳川家康入府とともに徳川氏の直轄領になり、文政8年(1825年)から天保7年(1836年)までの11年間上州館林の松平右近将監の領地となり、その後天保7年に再び幕府の御料所になり代官(代官所は秩父にあった)の支配をうけた。明治初年に岩鼻県、群馬県、入間県、熊谷県をへて明治9年に埼玉県の所管となった。明治22年に町村制が施行され、翌23年に下名栗村・上名栗村が合併して現在の名栗村となった。しかし、江戸時代から「^{もくさば}林場」として存続していた入会地は合併後も区有財産としてそれぞれ独立財政をつづけてきた。その後、上・下両区に学校建築等で借入金が増加し、財政を整理する必要にせまられ「上下整理統一委員会」を設置し、昭和7年に最終的統一案が成立し、名栗とともに名栗村が一体となった。

この入会地の林業経営は負債整理の後、昭和11年3月に、当時の森林法にもとづき施業森林組合として発足したが、昭和14年の森林法改正により名栗村森林組合が設立されたので解散し、そ

第1表 区有林財産統一案

区	当時の反別	負債整理の分	村有編入統一分
	町	町	町
上名栗	219.7702	105.7028	114.6024
下名栗	297.4726	123.2915	174.1811
計	517.2428	228.9943	288.7835

注：面積は台帳面積、実測はこの約3倍

の財産を引きついで申し合せ組合として上名栗共有林組合、下名栗共榮造林組合となって今日に至っている。

なお、江戸時代に幕府の直轄であった御林は明治初年の官民有区分のさい、いったん官林となったが、村民の強い要望により明治44年に台帳面積119町を時価で払下げを受けた。したがって、村有林は第1表の村有編入統一分289町と合わせて408町(実測見込約1635ha)となり、村総面積の28%を占めていることが本村の特徴の一つともなっている。

(2) 位置・地勢・土地利用

東京から西へ約60Km、荒川(隅田川)の支流入間川の上流部に位置し、江戸開府後間もなくよ

り、木材を千住・深川へ流送する地利条件にあり、スギの成育に適する地質＝秩父古生層、年間1,800mmをこえる降雨量と相まって古くより東日本有数の林業地として発展してきた。

第2表 土地利用状況 (昭52.1.1現在)

区 分	農 耕 地			山 林	原 野	宅 地	その他	計
	畑	樹園地	計					
面 積 ha	25	15	40	5,575	29	35	260	5,875
%			0.7	94.9	0.5	0.6	4.3	100

注：名栗村要覧1978による。

土地利用では、①山林が94%と山林率が非常に高いこと、地方②農耕地が極めて少ないうえに水田は皆無であることなどが特徴としてあげられる。

(3) 人口の推移

第3表 世帯と人口の推移

年 次	大正 9	昭和 5	15	25	35	40	45	50
世帯数	637	667	660	771	699	693	686	667
人 口	3,271	3,396	3,275	3,589	3,260	3,157	3,064	2,840

注：第2表と同じ

人口の推移では昭和25年以降漸減しているが、その減少率は、最も大きな昭和45～50年の5年間でも年率1.8%程度で、山村としては小さな方である。農林業の縮減にも拘らず人口減少率が比較的小さいのは、飯能市をはじめ、通勤可能なところに職場を得やすいことによる。ただ、人口の年齢構成をみると45～49才にピークがあり、25～39才と0～9才とがかなり落ち込んでいるので、今後の動向については楽観はできない。

(4) 産業と就業構造

第4表 産業と就業構造

産業別	昭和35年	40	45	50
第一次産業	478	368	276	127
第二次 "	251	370	542	476
第三次 "	583	530	615	616
計	1,312	1,268	1,433	1,219
農 業	339	197	137	35
林 業	138	170	138	92

注：国勢調査による。

産業別就業人口では、第一次産業の激減、とりわけ農業人口が15年間に9割減となったこと、第二次産業が同じ期間に2倍近くに増加したことがめだつ。なお、林業就業人口はピーク時の40年の170名が50年に92名となったが農業と比べるとはるかに減少がゆるやかであること、林業関連産業である製材業、木材販売業（木材卸・小売商、木材市場）に従事しているものが多いことなどが注目される。林業および関連産業を合わせたものが、いまなお、他の業種を大きくひきはなしているといえよう。

名栗村は戦前までは炭とまゆと木材の村であった。このうち炭は拡大造林の進展にともなう資源不足、薪炭から石油への転換などによって生産が急減し、まゆもまたナイロンの進出などによって次第に姿を消し、木林のみが孤るいを守ってきた。しかし木材も外材におされて生産量が減少しつつある。それにも拘らず世帯数や就業人口が横ばいを保っているのは飯能市をはじめとする通勤可能な職場が多いためであり、それよりすると名栗村がベットタウン化しつつあるともいえる。いずれにしても、本村の生産的な産業としては、林業と製材業とが依然として基幹となっていることはたしかである。

1. 農 業

本村のセンサスでいう農家数は、35年に全世帯の55%であったが50年には165戸で全体の25%と半減し、さらに、農業を主業とする農家は35年の57戸より50年には7戸に激減した。地形が急峻で生産性の向上の困難な農地が大部分を占めていることにもとづくもので、茶園やクリ園などさまざまな試みがなされてきたが、成果をあげるまでには至らなかった。なお、現在の経営耕地規模別農家数を下表に示す。

第5表 経営耕地規模別農家数

総数	0.1 ha未満	0.1~0.3	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~1.5
156	1	117	38	7	1	1

2. 林業

第6表 保有形態別森林面積 (昭和53.4.1現在)

	保有形態	総面積	人工林	天然林	人工林率
公有林	県造林	336 ha	213	123	63.4%
	村直営林	809	131	677	16.2
	村有分収林	490	490		100.0
	計	1,635	834	800	51.0
私有林	林家	3,810	3,137	673	82.3
	会社・社寺有林	130	95	35	73.1
	計	3,940	3,232	708	82.0
合計		5,575	4,066	1,508	72.9

注：名栗村要覧1978による。ただし村有分収林の位置を公有に移す。

第7表 保有山林規模別林家数 (昭和45.2.1)

総数	0.1~1ha	1~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100以上
253戸	81	112	30	14	5	7	1	3
%	76.3%		22.1				1.5	
(全国)	88.6		11.0				0.4	

山林の保有形態からみた本村の特徴は、前述した公有林の比率が大きいことのはかに、その公有林の半分が集落を契約相手とする分収林や県行造林など分収形態のものが多いことがあげられる。また第1表の負債整理の分のうちの大半がやはり分収林であり、それらを合わせると本村の分収林は1,230 haに達し、人工林総面積の30%を占めている。この点が本村林業の最も大きな特徴であり、かつ、集落の社会的経済的基盤を理解するうえでのポイントともなっている。また、入会地の1部が共有林になっていることも、またその共有林の大半が分収林となっていることについても同様のことがいえる。

第8表 最近5カ年における造林および伐採量

区分	年次	49年	50	51	52	53
造林	ha	32.7	27.9	23.0	21.6	17.2
伐採	1,000 m³	13.5	7.4	17.8	10.6	8.5

注：名栗村森林組合 名栗村林業の概要による。

本村の最近における造林面積をみると5カ年間に半減し、伐採は造林ほどではないにしても同じく減産傾向にある。造林面積の著しい減少は、①人工林率がすでに73%に達しており、拡大造林の適地が少ないこと、②人工林の皆伐も減少していること、③農林業就業人口が激減していること、④造林の収益性が低下していることなどがあげられる。これらはいずれも日本全体にみられることであるが、本村の場合、③の農林業就業人口とくに農業就業人口の激減がひびいている。

なお、本村の森林資源の蓄積は75万m³あり、その年平均成長率を5%とみると、年成長量は37,500 m³となり、年伐採量の3倍となる。したがって近い将来、本村の木材生産量は大幅に増加する可能性をもっている。

3. 商業

本村商業の軸は木材卸売業と食料品店で、それぞれ従事者数においても、販売高においても全村の1/3を占めている。

第9表 木材卸売業の状況

商店数	従業者数	年間商品販売額
15	57人	26,739万円

4. 工業

本村工業は木材製材と石灰石採掘が主である。製材工場は上名栗に10、下名栗に3で、年間消費原木が1,000 m³をこえるものはすべて上名栗にある。

第10表 製材工場の状況 (昭和54.3現在)

	製材工場数	従業者数	年間原木消費量
全村	12	70人	4,300 m³
上名栗	10	58	3,500
下名栗	2	12	800

注：埼玉県製材業者登録申請書による。

第11表 木材業者の状況 (昭和54.3現在)

	木材業者数	従業者数	年間原木消費量
全 村	30	116人	13,360 m³
上 名 栗	18	78	10,190
下 名 栗	12	38	3,170

- 注 : 1) 埼玉県木材業者登録申請書による。
 2) 製材業を兼ねているものが8事業体である。
 3) 木材卸売業者も含まれている。

木材業者についても、製材業ほどではないが上名栗に多い。

上述した林業、製材業、木材業のほかに、従事者数が村全体で57人の運輸業の過半が木材輸送に従事しているとみることができよう。したがって、本村における林業および林業関連産業従事者を合計してみると、林業に92人、製材業70人、木材卸売業57人、木材輸送業30人、(木材業は他と重複しているのが多いので一応除外しておく)合計249人となる。

なお、上述の推計値は、村内で営まれている産業従事者数であって、村外、たとえば飯能市にある製材工場や原木市場などに勤めている人は含まれていない。それを含めると本村に在住する林業および関連産業従事者は、この推計をかなり上回ることは確実である。

(5) 調査集落の選定

1. 集落の概要

本村は15の集落よりなる。上名栗9、下名栗6で、また、行政の末端機能を果たしている行政区も15ある。

これらの集落のなかから調査対象を選定するにあたってつぎの点を考慮した。その1つは、①上名栗、下名栗よりそれぞれ1集落をえらぶ、②上名栗は下名栗に比し、山林の所有または保有規模の大きな世帯が多いので、それを鮮明に表わすようにする。③さらに、林業のみならず関連産業を含めて、より企業的な色彩の濃厚な集落をえらぶ。このことは、農民の分解が早くより進展してきたところ、あるいは商業資本のウェイトの高いところとする。

以上の条件にあてはまる集落として、上名栗では山林の保有規模50ha以上の林家が集中している名郷を調査対象とした。すなわち、本村には山林を50ha以上保有する林家が10戸あるが、

そのうちの4戸が名郷にある。また名郷には製材工場でも最大規模(91kw, 16人)のものがある。

これに対して下名栗からは、山林の所有規模が小さな、最大でも推定実測面積20~30haの、しかし共有林あるいは村有林に対する分収林の比率が比較的大きい集落として芋浦美を選定した。

2 名郷および芋浦美集落の経済・社会

(1) 名郷の経済・社会

1. 概 況

同集落は名栗村の13区として上名栗に位置している。この集落は、名郷のほか白岩、山中、および蟬差という小集落が合体して形成されたものである。合体の時期は、明治23年の町村制にもとづいて上、下名栗村が合併した時であり、したがってこの集落は町村制施行に伴う行政単位として形成されたものである。

合体以前には、それらは小集落ごとに比較的強固な結束があったのではないかと想像される。何故ならば村史の記録に江戸時代の上名栗村内部には貢祖をめぐって新組と旧組との長期に亘る対立があったと記されていることによっても窺知することができる。往時は前記の小集落はそれぞれが組と呼ばれており、新、旧に分かれていたのが、明治2年に地域別に分けられ、後に町村制で再編されるという経緯を辿っている。それ故、基礎的単位として、往時、組といわれた小集落があり、それらが行政的に集合されて、名栗村にて区といわれる名郷集落が誕生したといえることができる。

以下、同集落の経済および社会構造について述べる。

2. 経 済

(1) 人口動態

当集落は、村内でも経済的にいって規模の大きい集落である。たとえば、世帯数および人口ともに第12表に示されるごとく、昭和45年現在で72世帯、355人で世帯および人口数ともに村内の1割強を占めている。これは9区（新館）の84世帯、380人に次ぐ値である。

なお、人口の年次別動向をみると昭和35年時から40年時に減少を示した後、45年時には35年をいくぶん超える水準に到達している。

第12表 世帯数および人口の推移

	昭和35年	昭和40年				昭和45年			
		人		口		人		口	
		世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計
村全体		699	1624	1636	3260	693	1549	1603	3157
(35年対比)						(991%)	(954%)	(980%)	(968%)
13区		75	179	164	343	69	152	141	293
(35年対比)						(920%)	(849%)	(860%)	(854%)
(村内比)		(107%)	(110%)	(100%)	(105%)	(960%)	(960%)	(1110%)	(1035%)
						(105%)	(116%)	(116%)	(116%)

資料：国勢調査（村要覧より）

(2) 農地と林地所有状況

昭和55年6月現在における同集落の世帯数は第13表にみられるごとく63世帯であり、その同集落内における位置図は第1図のとおりである。

同集落における主要な生産基盤ともいえる土地所有状況についてみると、耕地は総面積69,695㎡であり、耕地を所有しない26戸を除く37戸の一戸当たり平均耕地面積は約1,884㎡で、これは後述する芋浦美集落の2,248㎡よりもかなり少くない。

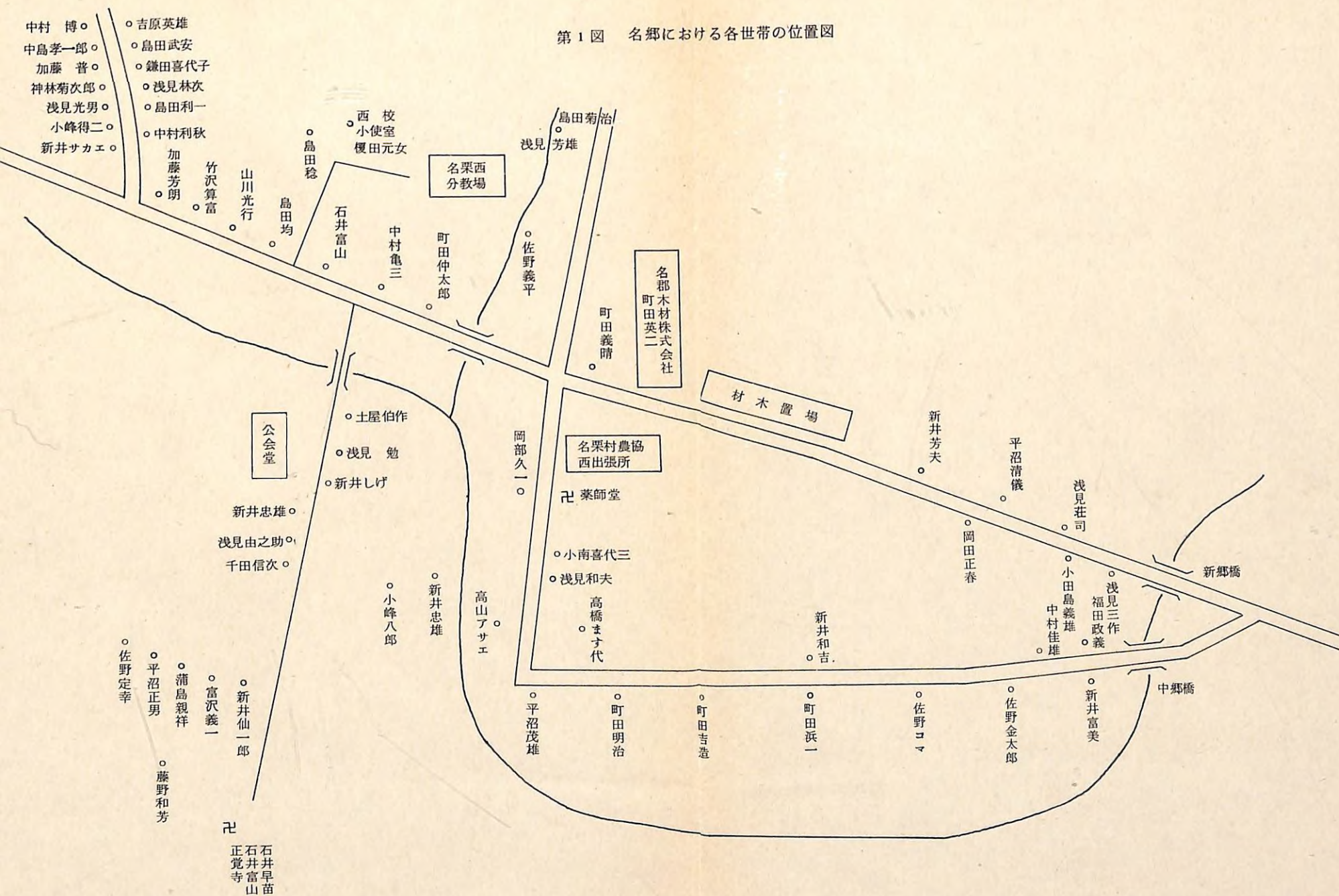
第13表 名郷の世帯主別の農地と山林所有状況

世帯主	職 業	耕地面積 ㎡	山 林 関 係		家 族 就 労 状 況
			山林(台帳)	分収林	
R 1 Q	商業(米屋)	0	915㎡		
R 2 S	無職	0	0		長男-日高町職員 次女-飯能市 "
R 3 Q	山林労働	0	347	○	
P 4 Q	会社勤(飯能)	1,213.3	21,162		第一飯能市職員
P 5 S	無職	694	0	○	次男-飯能電報電話局
P 6 Q	木材業(社長)	614	189,487.8		4男-港区東洋電装K.K. 長男-木材業(役員)
P 7 Q	木材業(役員) 農協組合長	102,393	90,120		
P 8 Q	林業, 商業	2,441	140,526		
R 9 S	製材会社勤(村内)	0	0	○	
P 10 S	無職	1,721	0		
P 11 Q	公務員(村内教員)	396	29,177	○	
P 12 Q	会社員(入間市家具)	423	44,222	○	
P 13 S	会社員(村内 レース工場)	0	0	○	
P 14 Q	" (村内 観音センター)	3,956	20,277	○	
P 15 Q	民宿	3,145	694	○	
P 16 Q	山林労働	5,631	10,742.6	○	
P 17 Q	林業経営	935	115,599		次女-狹山市幼稚園教諭
P 18 Q	公務員(村内役場)	2,229	68,571.9	○	

世帯主	職 業	耕地面積 ㎡	山 林 関 係		家 族 就 労 状 況
			山林(台帳)	分収林	
P 19 S	無職	0	0		
P 20 S	会社員(飯能 材木店)	297	0	○	妻-名栗農協
P 21 S	" (飯能)	347	0	○	妻-名栗村職員
P 22 S	山林労働	595	0		
P 23 Q	農林業	2,180	5,387		長男-村内鉦山勤
P 24 Q	会社員(村内)	2,139	366	○	
R 25 S	無職	0	0	○	長男-村内観音センター勤
P 26 Q	公務員(村役場)	4,735	30,665.6	○	妻-飯能市職員 弟-名栗郵便局
R 27 S	" (")	0	0		
R 28 Q	製材会社勤(村内)	0	2,182.7	○	
P 29 Q	神主	3,753	619	○	妻-名栗園
P 30 Q	林業労務	4,148	4,109	○	養子-日高町運転手
R 31 S	会社員(村内鉦山)	0	0	○	妻-名郷木材 長男-所沢ゴルフ
P 32 S	無職	694	0	○	
R 33 S	林業労働	0	0	○	
R 34 S	製材会社勤(村内)	0	0		母-名栗園
P 35 Q	林業経営	5,113	71,756		
R 36 Q	無職	0	568	○	
P 37 S	店員(飯能・百貨店)	343	0		妻-飯能市唐竹ニシキ 製作所
R 38 S	住職-名栗園勤	0	0		
R 39 S	無職	0	0		長男-飯能印刷会社勤
R 40 S	製材会社勤(村内)	0	0	○	
P 41 S	会社員(村内-鉦山)	501.9	0		
P 42 S	名栗園保母	581	0	○	長男-鴻の巣市自動車 会社

世帯主	職 業	耕地面積 m ²	山 林 関 係		家 族 就 労 状 況
			山林(台帳)	分収林	
P 4 3 Q	製材会社勤(村内)	198	99	○	
R 4 4 S	" (村内)	0	0		
P 4 5 Q	山林経営・キャンプ場	4413.1	96,983		
R 4 6 S	石材業	0	0	○	妻一飯能・原市場東洋 化学工場
P 4 7 S	土建労務(村内)	793	0		次女一飯能市(製作所) 妻一飯能・原市場東洋 化学工場
P 4 8 S	無職	0	0		
R 4 9 S	建具職	0	0	○	妻一パート(村内木工所) 長男一飯能市(製造工 場)
P 5 0 Q	無職	1,653	2,267		
R 5 1 S	林業労働	0	0		
R 5 2 S	(老人ホーム)名栗園勤	0	0		次男一飯能市製造工場
P 5 3 S	牛乳販売店	829	0		
P 5 4 S	鉾山(村内)勤	347	0		妻一パート・鉾山炊事係
P 5 5 S	土建労務	545	0		(弟 妹の長男) 浅見建設 (村内)
P 5 6 S	製材勤(村内)	595	0		妻一名栗園
P 5 7 S	鉾山勤(村内)	297	0		
P 5 8 S	公務員教員(飯能)	594	0		妻一飯能市教員
P 5 9 S	無職	366	0		
R 6 0 Q	飯能店員	0	330		
R 6 1 S	村内勤務	0	0		
R 6 2 S	林業労働	0	0		
R 6 3 S	無職(元小学校用務員)	0	0		
計		696946	947,1736		
平均	(6 3 で割った平均値)	1,1063	15,0345		
	(3 7 ")	18836		← 耕地	
	(2 5 ")		378869	← 山林	

第1図 名郷における各世帯の位置図



なお、同集落において耕地を相対的に多く所有している者（ $3,000\text{m}^2$ 以上のものをあげてみると）、P7Q氏（ $10,239\text{m}^2$ ）、P16Q氏（ $5,631\text{m}^2$ ）、P35Q氏（ $5,113\text{m}^2$ ）、P26Q氏（ $4,735\text{m}^2$ ）、P45Q氏（ $4,413\text{m}^2$ ）、P30Q氏（ $4,148\text{m}^2$ ）、P14Q氏（ $3,956\text{m}^2$ ）、P29Q氏（ $3,753\text{m}^2$ ）、P15Q氏（ $3,145\text{m}^2$ ）の諸氏等で、これらの9戸で $45,133\text{m}^2$ で耕地総面積の約65%を所有している。

ともあれ全体的にきわめて零細であり、いうまでもなく、ほとんど自給量すら十分に確保できない状態である。

また所有山林（個人有）についてみると、台帳面積（実測はこの3～4倍といわれているが）では全体で $94,717.4\text{m}^2$ （約95ha）と名栗村総山林面積約 $1,500\text{ha}$ の約6%を、そして個人有総山林面積約 666ha の約14%を占めている。このように同集落には名栗村の中でも相対的に個人有林面積が多く賦存されているが、しかも特定の人々への集積が進んでいる結果、同集落には名栗村において代表的な大規模山林所有者が存在していることも特徴的である。

同集落における大規模山林所有者（台帳面積 1万m^2 以上の）を紹介してみると、P6Q氏（台帳面積 $189,488\text{m}^2$ ）、P8Q氏（ $140,526\text{m}^2$ ）、P17Q氏（ $115,599\text{m}^2$ ）、P45Q（ $96,983\text{m}^2$ ）、P7Q氏（ $90,120\text{m}^2$ ）、P35Q氏（ $71,756\text{m}^2$ ）、P18Q氏（ $68,572\text{m}^2$ ）、P12Q氏（ $44,222\text{m}^2$ ）、P26Q氏（ $30,666\text{m}^2$ ）、P11Q氏（ $29,177\text{m}^2$ ）、P4Q氏（ $21,162\text{m}^2$ ）、P14Q氏（ $20,277\text{m}^2$ ）、P16Q氏（ $10,743\text{m}^2$ ）、の13軒であり、これらで総計 $929,291\text{m}^2$ で同集落における山林総面積（個人有）の約98%と大部分を占めている。

なお、同集落の山林所有状況にみられる特徴として2つの事項を追加することができる。その第1は、分収造林をおこなっているものが多いことと（63戸の中27戸が実行している）、第2に、後述する芋浦美との対比においてみる時、共有林が存在していないことである。

集落の構造ないし特徴と山林所有ないし経営状況との、立入った考察ないし分析については別に後述するので、ここではこれ以上立入らない。

(3) 世帯主の職業

上述のごとき土地所有状況を背景にして、同集落における世帯主の職業も林業経営ないし製材業を専業とするものが7人ほど存在し、またそれに付随して集落ないし村内の林業ないし製材業労働に従事するものも14人となっている。

しかしそれでも7人ほどが飯能市および入間市に店員、製材工場労働者等として通勤してい

る。

なお、上記の世帯主以外に村外通勤している者は18人で、したがって合計25人と同集落の総人口355人の7%が村外に通勤していることになっている。

3. 社 会

(1) 本家と分家の血縁関係

集落内での連帯の第一は、本家と分家など血縁関係で結ばれた紐帯であり、これは同族団と呼ばれる。これは村落社会の支配構造の核としての家が意識される。家とは家産であり、同族団はこの家産を基盤として生産上および生活上において依存し合う上下の結合関係である。

これを名郷集落についてみると、63戸の中で10組の23戸が血縁関係で結ばれている。しかし本家、分家といってもその結合関係は戦後きわめて希薄となり、往時みられたような従属関係は消失したといわれている。

(2) 氏神と寺院

名郷集落の関連する社寺では、まず上名栗全体で祭っている星宮神社がある。村史によればこの神社のもと妙見社(秩父)であり、創設は元暦(1184)年間で、江戸初期に再興されて上名栗村の村社となったとされている。氏子総代は各区から1名ずつ出ており、名郷では同集落での旧家の1つである町田家が務めている。

寺院としては、12~15区の住民の大多数の者が檀徒となっている正覚寺がある。この檀徒によって護持会が組織されているが、その役割は寺への寄付を集めることと、寺所有の山林の管理をおこなうことなどである。この会の総代も地域の実力者格の人が就任している。

なお、同集落の氏神として弁財天がある。年1回8月末の土曜日に祭礼がおこなわれる。この祭礼と前記星宮神社の祭典は、区の祭典係が担当する。

以上、概述したように、社寺には、いわば村の旧家、実力者が総代として関連をもっている。しかし、それは現在では旧来のごとく村落支配の役割に連がるものではないようである。何故ならば社寺の諸行事が集落民の日常生活に浸透している度合は、それ程強くないからであり、寄付を募る都合上と体面上から、実力者を利用しているように思われるのである。

(3) 隣組および集落の組織

隣組は家が対等および平等の関係で結合された生活上の集団である。名郷では「組合」と呼ばれているが、組合は5~6戸で組織され、冠婚葬祭の時など相互に助け合いがおこなわれている。

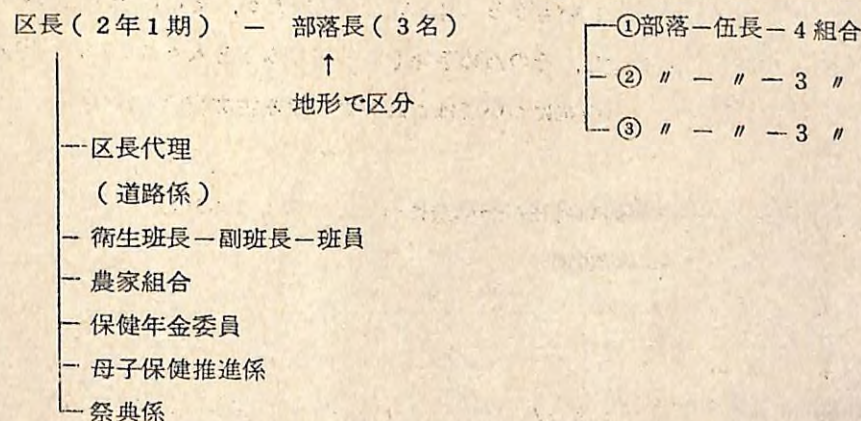
以前は屋根の葺替や建前などにも協力していたが、現在では上述のごとく冠婚葬祭時の相互扶助が主体となっている。

次に区(集落)の組織についてであるが、これは村行政の末端機構であると共に本質的には集落の自治組織でもあるはずである。しかし名郷集落の組織の実態は全く行政の事務処理および伝達の機構と化しており、自治機能を果たすまでにはいたっていないと考えられる。

こういった集落の自治機能の低調ぶりは区長など役員になり手がないうことなどにも現われている。現在、区長の選出は順番制をとり、そして任期は2年で再選はしていない。また、社会レベルの選挙でも従来みられたような熱意は消失され、「誰がなっても同じ」と考え、「やってくれる人なら」誰れでも良いとする状態になってきているといえる。これらの状況は、生活の都市化・サラリーマン化の進行に伴って生じた現象といえる。すなわち、生産と生活の場の分離が進むにつれ、近隣集団の役割が低下したことに起因するものと思われる。

次に名郷(13区)の組織図をにかけておくと第2図の通りである。

第2図 名郷(13区)の組織図



4. む す び

名郷集落の経済および社会構造について概観してきたが、その特徴についておおまかにいうと、重要な経済基盤である土地所有状況は、農耕地の所有については一般に零細で全般的に自給生産にも達しないが、山林については名栗村で有数な大規模山林所有者もあり、山林所有を有しているものはその所有規模はかなり大きい、しかし一方、所有していない者も存在している。

こういった土地所有状況を反映してか、林業および木材業専業者ならびにそれへの従業労働者が存在している。しかしそれでも一部の集落民は村外への通勤をおこなっている。

また同集落の社会構造は、戦後におけるサラリーマン化（それも村外通勤を伴っての）の動向のもとで、いわゆる村落共同体の性格は大きく稀薄になってきているように思われる。

(2) 芋浦美の経済・社会

1. 概 況

西武池袋線の飯能駅よりバスにて約50分ほどで名栗村の下名栗に入る（当村は歴史的にみて上および下名栗との2つに分けられる。）

下名栗は6つの行政区、すなわち、1区（小沢集落、以下、集落を省略）、2区（皿方および中西）、3区（市場）、4区（芋浦美）、5区（浅海道）および6区（川又）より構成され、これらの各区が順に名栗川の川下から川上に向かって位置している。このようにここでの調査対象集落である芋浦美（いもうらみ）は、名栗村の4区として飯能から当村に入って約3kmの比較的近距离の位置に存在している。

同集落は、往時、一口と書いて「いもうらみ」といわれていたが、そこに居住していた或者が一口で芋を喰べて喉につかえ死亡し、そのため芋怨（いもうらみ）と人々はいい、それが後に芋浦美と変ったといわれるが、この沿革についてはこれを立証する古文書はなく定かなものではない。

ともあれ、以下、当集落の経済および社会構造について前者よりふれる。

2. 経 済

(1) 人口動態

昭和50年における芋浦美集落の人口は178人で、同年の名栗村総人口2,840人の僅か6%を占めているにすぎない。これはかなり端的に当村における芋浦美の経済的ウェイトの大

第14表 人口の年次別動向 (単位:人)

年	項 目	芋 浦 美			村 全 体		
		男	女	計	男	女	計
昭 35		99	110	209	1,024	1,636	3,260
40		96	102	198	1,549	1,603	3,157
45		77	99	176	1,493	1,571	3,064
50		84	94	178	1,406	1,434	2,840

きさを示しているものといえる。

次に同集落の人口の昭和35年以降の年次別動向についてみると、全体としては村全体の動向と歩調を合せて減少傾向を辿ってきているといえる。そして昭和50年には昭和35年の209人から約15%減の178人となっている（村全体では3,260人から約13%減の2,840人）。

ただ、詳細にみると村全体の人口動態と一カ所だけ相違している。それは同集落においては昭和45年の176人から50年には178人と2人の増加がみられることである。

この原因は同集落に対して、より不便な山間部の有馬に存在していた2戸（もとは6戸あったが）のうち1戸が50年に芋浦美に移住してきたことによる。

ともあれ、芋浦美の漸減的な年次別人口動態は、同集落経済の衰退的な動向を示しているといえよう。

(2) 農地と林地所有状況

農山村における主要な生産基盤ともいえる農地と林地の所有状況について、以下ふれる。

昭和55年2月現在における芋浦美の世帯数は第15表にみられるごとく40世帯であり、その同集落内における位置図は第3図のとおりである。

同集落における主要な生産基盤ともいえる土地所有状況についてみると、耕地は総面積65,178㎡であり、耕地を所有しない11戸を除く29戸の一戸当たり平均耕地面積は約2,248㎡、つまり約680坪ということで、相対的に少ない。しかも耕地は文字通り「耕して天に至る」といった状態であり、決して生産力は高いとはいえない、というよりも低いと考えられる。

なお、当集落において相対的に多く所有している者は（3,000㎡以上のものをあげてみると）、A19B氏（9,104㎡）、A4B氏（6,539㎡）、A8B氏（4,772㎡）、A22B氏（4,508㎡）、A26B氏（3,920㎡）、A9B氏（3,789㎡）、A13B氏（3,406㎡）、A18B氏（3,350㎡）、A17B氏（3,041㎡）の諸氏等で、これらの9戸で42,429㎡で全体の65%を所有している。

また所有山林についてふれると、台帳面積（実測は既述のごとくこれの4～5倍といわれているが）では全体で約15町ときわめて少ない。そして最大のものではA4B氏の4.83町であり、この他、A13B氏の2.67町、A3B氏の2.63町、A19B氏の1.50町といったところが主なるところであり、この4氏以外は1町以外の所有者である。

第15表 芋浦美の世帯主別の農地と山林所有状況

世帯主	職 業	耕 地 m ²	山 林 関 係			
			所有山林町	下名栗村 造林組合	3・4区46人 共有林	4区9人持 共有林
A 1B	現区長木材会社従業員	(台帳) 166		(1)		
A 2B	(飯能)レース工場経営	128		(1)		
A 3B	教師, 僧侶	2,367	2,6,3,24	(1)		
A 4B	農林業	6,539	4,8,3,07	(5)	< 6 >	[1]
A 5B	(飯能)梨木建設従業員	2,277	0,1,2,21	(6)	< 2 >	
A 6B	村内材木店日傭	640	0,0,7,06	(1)		
A 7B	十条木材従業員(飯能)	1,639	0,4,9,16	(1)	< 1 >	
A 8B	建設会社勤務(村内)	4,772	0,7,8,01	(1)	< 4 >	
A 9B	養鶏業	3,789	0,9,0,26	(1)	< 5 >	
A10C	裁 縫	1,296				
A11B	ラジウム鉱泉	191	0,0,0,16	(1)		
A12C	(入間市)酒屋勤務	1,791				
A13B	原市場中学教師	3,406	2,6,7,02	(1)		[1]
A14B	(飯能)十条木材市場	89		(1)		
A15C	(村内)建設会社勤務	198				
A16B	杭丸太製造業	1,646	0,0,6,24	(1)		
A17B	表具師	3,041	0,0,6,18	(1)		
A18B	(飯能)養鶏店勤務	3,350	0,3,5,14	(1)		[1]
A19B	農林業	9,104	1,5,0,09	(2)	< 3 >	[1]
A20B	(村内)吉田材木店日傭	1,594		(1)	< 1 >	[1]
A21C	十条木材市場	2,405				
A22B	山林労務	4,508	0,3,9,25	(1)	< 1 >	[1]
A23B	(村内)レース工場勤務	1,556		(1)		
A24B	(飯能)建材店勤務	2,573		(1)		[1]

世帯主	職 業	耕 地 m ²	山 林 関 係			
			所有山林町	下名栗村 造林組合	3・4区46人 共有林	4区9人持 共有林
A25C	(村内)運転手	743				
A26B	(飯能)十条木材市場	3,920	0,1,5,29	(1)		[1]
A27B	十条木材市場勤務	805	0,0,7,24			
A28C	(村内)製材工場勤務	302				
A29C	十条木材	343				
D30C	元自衛隊現無職					
D31C	林業労務者					
D32C	パーマ屋					
D33C	(飯能)商店勤務					
D34C	(村内)材木店勤務					
D35C	(飯能)運転手					
D36C	山林労務					
D37C	東京電力集金人		0,0,1,02	(1)		
D38C	石神井看護婦					
D39C	十条木材市場		0,9,1,01	(1)		
D40C	(村内)商店勤務					

(注) ① 耕地面積は台帳によるが、ほぼ実測値と考えられる。

② 所有山林面積は台帳面積であり、この約4倍が実測値であるという。

③ 下名栗共栄造林組合共有林は、総面積約500haで212口(1口約2.4ha)

④ 3, 4区46人共有林は約110ha(台帳は約27ha), 46口

⑤ 4区9人持共有林は約10.4ha(台帳は約2.6ha) 9口

⑥ ④と⑤以外に共有林および分収林もあるが、その詳細は別稿にゆずる。しかし芋浦美の主要な共有林は④と⑤とであるので、山林の属人的な所有状況をみるにはこれでよいともいえる。

(下)名栗共榮造林組合株主(總計21²₀)
 <三>、四区46人共有株主(總計46⁰₀)
 (一)芋浦美9人持共有(9)

次に3・4区46人共有林についてであるが、4区所有の総口数は23口であり、A4B氏6口、A9B氏5口、A8B氏4口、A19B氏3口、A5B氏2口で、残りの3人は1口ずつの所有となっている。

最後に 4 区 9 人持共有林についてみると、4 区住人の所有総口数は 8 口で残り 1 口は原市場在住者によって所有されており、9 人が平等に 1 口ずつ所有している。

以上の3つの共有林の所有状況をみていえることは、全般的に個人所有山林面積の大きい者が、共有林も多く所有しているということ、そして同時に耕地も相対的に多く所有しているということである。

しかしそれにしても同集落における代表的な土地所有者の耕地および山林所有状況をみても知りうるように(たとえば同集落における代表的な土地所有者の1人であるA4B氏は耕地6,539m², 所有山林4.8町—推定実測面積20ha前後—, 下名栗共榮造林組合5口, 約12ha, 3・4区46人共有林6口, 約14ha, 4区9人持共有林1口, 1.2haといった土地所有状況である), 全国あるいは狭く名栗村においてみても相対的に決して大きい土地所有者であるとはいえない。

以上のごとく、芋浦美の属人的な土地所有状況は相対的にきわめて小規模であるといっても過言ではないと思われる。

(3) 世帯主の職業

上述のような土地所有状況なので世帯主の職業をみても（第1表参照）、農林業專業のもの

1) 昭和52年埼玉県森林簿による。

は40世帯のうち僅か2戸ときわめて少ない。そして他の世帯主は教師、商業、木材市場、木材工場等々に関連しており、しかも15人(総世帯主の中約38%に当たる)ほどは飯能等の村外に勤務していることは注目されるべきである。

なおこのことに関連して同集落に居住する総人口(昭和55年2月現在、世帯数も前年に對比して2戸増えて42戸となっている)160人の中で村外に働きにでているものをあげると全体の3割弱の47人となっており、かなりの人数が村外に通勤していることが知られる。なお、同集落における村外通勤は歴史的には昭和35、36年以降増加してきているといわれる。

3. 社 会

(1) 本家と分家および結婚

同集落における本・分家関係は第16表に一覧されるとおりであり、現在、同集落内に本・

第16表 芋浦美における本家と分家の関係

本 家	分 家	両 家 の 関 係
町 田 耕 三	町 田 平 吉	耕三氏の叔父が分家
町 田 栄 己	町 田 幾太郎	栄己氏の祖父が分家
町 田 太津治	町 田 長太郎	長太郎氏の父が分家
町 田 武 一	町 田 卯 一	卯一氏の母が分家
	町 田 蔵 二	蔵二氏の祖父が分家
岡 部 和 一	岡 部 良 男	良男氏の父が分家
岡 部 菊之助	岡 部 秀 雄	秀雄氏の祖父が分家
岡 部 敏	岡 部 喜 三	喜三氏は敏氏の弟で分家
竹 内 昭 元	竹 内 義 晴	昭元氏の兄弟で分家
	竹 内 敏 晴	〃 〃

分家関係のものが10軒ほど存在している。現在、この本・分家関係についてはとりあげて具体的な従属関係の存在はみられないが、しかし何人かのききとりでは、意識的には心にかかっているとのことであった。

また結婚については往時ほどの家柄尊重の意識はなくなってきており、そして結婚圏も村外までと拡大されてきているという。

(2) 氏神と寺院

同集落には、熊野権現、八坂神社、稲荷神社、愛宕神社、山の神および禰尊寺が存在している。以下、順次、簡単にふれる。

熊野権現は現在、倉久保(字)の8軒の家で小さいまとまりの形で祭礼を毎年10～12月に適宜実施している。

八坂神社はもともと同集落で名主をつとめていた町田耕三家の個人的な崇敬神社であったが、明治期に集落に開放して全体で祭礼をおこなうことになったといわれる。現在、祭日は7月15日と9月15日との2日である。

稲荷神社は明治初頭に3区と4区の住民46人の共有財産として祭祀され、今日に至っている。

愛宕神社は芋浦美集落の倉久保にあるが現在はこの御堂を金子順造氏が家屋として使用している。

山の神は4区内の数カ所(有馬山、倉久保、湯基、等)に祭祀されている。名栗村大字下名栗四区祭日規約(岡部敏氏宅保管の古文書)の第四条に、「2月11日は午前7時ヨリ男子相集リテ山ノ神祭ヲナシ9時ニハ学校ノ祝賀式ニ必ス参列シ式終テ禰尊寺ニ於テ演説或ハ勸業上ノ懇話会ヲ開キ午後3時ニ会散スルコト」と記載されている。この山の神は芋浦美集落としては最も古くより集落の共同祭神として祭りがなされていた模様である。

最後に禰尊寺についてふれる。当寺は重照山といい、寛永18年(1641年)に越前永平寺(曹洞宗)の直末寺として下名栗字天沼に建立され今日にいたっている〔天正19年(1591年)に6石の御朱印を下賜されている〕。

以上、当集落の氏神と寺院について概説してきたが、この項の結論としていえることは、当集落においては奇妙にも往時より集落全体の精神的支柱ともいえる、いわゆる氏神の存在が不確定であるということである。たしかに既述のごとく祭神として熊野権現、八坂神社、稲荷神社、愛宕神社、山の神等が存在しているが、いずれも当集落の中心的な氏神というには問題がある。ききとりによれば、山の神が中心的氏神であるとする意見もあったが、少なくとも多数の人の意見ではない。このようにどの神社が当集落の中心的氏神であったかの論議は措くとしても、現在、明確な事実、芋浦美集落において、中心的な氏神はどれであったかということが鮮明にされないといったことである。

このことは、すくなくとも同集落を1つの自然村的集落という視点よりみる時、その性格はかなり弱まっているということを物語っているといえるのではなからうか。

(3) 行政との関係

芋浦美集落も他の集落と同様に、区長がおり、その下に各字（倉久保、門前、中、上、天沼で組合ともいわれている）毎に伍長がいて、行政との対応と隣組相互扶助の活動をおこなっている。

区長は2年、伍長は1年更替となっており、区長の選出は組合毎に話会って候補者を5人位出して、部落全体の会合において普通、話し合いによって決定しているといわれる。現在の区長は佐野米三氏である。なお、伍長は各組合の組合員が順番におこなっている。

以前、率直にいうと戦争前においては区長は、町田耕三（倉久保）、竹内照元（門前）、岡部敏（中組）、清水一三（上組）、小沢正雄（天沼）といった同集落における、いわゆる「家柄のよい人達」が選出されていたが、最近、そういったことは最早なくなっているといわれる。

4. む す び

以上、芋浦美集落の経済および社会構造について概説してきたが、これについてきわめて端的に言えば、同集落の内在的な経済基盤は一般的に貧しく、したがって飯能に近いといった地理的条件を生かしての通勤出稼ぎ人が多いことと、社会構造としてはそういった経済構造を反映してか、いわゆる自然村的な性格と秩序はおおきく消失しているといえることができる。

(3) 結 語

— 両集落の相対的特徴 —

名郷および芋浦美集落の経済および社会構造の概況は第1および2節においてふれた通りであり、その要点を対照的に整理したのが第17表である。

第17表 名郷（13区）および芋浦美（4区）集落の概況

項 目	名 郷（13区）	芋浦美（4区）
世 帯 数 と 人 口	121世帯（うち養老院58世帯） 人口303人（男146，女157） （昭和55年8月1日現在）	42世帯，人口161人 （男75，女86） （昭和55年8月1日現在）
農家数と所有面積	37戸（1980年） 571坪（約1,884m ² ）	29戸（1980年） 680坪（約2,248m ² ）
林家数と所有面積	25戸（1980年），私有林の所有状況は他集落に対比して，比較的大きいことが目立っている。	16戸，所有規模は相対的に小さい。共有林，分収造林が多い。
世帯主の就業構造	林業経営ないし製材業，専業は7戸，集落および村内の関連業種の労務に14人等となっている。 なお村外勤務者は7人ほどである。	農林業専業は2戸，その他の世帯主は主としてサラリーマン，それも15人が飯能等の村外勤務
本家，分家，血縁関係の存在	10組23戸が本家，分家関係にある。 相互に支配，従属関係はない。	8組20戸が本家，分家関係にある。 相互に支配，従属関係はない。
隣組および部落の組織	5～6戸で1組を形成，冠婚葬祭時の相互扶助 区長（2年1期）—部落長（3名） ①部落— 伍 長 →4組合 → ②部落— " →3組合 ③部落— " →3組合	区長（2年1期） 伍 長 →倉久保組合 →門 前 " →中 " →上 " →天 沼 "
氏 神 と 寺 院	弁財天（氏神），星宮神社（上名栗全体），正覚寺（12—15区）	熊野権現，八坂神社，稻荷神社，愛宕神社，山の神， 巖寺

両集落において注目されるべき相違点は、重要な経済基盤である土地について、農地は共に零細なのに、山林所有規模は名郷において村内でも有数に大きく、これに対して芋浦美においては小さいことである。芋浦美ではこの点をいくぶんでも緩和する意味合においてか共有林所有の形態がかなり広く存在している（あるいは共有林所有形態の存在が、一部に偏在しての大規模山林所有の出現を結果していないのか、両者の因果関係は定かではない。しかしいずれにしても一人当たりの山林所有規模は名郷が圧倒的に大きいことは事実である）。

こういった土地所有状況を反映して、名郷においては集落内に林業経営および製材業、そしてそれに関係した労務者が相対的に多く存在している。しかしかなりの集落住民がサラリーマン化して

村外通勤をおこなっている。

こういった名郷の就業動向に対して芋浦美の場合は相対的に村外への通勤者はより多く、そして全汎的にサラリーマン化は一層進行しているといえる。

なお、両集落の社会構造としては基本的に大差はなく、最早、そこに自然村的性格は見出せないが、感触としていえばその経済事情とその立地条件等からして芋浦美集落の方が現状として都市化はより進んでいるように思われる。

3 地域的林業協業体における林業経営と集落

(1) ま え が き

地域的林業協業体の例として埼玉県名栗村の上名栗共有林組合、下名栗共栄造林組合、その他の共有林について報告し、考察を加える。

名栗村は明治17年にそれまでの上名栗村と下名栗村が合併してできた村である。江戸時代には上名栗村と下名栗村にそれぞれ名主が置かれ、独立していた。上名栗村には9集落、下名栗村には6集落がある。これらの集落は今日、1区～15区と番号をつけて呼ばれて名栗村の行政単位にもなっている。(1区～6区が下名栗、7～15区が上名栗に存在している)

上名栗村にも下名栗村にも私有林の他に秣場としての入会地が旧藩時代からあった。この入会地が昭和11年に最終的に整理され、その一部は村有林になり、残りは現在の上名栗共有林組合と下名栗共栄造林組合の林地になった。上名栗共有林組合の設立は昭和11年11月30日、下名栗共栄造林組合の設立は昭和12年2月3日である。

(2) 上名栗共有林組合

設立時、上名栗区に31,000円の負債があった。(31,000円のうち23,000円は飯能銀行、8,000円は日本勧業銀行)。

上名栗区は共有林組合設立のとき、上名栗区民から組合の株を1,000株(1株35円)35,000円募集し、そのうち31,000円を負債の返還にあて、残りを負債の利息支払い、区有林整理事務費、共有林組合運営費にあてた。株を上名栗区内で公募した結果、申込株数755株、申込戸数271戸であった。当時、上名栗区の住民戸数は350戸であったので株を申し込まない住民が79戸(23%)いたことになる。募集株数1,000株と申込株数の差額245株は区有林整理統一委員会顧問(具体的には当時村の財閥であった平沼弥太郎、柏木真八、町田鎮一郎、原田東太郎)が引きうけた。(平沼100株、町田100株、原田30株、柏木15株)。その結果設立当時の株別人数はつぎのようであり、1人20株以上の株主8名が479株を所有していた。

(持株数)	1	2	3	4	5	6	7	9	10	15	17	20	29	30	50	70	80	100	計
(人数)	174	37	25	1	5	3	2	2	7	1	2	1	1	1	1	1	1	2	267
(総株数)	174	74	75	4	25	18	14	18	70	15	34	20	29	30	50	70	80	200	1000

共有林組合の定款によって株の売買は区内在住者間に限られており、共有林の毎年の純利益は持株数に応じて分配される。他村から上名栗に新規に入ってきた人は株を買わないと組合員になれな

い。上名栗区から他村、たとえば飯能市へ転居する人は区内の隣人や親類縁者を代理人として指定し、利益金の配当を受ける。現在このような地区外在住者が5人いる。持株の移動はあまり行なわれない。持株別株主数をみると現在も20株以上所有者9名が412株を所有している。

現在、上名栗共有林組合の昭和54年度の配当金は500万円(1株当り5,000円)で1株は時価10万円である。

昭和53年4月1日現在の上名栗共有林組合の面積は376.45ha,¹⁾ うち針葉樹林285.31ha¹⁾でその令級配置は第4図のようであり、30年生以下の林分が多い。針葉樹林のうち178ha²⁾が組合員の造林による分収林で残りが組合の直営林である。組合の株主でない分収造林ができない。分収林のうち件数で44%,面積で27%は個人との分収契約によっており、残り件数の56%,面積の73%は組合員の共同造林による分収林である。

直営林の造林作業は調査員、常用労務者、臨時労務者によっており、作業に出た人には日当(昭和54年現在1日5,000円)が支払われる。分収林を共同造林しているときの作業は日を決めてそのグループの構成員が一斉に作業をする。この場合、出役者には日当はでないがその日の作業を欠席した人からは不参金を取り立てる。その不参金の使途は出役者の慰労費である。

立木の販売は名栗村の森林組合で公入札を毎年1度行って販売している。この公入札に出品される立木は上名栗共有林の販売予定木のほかに村有林からも、村内私有林からも、下名栗共営造林組合からも出品される。

上名栗共有林組合の事務所は森林組合の2階にあり、組合長も組合役員も非常勤である。

つぎに上名栗共有林組合の人的組織をみると理事9名、監査3名で、組合長は理事の互選で選ばれている。理事9名の職掌は組合長1名、副組合長1名、会計係1名、林道係2名、造林係4名である。役員任期は1期3年であるが慣行的に1人が3期ぐらい役員をつとめている。現在の組合長は昭和15年から39年まで(24年間)副組合長をし、昭和40年から現在まで組合長をしている。その長期在任の理由は現組合長に対する人望にある。

理事と監査の選出と集落の関係を説明すると上名栗を構成している7～15区のうち、7区と8区から理事3名、監査1名が選出され、9、10、11区から理事3名、監査1名、12～15区から理事3名、監査1名が選出されている。各地区グループ毎に株を比較的多くもっている人が理事や監査に選ばれている。集落のこのグルーピングは地形(川の湾曲や尾根筋)による自然的要素によるもので、寺の檀家の分布もこのグルーピングに近い。(9～11区は医王寺、12～15区

は正覚寺、7区は竜泉寺、8区は円生寺。)

上名栗共有林組合の人的組織としては上記の理事9名、監査3名のほか、調査員7名と専従常用労務者が1名(昭和54年現在日当4,800円)いる。

調査員は組合長が組合有林の近所の組合員に委嘱するもので見巡り、直営林手入れ、植付け、林道草刈、林道修繕などに従事1日当4,800円が支払われる。

(3) 下名栗共栄造林組合

設立時、下名栗区にも負債が12,000円あった。この負債の原因は区入会地下戻運動費、小学校設置運動費などであった。

下名栗区ではこの負債整理のために区有林の一部(林地台帳面積8町7反、立木4,000円)を売却してその残りの区有林で下名栗共栄造林組合を作った。

下名栗区では共栄造林組合設立のさい、組合員の持株を平等に1戸1株として全組合員(当時の下名栗区内全戸)212戸に割り当てた。したがって総株数は212株になった。株の売買は定款で下名栗在住者に限られており、他村の人には株を譲渡しない。他地区から下名栗区へ入って来た人は株を買わないと造林組合の組合員になれない。組合員が下名栗地区外に出て行くときには下名栗地区内に代理を置く(組合定款第5条)。代理人を置いて下名栗区外へ出ている人は5～6人である。株の売買は頻繁には行なわれない。組合設立当初は上記のように下名栗区住民全員が1戸1株ずつ平等に株をもっていたが現在は6株所有者1人、3株所有者6人、2株所有者16人、残りは1株所有者で現在の株主総数176人、株総数212株である。下名栗共栄造林組合で相続以外に持株の売買がとくに著しかった年は昭和12年(36件)と昭和22年(30件)である。その他の年は相続によるもの以外には年に1～2件で、全然売買のない年も多い。昭和12年は設立直後で、昭和22年は終戦による人心動揺の著しかった年である。昭和53年度決算の下名栗共栄造林組合の配当金は848万円(1株当り4万円である。時価1株100万円といわれている。)

昭和53年4月1日現在の下名栗共栄造林組合の森林面積は496.56ha,¹⁾ うち針葉樹林366.52ha²⁾でその令級配置は第5図のようである。戦前からの造林木があり、伐期が高く(40年)、蓄積が充実している。針葉樹のうち、直営林は174haでそれ以外の針葉樹は分収林である。分収林の造林者には組合員つまり株主しかねない。さいきんの分収造林の実績によると1集落のなかの有志による共同造林、または2集落の有志による共同造林が多い。(第18表)

1) 昭和52年埼玉県森林簿

2) 町田金録：名栗村における共有林の成立および経営(1)第91回日林満(昭55年)

第18表 下名栗共栄造林組合の分収造林実績

年 度	造林地所在地 (字名)	(スギ)	(ヒノキ)	分 収 歩 合		分 収 者
				(地主)	(植主)	
昭和		本	本	%	%	
40	有 馬	2,500	1,850	40	60	1人
40	笹谷(有馬)	700	500	40	60	8人
40	有 馬	0	600	40	60	5.6区五輪 16人
40	"	計	1,800	40	60	5.6区 43人
40	"	1,000	200	40	60	5.6区 43人
40	和 泉 入	3,800	2,315	40	60	町田 他 20人
41	"	1,000	1,250	40	60	1.2区 21人
41	"	2,700	1,045	40	60	1.2区 21人
41	有 馬	600	サワラ 400	40	60	1.2区5輪造林 20名
41	有 馬	1,835	800	40	60	5.6区5輪造林 17人
41	有 馬	—	1,400	40	60	5.6区5輪造林 17人
41	有 馬	3,265	800	40	60	5.6区5輪 17人
42	有 馬	1,600	1,100	40	60	1.2区5輪造林 21人
42	和 泉 入	1,750	700	40	60	1.2区5輪 21人
42	有 馬	1,600	1,700	40	60	3.4区造林
40	湯 基 入	4,910	1,630	40	60	4区 51名
42	有 馬	計	2,800	40	60	5.6区 17人
43	有 馬	300	3,800	40	60	2区 6人
43	有 馬	3,000		40	60	6区 17人
43	有 馬	1,000	1,000	40	60	6区 17人
44	有 馬	1,500	1,000	40	60	5.6区 17人
44	小 沢 入	367	379	37	63	1区 15人
44	有 馬	2,800	800	40	60	3.4区 20人
44	有 馬	300	2,300	40	60	2区 6人
46	有 馬	500	1,500	40	60	5.6区 17人
46	有 馬	500	1,300	40	60	5.6区 17人
47	有 馬	計	1,000	40	60	5.6区 17人
47	有 馬	計	300	40	60	1人
47	有 馬	750	5,000	40	60	3.4区 6人
47	有 馬	750	5,000	40	60	5.6区
50	有 馬	計	190追加	40	60	1人
50	有 馬	500	1,300	40	60	5区

注) 51年以降は分収林を伐ってないから新規分収もない。

直営の伐跡地は直営で造林している。

直営林の造林作業は日曜祭日を利用し、全組合員を総動員して実行する。作業に従事した人には日当(現在1日5,000円)が支払われる。(下刈は1日500本～350本、1本11～13円で組合員が受請って作業をする。枝打ちは日当(5,000円)で仕事をする)さいきん、組合員を総動員しても総組合員の1/3ぐらいしか出ない。総動員で作業したあとのあと始末は役員がする。

分収林の造林作業は分収契約をした造林者が実行する。この場合、作業に出た人は日当をもらわないが作業に出なかった人は不参金(1日5,000円=日当と同額)を払う。

伐期に達した立木の販売は名栗村森林組合で公札を行なって立木販売している。

組合の事務所は禊厳寺にある。組合長も役員も非常勤で事務的な仕事に出た時に日当(1日5,000円)が出る。組合の総会は年1回(毎年2月)開かれる。

組合の人的組織は理事9名監事3名計12名である。理事9名の内訳は組合長1名、副組合長1名、庶務係1名、会計係2名(収入係1名、支出係1名)、山担当理事1名、林野監視人3名である。山担当理事の職務は林野の保育管理、伐採計画作製で、監事の仕事は組合の会計監査である。

役員の任期は1期が3年であるが再任を妨げない(組合定款19条)、現実には1人が3期(9年)役員をするのが普通である(理由:「そうしないと山の状況がわからない」)。

役員12名の選出は区単位に行なわれ、各区の組合員数に比例して1区から1名、2区から3名、3区、4区、5区、6区からはそれぞれ2名、合計12名が選出される。区から選出された12名を総会で承認、決定し、12名の互選で仕事を分担する。

(4) 上名栗共有林組合と下名栗共栄造林組合の経営比較

この2つの組合は両方とも過去における村総有の稜場から展開した共有林地を経営基盤にしている。森林経営面積は上名栗共有林組合が377ha、下名栗共栄造林組合が497haである。両組合とも直営林と分収林からなり、上名栗共有林組合は直営林が少なく、下名栗共栄造林組合は直営林が多い。

両組合の共通点としてつぎのようなことがあげられる:

- 1) 組合員はそれぞれの地区の住民に限られており、組合の株の譲渡は地区の住民に限られ、他地区の住民には株を売らない。
- 2) 組合役員が集落を基礎的単位として選出され、非常勤で、勤続年数が長い。(通常9年)。勤続年数が長いことは大面積の森林管理のためには好ましい条件である。
- 3) 組合の分収造林の造林権利者が組合員に限られている。団体で分収造林を行なう場合、集落または集落の集団が基礎的単位になっている。分収造林地の造林や保育の作業は造林者が行な

う。

4) 伐期に達した立木の販売は名栗村森林組合の公入札による競売を通じて行なう。

組合員の組合林地に対する所有持分は各組合員の所有している株数に示されている。各組合員の持株の分布が上名栗共有林組合では寡占的で下名栗共栄造林組合では比較的均等である。

上名栗地区の大株主は事業家（元銀行頭取、製材業者、雑貨商など）で個人有林も多く（最高230ha、第2位108ha、第3位108ha、第4位68ha）、相続税の納付などもあって資金需要が強い。これに反して下名栗地区は大山林所有者や事業家が少なく、組合員の大部分が第2種兼業農家ないし労働者である。

このような所有構造の相違が組合の林業経営運営上にも影響をおよぼしている。

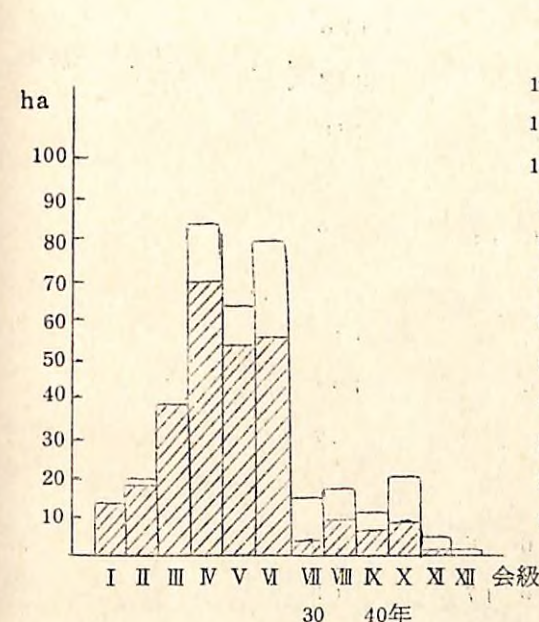
組合の直営林の造林作業は上名栗共有林組合では雇用労働によっているが下名栗共栄造林組合では組合員の作業（出役者には日当が支払われる）によっている。

上名栗では役員は各集落のなかで比較的株を多くもっている人が選ばれ、毎年の伐採量の決定のさいに大株主の意見が強く反映し、株主の資金需要から林木が売れるようになると凡帳面に収穫する傾向があったといわれる。分収造林の伐期が従来30年であったこともあって、上名栗共有林組合の伐期は30年であった。さいきん足場丸太の需要が減少してスギ林分を有利に販売できる伐採年令が40年になり、それにともなって伐期が40年に延びた。しかしそうすると伐採可能な林木が少ないというのが上名栗共有林組合の現状である。

他方、下名栗区では住民の生活が質素・堅実でしかも組合員の持株数が比較的均等であるので、組合の直営林の伐採についても株主の資金需要から強い圧力がかかるようなことが少なかったので過去から伐期が比較的高く（スギ40年）、林木蓄積が充実していて経営が安定している。

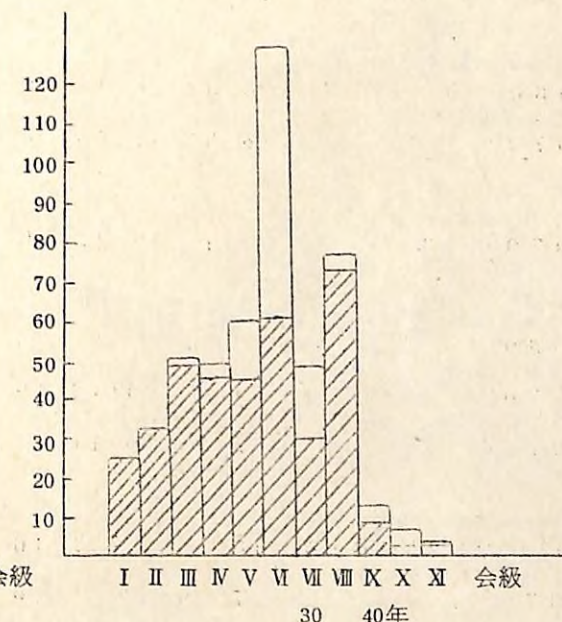
第4図 上名栗共有林組合の令級配置

	S	5	3.	4.	1	現在
□	広葉樹	9	1.1	4	ha	
▨	針葉樹	2	8	5.3	1	ha
計		3	7	6.4	5	ha



第5図 下名栗共栄造林組合の令級配置

	S	5	3.	4.	1	現在
□	広葉樹	1	3	0.0	4	ha
▨	針葉樹	3	6	6.5	2	ha
計		4	9	6.5	6	ha



さいごにこの2つの共有林と集落の関係について述べておきたい。

以上述べたように集落は組合役員の選出や分収造林実行の基礎的単位として役立っている。

しかしそれは分収造林のメンバーの数をみても、たとえば3区と4区の総世帯数は90戸、そのうち共栄造林組合員49戸（54%）、そのうちたとえば昭和47年の3区と、4区共同の分収造林に参画しているのは6人であり、1集落の全戸が分収造林に参画するというようなものではなく、集落のなかの有志が分収造林を実行しているのが実情である。この限りにおいて集落と組合の関係はそれほど強くない。

しかし分収林の実行単位を形成したり、役員を選出したりするときに地域的領域としての集落が必要不可欠な要素として機能している。それは部分的には過去から長い歴史を通じて形成された住民の集落意識に根をもっている。住民はいろいろな集落機能のなかから現実の生活に役立つものは残し、役立たないものは捨て、それによって集落そのものが機能面でも構造面でも動的に変化しな

がら発展していくように考えられる。

第19表 下名栗地区集落と下名栗共栄造林組合

集 落 (区)	1	2	3	4	5	6	上名栗 在住者	計	
下名栗共栄造林組合員戸数	16	47	35	25	29	20	4	176	1979年調査
“	63		60		49		4	176	
1960年 総世帯数	16	32	48	41	50	55		242	1975年農業センサス農 業集落カードによる
1970年 “	18	51	47	43	46	55		260	“
1970年 林家数	9	19	10	13	10	11		72	“
1960年 総農家数	14	37	25	22	25	22		145	“
1970年 “	10	25	20	15	16	18		104	“
1975年 “	7	10	10	11	10	19		67	“
1970年第2種兼業農家数	10	22	20	15	16	16		99	“
1975年 “	7	9	9	11	10	17		63	“

(5) 名栗村の分収林に対する一考察

名栗村の分収造林は歴史が古く、弘化5年(1848年)に上名栗の炭谷入・人見入に分収造林をした記録がある。¹⁾

現在、名栗村では村有林、上名栗共有林組合、下名栗共栄造林組合、ならびに一部の私有林の林地で分収造林が行なわれている。

村有林では県行造林地313haを除いた総面積1321ha¹⁾、のうち直営林785ha³⁾、(うち人工林125ha³⁾天然生林660ha³⁾、分収林536ha³⁾で人工林の62%が分収林である²⁾

上名栗共有林では総面積376.45ha⁴⁾のうち人工林が285.31ha⁴⁾(76%)で人工林

- 1) 秦玄竜：西川林業発達史：林業発達史調査会・昭和32年 21ページ
- 2) 町田金録：西川林業地の名栗村における村有林の経営、第91回日林講(昭55)33ページ
- 3) 村有林施業計画書(昭和51年)
- 4) 昭和52年森林簿

のうち178ha¹⁾(62%)が分収林である。

第20表 名栗村の分収林

	総面積	人工林	分収林	人工林に対する 分収林の%
村有林(県行造林地 313haを差し引いたもの)	1321ha ²⁾	661ha ³⁾	536ha ³⁾	81%
上名栗共有林組合	376 ⁴⁾	285 ⁴⁾	178 ⁵⁾	62
下名栗共栄造林組合	497 ⁴⁾	366 ⁴⁾	192	52

下名栗共栄造林組合では総面積496.56ha⁴⁾のうち366.52ha⁴⁾(74%)が人工林で、人工林のうち192ha(52%)が分収林である。

これらの分収林の造林実行者の構成を調査した。その結果はつぎのようであった。

名栗村では分収造林は個人、個人的共同グループ、1集落共同、2集落共同、3～6集落共同、下名栗全体の共同、その他の団体(具体的には林研グループ、役場職員、森林組合、飯能市、猟友会、神社、企業、軍人会、小中学校、俳句会)によって行なわれており、その件数をみると第21表のようである。

村有林、上名栗共有林、下名栗共栄造林組合のいずれの場合にも集落を単位とする共同作業による分収造林がかなりのウェイトを占めている。(村有林では総件数の48%、上名栗共有林では31%、下名栗共栄造林組合有林では84%)

- 1) 上名栗共有林組合調べ
- 2) 町田金録：西川林業地の名栗村における村有林の経営、第91回日林講(昭55)33ページ
- 3) 村有林施業計画書(昭和51年)
- 4) 埼玉県森林簿(昭52年)
- 5) 上名栗共有林組合調べ
- 6) 町田金録：名栗村における共有林の成立および経営(1)第91回日林講(昭和55年)37ページ

第21表 分収造林者別件数¹⁾

	(村有林)	(上名栗 共有林)	(下名栗共栄 造林組合)
	件	件	件
個人による分収造林	94	129	3
個人的共同グループ(5~6人以下)による分収造林	54	63	2
上名栗の1集落の共同による分収造林	65	85	—
“ 2集落の “ “	15	7	—
“ 3~6集落の “ “	22	—	—
下名栗の1集落の共同による分収造林	2	—	7
“ 2集落の “ “	20	—	20
“ 6集落(下名栗全体)の “	27	—	—
集落を単位とする共同分収造林の計	151	92	27
その他の団体による分収造林	14	12	—
合 計	313	296	32

1) 資料 : 村有林, 上名栗共有林については分収林台帳による。

下名栗共栄造林組合については昭和40年以降の分収林契約書による。

上名栗の集落共同造林は1集落共同で行なう場合が多く, 下名栗の集落共同造林は2集落共同で行なう場合が多いが, これは地形的要因にもとづくものである。上名栗は名栗川の上流にあり, 谷が狭く, 各集落が谷筋に相対的に孤立して存在しているが, 下名栗は下流にあって谷筋が広がっており, 名栗川をはさんで2集落がまとまりやすい形に分布している。また, 上名栗の3~6集落共同造林では地理的に村有林に近い12区~15区の中の2~3集落が組になっている場合が多い。

つぎに1件あたりの分収造林面積をみると個人による分収造林と個人的共同グループによる分収造林では1ha以下の場合が多いが, 集落単位(1集落, 2集落, 3~6集落, 下名栗全体)の分収造林では1ha以上の場合もかなりある。分収造林地の1件あたり面積は造林する前の前生林分の主伐面積にも影響を受ける。明治以後, 薪炭林を主伐して針葉樹を造林する林種転換が多く行なわれた。

名栗村では戦前の製炭原木の売払は1件あたり1ha前後が単位とされることが多かった。(白

第22表 分収造林1件あたり面積

	面積 1) (ha)	0 }	0.1 }	0.2 }	0.3 }	0.4 }	0.5 }	1.0 }	1.5 }	2.0 }	2.5 }	3.0 }	3.5 }	4.0 }	4.5 }	5.0 }	計
		0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	以上	
村 有 林	個 人	2	17	17	28	8	16	4			1					1	94
	個人共同	1	7	9	6	7	14	6	3	1							54
	上名栗1集落			2	5	5	23	12	4	5	6			2		1	65
	下名栗1集落						1				1						2
	上名栗2集落		1	1			4	5			3	1					15
	下名栗2集落				1	2	3	7	2	1	1	1	1			1	20
	上名栗 3~6集落		1	1	—	2	6	3	3	1	1	—	1	1	—	2	22
	下名栗全部		1	1	—	2	3	7	3	3	1	—	1	1	—	4	27
	その他の団体				1	—	4	3	—	—	1	—	—	—	1	4	14
	計	3	27	31	41	26	74	47	15	11	15	2	3	4	1	13	313
上 名 栗 共 有 林	個 人	14	33	21	25	12	21	1	1	1							129
	個人共同	3	6	11	12	9	19	1		2							63
	上名栗1集落	4	5	7	13	9	27	10	3	3	1	1		2			85
	“ 2 “		1						2		1	1	1			1	7
	“ 3集落以上																0
	その他の団体	1	—	2	2	1	2	3	1								12
	計	22	45	41	52	31	69	15	7	6	2	2	1	2	—	1	296
下 名 栗 共 栄 造 林	個 人	2						1									3
	個人共同			1					1								2
	下名栗1集落		1			2	2	1	1								7
	“ 2 “		1	3	1	3	9	3									20
	計	2	2	4	1	5	11	5	2								32

1) 面積は分収契約書文面の植栽本数を当地の伝統的なha 当り植栽本数(4000本/ha)で除して求めた。

2) 村有林と上名栗共有林は全体の実績であるが下名栗共栄造林組合有林は昭和40年以降の分収林契約実績である。

炭を1年に300～500俵焼くのに要する原木が20年生の薪炭林1haから供給された)。その薪炭原木伐跡地に対する分収林希望者(個人、集落、団体を含む)の数によって分収造林地の面積が決った。1ha以下の造林地が多いのはこのような事情によっている。

今日の伐出技術の観点からみると、あまり零細な造林地は不経済である。事情によっては隣接造林地と同時に収穫することによってその短所を補う必要がある。この点、集落単位に分収造林地は面積が比較的広く、合理的な場合が多い。

名栗村では人家に近い所には私有地があり、上名栗共有林組合有林、下名栗共栄造林組合有林は比較的山奥にあり、村有林はさらに奥地にある。人里はなれた山奥の森林で造林活動を行なう場合、事故防止や能率向上の観点から団体行動が採用され、集落集団がその核になった。集落集団は過去に秣場で屋根ふき用の草を刈るときも組単位で団体行動をとっていた。

つぎに集落が単位になっている分収造林の1件あたり人数を調べた。

第23表 集落集団による分収造林の1件あたり人数

		人	1～10	11～25	26～50	51～75	76～100	101～150	151～225	計
村有林	1集落	上名栗	17	21	18	9				65
		下名栗	1	1						2
	2集落	上名栗	7	2	3		3			15
		下名栗	3	5	5	6	1			20
	3集落	上名栗	11	3	5	1	2			22
	6集落	下名栗								
	下名栗全体								26	26
	計	上名栗	35	26	26	10	5		—	102
		下名栗	4	6	5	6	1		26	48
		総計	39	32	31	16	6		26	150
上名栗共有林	上名栗1集落		20	33	15	5				73
	" 2 "		1			1				2
	計		21	33	15	5	1			75
下1) 下名栗共栄造林組合	下名栗1集落		2	3		1				6
	" 2 "		1	15	2					18
	計		3	18	2	1				24

1) 下名栗共栄造林組合は昭和40年以降の分収造林の実績による。

名栗村の各集落別の世帯数は次表のようであり1区平均47世帯である。

第24表 名栗村集落別世帯数 (昭和55年8月1日現在)

区	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計	平均
世帯数	22	48	48	42	48	44	66	62	85	8	26	39	121	45	12	716	47

(注) 13区121世帯のなかには養老院の58世帯を含む。

名栗村の大正9年以降の世帯数の変化はつぎのようであった。

第25表 名栗村の世帯数

年	大5	14	昭5	10	15	25	30	35	40	45	50
世帯数	631	663	667	664	660	711	694	699	693	686	667
1集落当り平均	42	44	44	44	44	47	46	46	46	45	44

(注) 1集落当り平均は全村の世帯数を15で割った数値

名栗村の分収林の伐期は30年～40年であるので、現在の分収林が造林された時点は過去40年以降である。名栗村の集落の平均戸数は過去40年間、それほど大きくは変動していない。集落全戸を動員したときの分収造林1件あたりの人数は第23表についていえば1集落の場合には11人以上、2集落の場合には51人以上であると考えて差し支えない。しかし現実にはそれ以下の人数の場合がかなりある。したがって分収造林を実行する集団は集落全戸からなるものではない。

しかしそのグループの形成には集落が影響していると考えられる。それは集落のなかの有志の集団という形で形成されている。

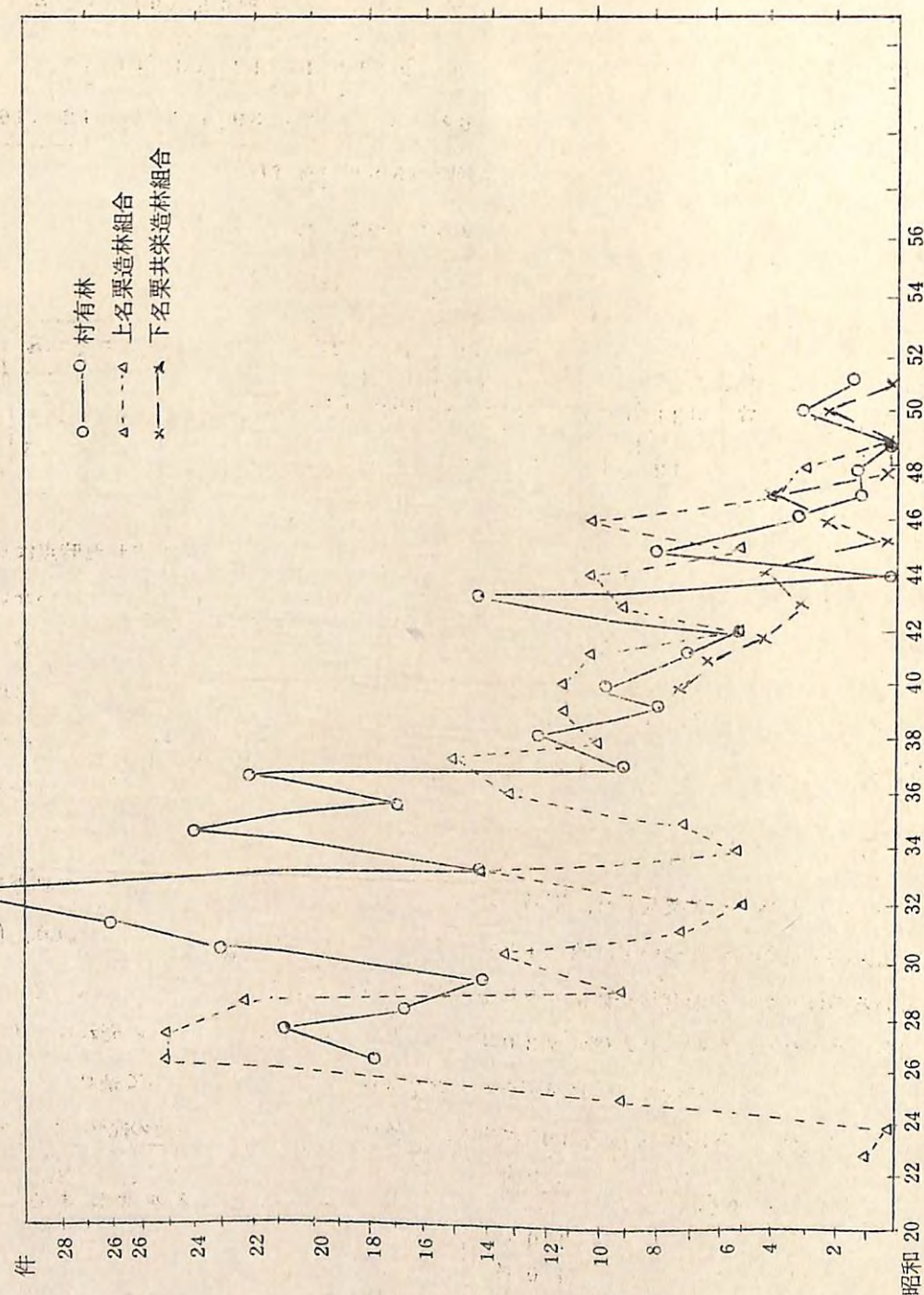
さいごに村有林、上名栗共有林、下名栗共栄造林組合の年次別分収造林契約件数を調査した。(下名栗共栄造林組合については昭和40年以降を調査対象とした)。昭和36年以降、件数が減っているのはわが国の民有林全体にみられる造林面積減少傾向と一致している。

名栗村では従来、分収造林の伐期は30年であった。さいきん、足場丸太の売れゆき不振から柱材の採伐を高めるために伐期の延長が画られており伐採量が少なくなってきたが造林面積が小さい。

第26表 名栗村でスギ林分を30年で主伐した場合と40年で主伐した場合の採材率:(材積の%)

伐期	30年	40年	備考
柱より太いもの	—	10%	割ってタルキにする
通し柱	10%	15%	
10尺の柱	40%	35%	
ケタ・モヤ	30%	20%	
小丸太	20%	20%	

第6図 分収造林契約件数



名栗村では、各個別農家もっている山林面積は零細であるが分収造林への参画によって所得の向上が画られている。

(6) 集落共有林

1. 概 説

森林は林地と林木からなる。

ある森林が共有林であるという場合に、林地が共有地である場合と林木だけが共有である場合とがある。集落が共同で分収造林をしている場合にはその林木の造林者持分が集落共有林になる。この意味の分収造林については前章で記述した。

つぎに林地が集落の共有物である場合にはそこに集落で造林している直営造林の場合とその林地の地主として、分収造林に関係している場合とがある。

林地を共有している集落共有地としては名栗村にはつぎのようなものがある。¹⁾

1, 2 区 共有地	面積	6 8.6 8 ha ¹⁾	備考
3, 4 区 共有地		8 4.3 5 ha ¹⁾	
5, 6 区 共有地		1 2 2.8 3 ha ¹⁾	
1 区 共有地		1 1.4 7 ha ¹⁾	
2 区 共有地		1.9 7 ¹⁾	
3 区 共有地		0.8 6 ¹⁾	
4 区 共有地	(A)	0.7 7 ¹⁾	
	(B)	2.6 0 ¹⁾	
	(C)	1 1.1 1 ²⁾	
5 区 共有地		1.2 8 ¹⁾	
6 区 共有地		3.8 1 ¹⁾	

名栗村の芋浦美(第4区)と名郷(第13区)について林地を共有する集落共有林を調べたところ、名郷にはその意味での集落共有林はなかった。名郷集落が関係している共有林は上名栗共有林組合だけであるがこれについては既述した。芋浦美には既述の下名栗共栄造林組合以外に上記のような4箇所の集落共有林があったがこの4箇所の集落共有林はいずれも集落が林地を共有

1) 町田金録, 名栗村における共有林の成立および経営

(Ⅱ) — 下名栗2区寄せ, 区持ち共有林について 日林講 1955年4月

2) 昭和52年の森林簿による(町田金録氏調査)

し、直営造林をしているものであった。これらの集落共有地は過去の歴史的事情から集落共有地と称されているが、厳密には複数個人の記名共有地であり、所有者の一部には集落外に在住している人も含まれている。この点については後述する。

芋浦美集落（4区）が関係している4共有地について略述するとつぎのようである。

A) 0.77 ha の共有地、共有者は7名。この7人は全員が4区（芋浦美集落）に住んでいる。共有地の由来は芋浦美集落内の愛宕神社の社殿修理費用にあてるために当時の芋浦美集落在住者7名が共有地0.77 ha（当初は秣場であった）に造林したものである。この神社は明治2年の文書には「字一口（筆者注：芋浦美）にあり祭日が6月24日である」旨、記されているが、昭和初期にお祭りをやめ、現在はお堂を人の住居に貸して神社がなくなっている。この共有林は昭和52年現在、全部スギ・ヒノキ林で林令は0.29 ha が10年生、0.48 ha が17年生である。

B) 2.60 ha の共有地、地元では51人共有地と通称されているが、それは明治初期の所有者数によるもので現在は42人の共有地である。現在の共有者42人¹⁾の住所別内訳はつぎのとおりである。

2区在住者 1名

3区在住者 22名

4区（芋浦美）在住者 12名

5区在住者 5名

他市町村在住者 2名（原市場、飯能市各1名）

この共有地は昭和52年現在、2.60 ha 全部がスギ・ヒノキ造林地で林令は5年生である。

C) 11.11 ha の共有地、共有者は明治初期には12名いたが現在は9名で、うち8名が4区（芋浦美）在住者、1名が原市場在住者である。全部スギ・ヒノキ造林地である。小班数は12ある。令級構成については後述する。

D) 3, 4区共有地、面積8.435 ha, 明治初期には共有者が46人いたが現在は21人の共有地¹⁾である。現在の共有者の住所別内訳はつぎのとおりである。¹⁾

3区在住者 6名

4区在住者 8名

2区在住者 1名

原市場在住者 2名

飯能在住者 4名

昭和52年現在、用材林56.51 ha, 薪炭林27.84 ha 計84.35 ha である。造林可能地は戦前に殆ど全部造林されている。造林地の小班数は33で1小班あたり0.76 ha である。樹種別令級構成については後述する。

E) 下名栗共栄造林組合有林。芋浦美集落は下名栗にあるので、下名栗共栄造林組合に関係しているが、これについては既述した。

第27表 芋浦美集落（4区）が関係している共有林

記号	名 称	面 積	現在の共有者	現在の共有者の住所	樹 種
A	愛宕神社用林	ha 0.77	7 名	4区	全部スギ・ヒノキ
B	3・4・5区 51人共有林	2.60	42	2区3区4区5区 原市場、飯能市	全部スギ・ヒノキ
C	4区9人共有林	11.11	9	4区、原市場	全部スギ・ヒノキ
D	3.4区46人共有林	84.35	21	3区、4区、2区、 原市場、飯能	スギ・ヒノキ65% ザツ 35%
D	下名栗共栄造林組合	502.53	176	下名栗、飯能	スギ・ヒノキ74% ザツ 26%

2. 集落の発展と共有地の変化

芋浦美集落に關係する上記A, B, C, D, E, 各共有地の所有者の集落内の住居の所在地を地図上にプロットし（第7図）、同時に各共有地の位置を地図上に示した。（第8図）

これらの共有地は、すべて当初は江戸時代に秣場（採草）入会地として当時の集落住民に共同利用されていた（現地の古老の話による）。これらの共有地のなかで共有地Aはその位置や所有者群から考察して共有地Cと同じ頃作られたと思われる。共有地BとDも所有者がほぼ一致しているので同時代に作られたと考えてさし支えない。

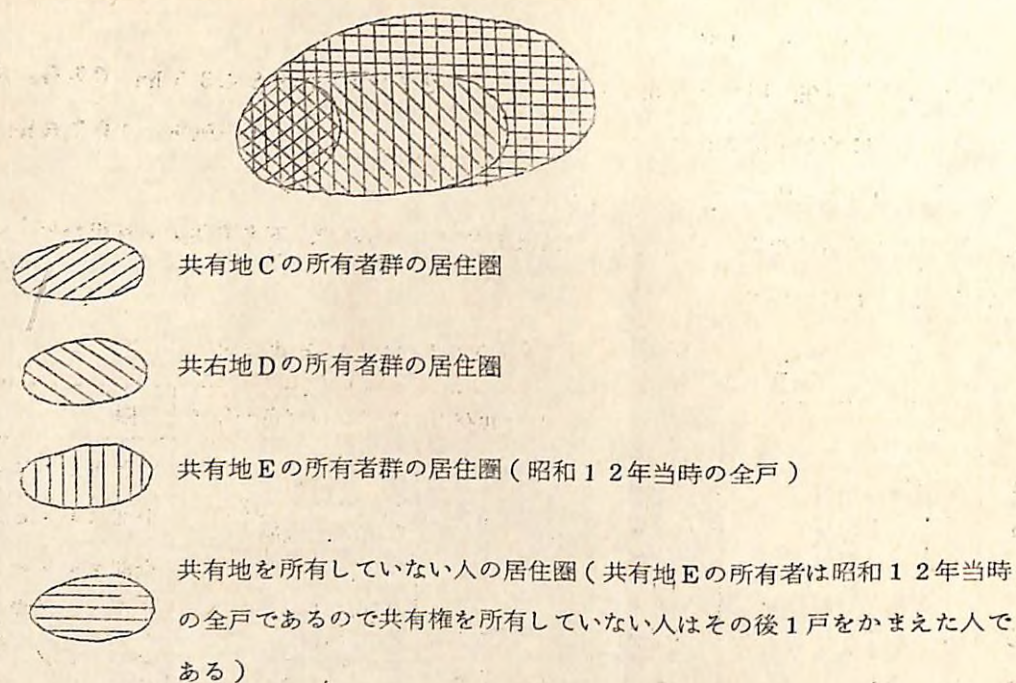
共有地C, D, Eは所有者層とその居住圏が重複しながら拡大している。それは地理的にも重複しながら拡大しており、地形の關係で集落の居住圏が最も広がった段階の最後の拡大圏でEの所有者と共有地をもっていない人の居住圏が重なっている。（第7図）また、共有地の位置をみると（第8図）、Aは集落にもっとも近いところ（集落居住圏から600m）にあるが、つぎに集落に近いところ（集落居住圏から750m）にあるのがCであり、BとDはそれぞれCに隣接してCの奥地にあり、さらにDの奥地にEがある。この集落の居住圏の発展と共有地の位置の変

1) 日林講 昭55年4月 町田金録 名栗村における共有林の成立および経営

(II) — 下名栗2区寄せ、区持ち共有林について —

1) 登記簿による（埼玉県農林振興センター町田金録氏調査）

第7図 共有地C, D, Eの所有者の芋浦美集落内における居住圏の模式図



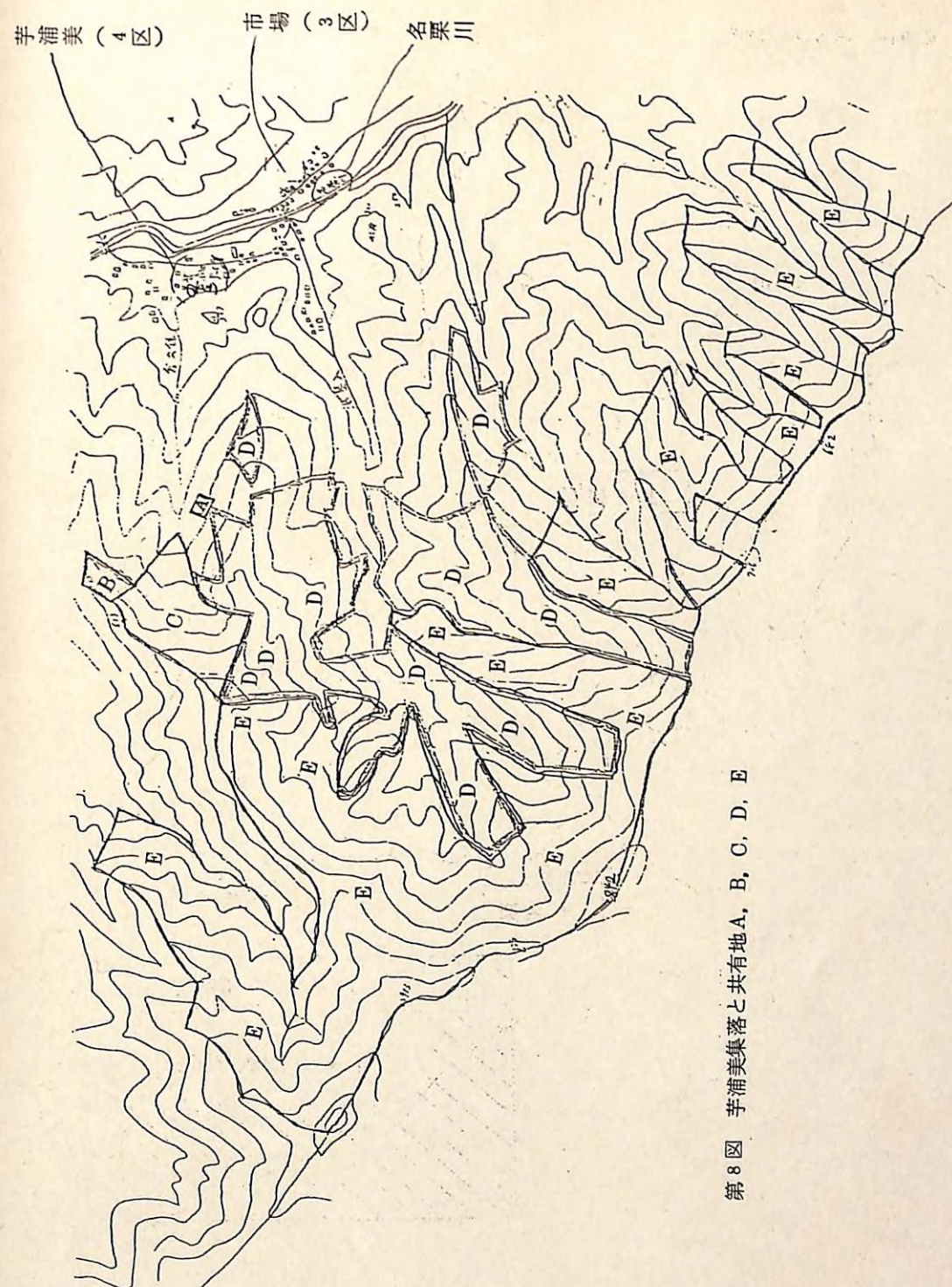
遷を共有地C, D, Eを対象として考察した。

現地の古老の話では共有地Dは江戸時代に名主が3区と4区の共同秣場として指定したという。共有地CとDの所有者群の集落内における居住圏の分布と関係づけると、共有地Cは共有地Dが作られる以前に4区(芋浦美集落)の秣場であったと考えることができる。

幕末～明治時代には共有地CとDは秣場としてではなく、人工造林地、薪炭林、部分的に桑畑として利用されており、この時期には共有地Eを下名栗一円が共有秣場として利用していた。これを要約すると芋浦美集落の共有秣場は江戸時代から明治へかけて共有地C→D→Eと移動したと考えられる。

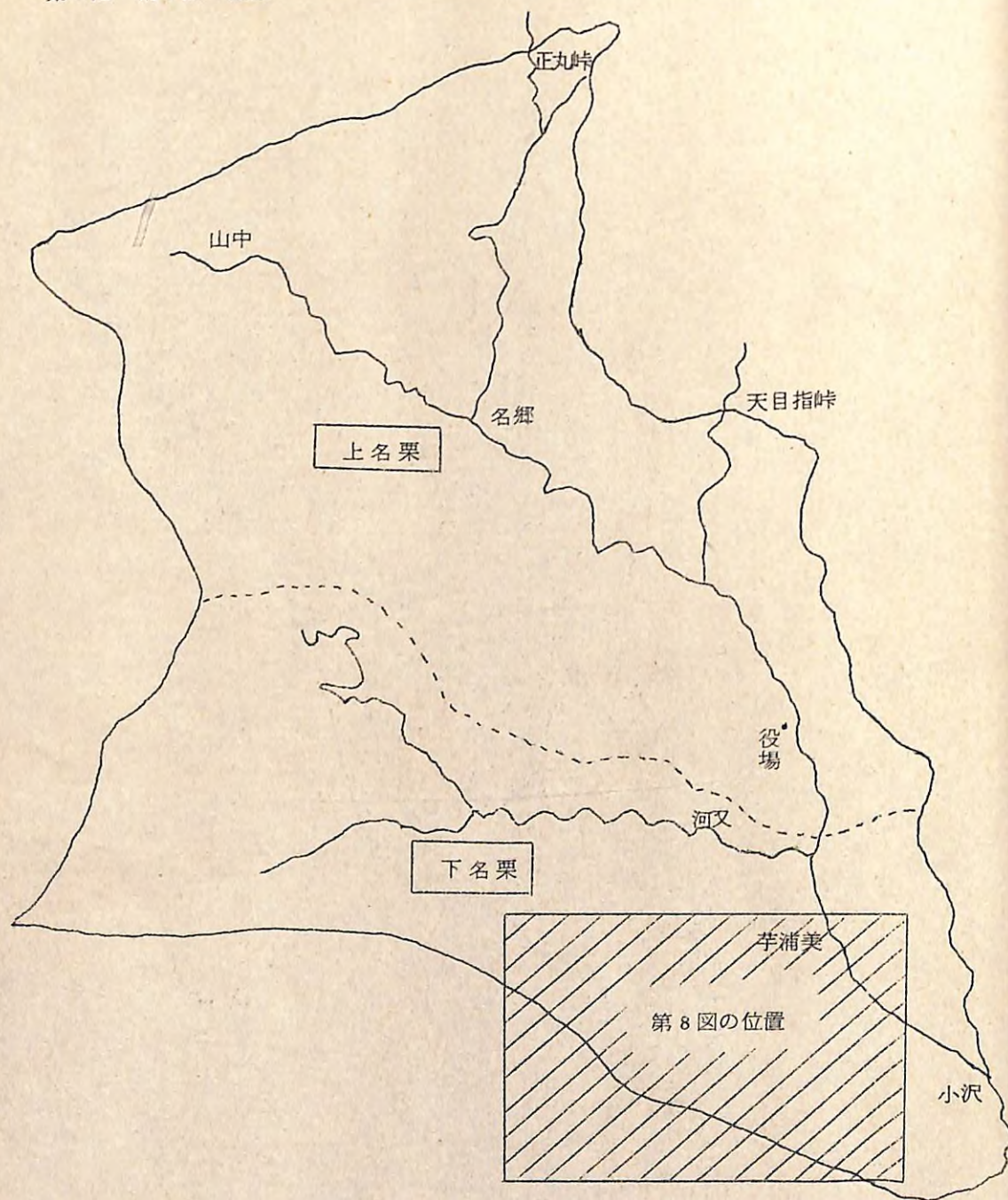
このように秣場が移動した原因は江戸時代に木材が名栗川を通じて流送されるようになり、木材の商品化が進むにつれて、スギ・ヒノキの人工造林が行なわれ、人工造林地が名栗川沿岸から次第に奥へ拡大していったことにある。その結果いままでも秣場に使用していた共有地に造林が行なわれるとさらに奥地に秣場が作られ、秣場利用権者もそのつど集落の人口の増加と居住圏の発展に歩調を合わせて拡大していった。

芋浦美の集落は江戸時代以前から存在していた。名栗村史によると芋浦美の町田耕三氏の先祖



第8図 芋浦美集落と共有地A, B, C, D, E

第9図 第8図の位置



にあたる町田大炊之助が永禄5年(1562年、織田信長の時代)に68才で歿したことが 厳寺の過去帳に示されている。

共有林Cで明治20年に杉檜2,361本を主伐して売った文書や明治25年にもそれと同規模のスギ・ヒノキの主伐収獲をして売った文書、明治33年に雑木を製炭原木として売った記録が現地の旧家に遺されており、これらの記録は当時すでに共有林Cにかなり多くの人工造林が行なわれていて一部に雑木の薪炭林があったことを物語っている。

現地の古老の話によると共有地Dは明治初期には薪炭林が多く、当時の薪炭原木の売払いは入札で行なわれ、この入札への参加は共有者以外の人でもできた。この共有地Dの一部分にもすでに明治時代初期に人工造林地があったが共有地Dの林種転換が活発に行なわれたのは明治~大正時代である。この共有地(D)も昭和戦前期には造林適地はすべて人工造林を完了しており、戦後の林種転換造林は少ない。

集落の発展の時期を共有地C, D, Eの所有者群の居住圏の範囲にしたがって第1, 2, 3, 4期とし、その各期における上記した各共有地の土地利用を総合的にまとめると次表ができる。

第28表 共有地の土地利用の展開

	(共有地C)	(共有地D)	(共有地E)	(備考)
第1期	採草地(秣場)			江戸時代中期以前
第2期	一部人工林 一部薪炭林	採草地(秣場)		江戸時代中期
第3期(初)	人工林多し 一部薪炭林 一部桑畑	薪炭林多し 一部人工林	採草地(秣場)	幕末~明治初年
第3期(終)	人工林多し 一部薪炭林 一部桑畑	人工林多し 一部薪炭林	一部薪炭林 一部人工林	昭和11年頃
第4期	全部人工林	人工林2/3 薪炭林1/3	人工林3/4 薪炭林1/4	現在

備考:

①共有地の所在地	倉久保谷	湯基入谷
②共有地の通称	4区共有地	3, 4区共有地
面積	1111ha ¹⁾	8435ha ¹⁾
うち用材林 (スギ, ヒノキ)	1111ha ¹⁾	5651ha(67%) ¹⁾
薪炭林	0	2784ha(33%) ¹⁾
		下名栗共栄造林組合 共有地 ¹⁾ 49656ha ¹⁾ 36652ha(74%) ¹⁾ 13004ha(26%) ¹⁾

1) 埼玉県地域計画書昭和52年森林簿による。

共有地Cの第3期の桑畑は、昭和20年頃まで良い土地0.5 haを桑畑にし、共有者のうち5名が0.1 ha ずつ使っていた。この面積はその後造林された。

名栗村では森林面積が広いので過去の村総有秣場（たとえば共有地C）に造林が行なわれるとそこよりも奥地の隣接地（たとえば共有地D）に秣場が移動し、そこが造林されたり薪炭林として利用されるようになるとさらに奥地（たとえば共有地E）へ秣場が移動するというように採草地のフロンティアが絶えず奥地へ移動していった。これは集落人口の増加にともなう秣場需要の増大の問題の解決にも同時に役立った。

最終的には大正時代から昭和初期へかけての農民生活の変化（具体的には道路の変化や交通手段の発達に伴う運送用牛馬の減少、豆粕、油粕、魚肥、化学肥料などの金肥の普及による堆肥需要の減少、建築様式の変化による萱ぶき屋根の減少）に伴って草刈用の秣場を除々に必要としなくなり、秣場入会が行なわれなくなって、すべての共有地が用材または薪炭材の生産を通じた林業的利用に供されるようになった。

3. 近代的私的共有地の成立

共有地C（通称4区共有林）と共有地D（通称3、4区共有林）のそれぞれについて明治14年1月に秩父郡役所から交付された地券が現地の旧家に保存されている。それは共有地Cについてはその土地が当時の4区住民のうちの12人の共有地であることを12人の氏名を掲げて示し、共有地Dについてはその土地が46人（当時の3区と4区の住民）の共有地であることを示すものであった。

共有地Cも共有地Dもこの当時の共有者が明治22年に所有権登記をしている。その後現在までの間に芋浦美集落の戸数は増えたがそれが原因で共有地CあるいはDの共有地所有者が自動的に増加するというような形での共有者の異動は全然行なわれていない。したがって共有地CとDは明治14年以降は集落共有地あるいは集落入会地としての性質をもっていない。これらの共有地の名称は慣行的伝統的に4区共有地、3、4区共有地と呼ばれているが、その名称は過去にそれぞれの共有地が発足した当時の事情にもとづくものであり、これらの共有地の現在の性質は近代的な私的所有権にもとづく共有地である。共有地CとDに関して明治22年以後現在までの間に行なわれた共有地所有権の移動は多くは相続によるものであるが、一部分は共有地持分の個人的な売買（とそれに伴う登記）によるものである。その所有持分の売買は集落内（芋浦美）の人に売られたこともあるし集落外の人に売られたこともある。明治の初期に集落内に住んでいた共有者の1部やその相続人が共有持分をもったまゝ他地区（隣接地域の飯能、原市場、など）へ

転居した例もある。

共有地Cも共有地Dも明治22年に登記されたときにはその共有者全員が平等に所有権をもち、そのさい登記された1人分の持分が1株と呼ばれ、その後の所有権持分移動の単位になっている。明治14年当時と現在の所有者数と株数を比較すればつぎのようである。所有者各人の持株は利益配当の係数としても使われている。

第29表 共有地の所有者

	共有地 C (4区共有地)	共有地 D (3-4区共有地)
(明治14年)	12人(1人1株) 計12株 全部4区の住民	46人(1人1株) 計46株
(昭和55年現在)	9人(9株) うち4区在住者8人 その職業: 労務者(木材市場 製材工場 養鶏所)5名 農林業自営 2名 中学校教員 1名 原市場在住者 1名 (職業は中学校校長で山林家)	21人(46株) 内訳: 4区住民8人23株 3区住民6人8株 2区住民1人1株 原市場住民2人9株 飯能住民 4人5株 そのうち4区住民の職業 労務者(建設業養鶏業、木材業、山林、木材市場) 6名 農林業 2名

共有地Cで所有者が12人から9人になった時期は明治33、34、38年で、その年に各1人ずつ減った。そのとき、残った共有者全員がそのつと去った人の所有権1株を買い入れている。（価株は明治38年の場合1株300円）。したがって共有地Cについては明治14年当時の1株と現在の1株では共有地の持分が異なる。共有地Dでは明治14年と現在の間で株総数は変化していないので1株あたりの共有地持分は変化していない。

共有地CについてもDについても共有地所有者の過半数が総株数の過半数をもって過去も現在もそれぞれ4区内、3～4区内に在住しており、その人達によって経営管理と造林保育作業が行なわれている。この事実にもとづいて4区共有林、3～4区共有林という通称が現在も使用されている。

共有地CもDも明治22年に登記したとき以後は、上記のように所有権を意味する株の売買を

通じてのみ所有権の移動が行なわれており、前述したように共有地CとDは少くとも明治22年以降は近代的私的所有権にもとづく共有地である。共有地CとDについてこのような近代的私的所有権が成立した時期はもっと以前で、恐らく秣場の移動に伴って発生したと考えられるがその年代はわからない。

既述した下名栗共栄造林組合有林ではこのような近代的所有権が成立する時期は昭和12年に共栄造林組合が成立して、下名栗全戸が所有権を1戸1株ずつ所有した時期である。名栗村の場合には既述したように農民生活の変化にともなう秣場需要の減少がこの下名栗共栄造林組合での近代的私的所有権の確立を可能にした。

以上は芋浦美の関係する共有地について考察したが、他方、現在の名郷(上名栗)には芋浦美(下名栗)にみられるような集落共同採草地(秣場)に源をもつ共有林は上名栗共有林組合有林以外には全くなかった。これは上述のような近代的私的所有権成立の過程で集落共有地が完全に崩壊し、私有地(個人有地)化したからである。具体的な例をあげると文政8年(1825年)に名主の町田栄次郎が入会地を村民95名から1軒につき2分ずつの代金を支払って買い入れている。¹⁾この原因は当時の山銭永の増税であった。¹⁾

4. 共有林の管理運営組織

共有地の管理運営について概略を報告しておきたい。

(共有地C—通称4区9人共有林)

面積は11.11ha。¹⁾

共有地Cの森林は現在は全部共有地所有者の直営林で分収林はない。

現在、林地は全部スギ・ヒノキの人工林でその令級構成はつぎのようである。¹⁾

第30表 共有林Cの令級構成

令級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	計
面積 (ha)	0.84	1.60	2.58	0.27	1.45	0.13	—	4.24	11.11

この共有株について現地の旧家に遺されている記録からつぎのようなことがわかった。

1) 明治20年に分収造林地のスギ360本を主伐して売上収益を地主3:植主7の割合で分収

1) 名栗村史128ページ

1) 埼玉県 昭和52年度森林簿

した。(この植主は土地共有者のうちの1人である)

2) 明治20年に直営林杉2,153本を主伐した。その代金が187円75銭であった。

3) 明治20年に杉檜2,511本(直営林)を主伐して筏師(現代の素材業者)に代金217円25銭で売った。

4) 明治25年に杉檜2,361本(直営林)を主伐してその代金が209円86銭であった。

5) 明治33年11月に雑木を明治34年3月15日に製炭のために入山し、明治34年12月30日までに作業を完了する条件で29円50銭で炭焼き町田吉蔵に売った。(面積は不明、この町田吉蔵は当時の共有地所有者のうちの1人であるが共有地所有者以外の炭焼きに雑木を売ることもあった。)

これらの記録から共有地Cはかなり早い時期に大部分が用材状化していたことがうかがえる。

また、明治21年の文書に共有林の収益を所有者12名が橋の改築費用に積立てていて、そのうち12円50銭を土地共有者のうちの1人である清水米次郎に利子をとって貸付け、その利子が年1割2分であったことが示されている。

ここから、明治時代には共有林の収益の1部を集落の橋の改築費や共有者に対する金融に使用していたことがわかる。

現在は林木の伐採収入は共有林の維持管理費(固定資産税など)と作業費の財源として3年分保留し、その残りは共有者9人に平等に配分している。

管理組織としては組合長1名、庶務会計係1名、計2名である。会計年度は4月1日~3月31日で総会は年1回(4月)に開くが、そのほかにも何かあれば所有者全員が集る。所有者の人数が少く、皆地元集落に在住する近所の人なので集まりやすく、相談もまとまりやすい。

共有林運営のための定款や規約はない。総会資料の印刷物はなく、総会で組合長が昨年の事業実績と次年度の予定を説明する。

役員2名は毎年春、雪害や寒害の調査を兼ねて山林を巡視する。

立木販売は全員の決定によるが不時の出費や金に困った人の意志が強く働く(相互救済的)。

管理上の帳簿としては庶務簿(日記帳)と会計簿(金銭出納簿)がある。日記帳には作業した日、作業名、出役者氏名などが記録されている。

造林、下刈、枝打ちなどの作業は全員がでることになっているが、実際には各人の都合でそのつど9人のうち欠席者が2人ぐらいいる。造林作業の出役者には資金があるときは日当がでるが、さいきんは林木を伐採しないので資金がなく、日当を出していない。このようなとき、日当を出すか出さないかは現場で作業の前に皆で相談して決める。作業に出役しなかった人は日当1日分

(現在 5,500 円)を庶務会計係におさめる。庶務会計係はそれをストックして管理費(税金など)に使う。

(共有地D—通称3, 4区共有林)

面積は 8 4.3 5 ha。1) 全部直営林で分収林はない。樹種別令級配置はつぎのようである。1)

第 3 1 表 共有林 D の令級構成

令級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計
スギ・ヒノキ林 (ha)	120	651	837	692	1205	1060	317	550	019			200	5651
薪炭林 (ha)			365		287	1404	098	630					2784
計	120	651	1202	692	1492	2464	415	1180	019			200	8435

共有地の管理組織としては役員が 7 名おりその構成はつぎのようである。

組合長 1 名、庶務 1 名、会計 2 名(収入係 1, 支出係 1), 幹事 3 名(幹事 3 名は何事にかかわらず相談にあづかり、会計監査も行なう)。

役員は 3 区と 4 区から半数ずつ出る。役員の任期は 3 年であるが実際にはもっと長く就任している。組合長には年 2 万円、他役員には年 1 万 5 千円の手当てがある。

共有林運営のための定款、規約はない。

会計年度は 1 月 1 日～12 月 31 日で総会は年 1 回である。総会資料は決算書、事業(造林、伐採)報告、事業(造林、伐採)計画で、組合長が総会でそれを説明して皆の意見をきく。

経営管理上の帳簿としては庶務簿(作業日記帳)、金銭収入簿、金銭支出簿がある。

毎年の林木売り上げ収入は将来 3 年分の維持管理費と作業費を積み立て、その残額を持株にに応じて分配する。

毎年 1 回、主として春、雪害や寒風害による冬期の森林被害の調査をかねて役員全員で山林を巡視し、当年から来年へかけての伐採予定箇所を決め、造林保育作業の予定を決める。

造林・下刈りなどの作業の前に役員会を開いて仕事の手順を相談して決める。

共有地所有者は 21 人であるが、そのうち 2 区、3 区、4 区の住民は 15 人で残りは原市場や飯能市の住民である。造林や下刈などの作業は共有者全員出役がたてまえであるが実際に作業に出役するのは 1 日 15～17 人である。作業出役者には日当(現在 1 日 5,500 円＝村の標準賃金)が出る。作業に出役しなかった人からは不参金をとらない。共有者自身ではなく、共有者が労務

者に依頼してその労務者が出役することもある。(「良い労務者を雇って仕事をしてもらう方がよい」—この点に関する現地の人の意見)

枝打ち作業は特殊技術であるので、総出ではなく、共有者のうちの特定の 4 人が作業をする。枝打ちはヒノキを重点的にしており、スギは労務不足のためあとまわしになりがちである。

以上が共有地 D、C の管理運営の概要であるが既述したように共有地 C は共有者 9 人のうち 8 人が同一集落内、1 人は隣村の原市場に居住している。そこでは総会資料、組合規約はないが「何かあると全員が集まって相談する。人数が少ないので相談もまとまりやすい」ということである。

共有地 C は経営面積が比較的小さく、経営の所有、管理、労働が、隣村の人が 1 人加わっているにしても同一集落内の境遇の類似した同一人物集団によって行なわれており、人数が少ないので相談もまとまりやすい。このような状況では経営の規約や総会資料の印刷物は實際上不要である。造林作業の労働賃金はその時の現金の有無によってそのつど相談して出たり出なかったりする。ここでは労働者＝所有者で、具体的な同一人物が労働者であると同時に所有者であるので、労働賃金が現金で支払われないときにはその金額だけ出資したことになり、その労働が資本増資の一形態になる。商業簿記の個人商店の店主勘定と同じ考え方で労働報酬が処理されている。しかし作業欠席者に対しては不参金を徴集する。原則としては実際に所有者全員が出役し労働に従事するのであるから、欠席者は不参金を出すことによって公平が確保されている。

共有地 C の経営管理上の帳簿は作業日記帳と現金出納簿であるが、これは共有地経営管理上、必要不可欠である。また、役員が年に 1 度、春季に雪害や寒風害の調査をかねて経営の林内を巡視することも林業経営の必要条件である。

共有地 D では所有者数 21 名、総株数 46 株である。そのうち 3 区(市場集落)と 4 区(芋浦美集落)に在住する人は 14 人、その人の持株は 31 株で、所有者人数も株数も過半数は 3 区と 4 区の地区内にある。明治 14 年には 3 区と 4 区の集落の住民の 46 人が平等に 1 人 1 株ずつ所有権をもっていたが今日(昭和 55 年)までの 99 年間に総株数の 1/3 が 3 区と 4 区の外に居住している人の所有になっている。株の売買のときには慣行的に地区内の人を買う例が多いがそのための規約は設けていない。共有地 D では共有地 C に比べて経営面積も所有者の人数も多く、99 年の間に所有者が多様化している。このような経営では必然的に組合経営管理者(役員)の数も共有地 C より増えて役員の職能が専門化し、総会は年 1 回定期的に開かれ、総会資料の印刷物も整備される。造林作業の労働は「全員出役がたてまえ」とはいってもそれが完全に実行されたのは明治時代のことで現在では集落内居住者(3 区と 4 区に住んでいる人)だけで行なっ

1) 埼玉県 昭 52 年度森林簿による。
(埼玉県秩父農林振興センター町田金録氏調査)

いる。作業に出役した人は労働の代償として日当を受けとるが作業を欠席した人は不参金を払わない。ここではいわば資本家機能（所有者機能）と労働者機能が分離している。そして労働報酬は労働報酬それ自体として会計処理され不払い許されない。したがってこの場合、労働者が雇用労働者であっても差し支えない。このような事情のもとでは所有者で造林作業を欠席した人は作業労働に従事する義務はなく、したがって不参金は根拠を失ない、作業を欠席した人は不参金を払わなくてよい。

共有地Dの経営には定款や規約がないが既述した上名栗共有林や下名栗共栄造林組合では面積がさらに多くなり、経営構成員も多くその階層も多様化し、複雑になり、定款が作られ、毎年定期総会があり、総会資料が作られ、役員組織も充実している。直営林の造林作業従事者には必ず日当が支払われ、作業欠席者は不参金を払わない。上名栗共有林では雇用労働者が雇われている。

共同経営の管理組織の内容は経営管理運営上の実践的必要な産物である。

それは地域条件（集落住民の職業、資産、農民層兼業化、人口移動）と経営条件（経営面積、共有者（所有者）の人数とその住所別職業別構成内容、労働者の構成内容など）によって大きい影響を受ける。

たとえば共有地C（通称4区共有林）と下名栗共栄造林組合では所有者、役員、労働者が全部地元集落の人で、具体的な同一人物が同時に所有者にも役員にも労働者にもなる。他方、共有地D（通称3～4区共有地）では労働者と役員は地元集落の人であるが所有者の一部は他市町村に在住している。これは既述したように99年間の歴史の産物であるが同時に現在時点の共有林経営にとってはアブリアリな経営条件になっている。上名栗共有林では所有者と役員は地元集落の人であるが直営林労働者には隣村から通勤する雇用労働者がいる。

こうして経営の人的構成が複雑化し、経営面積が大きくなるにしたがって経営管理組織が整備され、役員組織、帳簿組織、総会資料、定款、が完備され、充実する。これは地域条件と経営条件の変化に対応した経営組織の成熟であると理解することができる。

今回調査した上名栗共有林、下名栗共栄造林組合、共有林D（3～4区共有林）、共有地C（4区共有林）の経営について要点をとりまとめておくと次表のようになる。

第32表 共有林経営の比較

	上名栗共有林 組 合	下名栗共 栄 造 林 組 合	共有地 D (3～4区 共有林)	共有地 D (4区 共有林)	備 考
面 積	ha 37312	ha 49656	ha 8435	ha 1111	昭和52年 森林簿
成 立	昭和11年	昭和12年	明治14年	明治14年	明治14年 地券交付
1980 におけ 1) る地区内総世帯数	戸 464	戸 252	戸 90	戸 42	
成立時の地区内総 戸数	戸 350	戸 212	—	—	
共有者 成立時	271人 1000株 (公 募)	212人 (1人1株)	46人 (1人1株)	12人 (1人1株)	
現 在	地区外 5 (地区内に 代理人)	6 (地区内に 代理人)	7人 15株	1人	
地区内	247人 (総 戸数の60%)	170人 (総 戸数の65%)	14人 31株	8人	
計	252人 1000株	176人 212株	21人 46株	9人 9株	
地区総戸数に対す る地区内共有者の 比率	60%	65%	16%	19%	
規約、定款の有無	定款あり	定款あり	なし	なし	
役 員 (世話人)	理事9監査3 調査員7	理事9監事3	7	2	
総 会	年1回定期	年1回定期	年1回定期	年1回定期 その他有事	
針葉樹林率	昭26年 昭53年	58% 76%	55% 74%	6.5% (立地条件による)	100%
労 務	直営林 分収林	雇用労務と調査 員日当あり (不 参金なし) 分収者総出 日当なし (不参金あり)	共有者全員総出 日当あり (不 参金なし) 分収者総出日 当なし	3～4区在住者 全員総出 (日 当あり不参金なし)	共有者全員総出 日当あり (資金事情によっては 労務出資) (不参金あり)
配 当	翌年の経営費を 残して配当	翌年の経営費を 残して配当	将来3年分の経営費を 積立てて残り配当 当(2～3年に1回収獲)	将来3年分の経営費を積立てて 残り配当	
地区内 集落と の関係	所有者 地区内の人 (組合員) 地区内の人 (組合員) 地区内の人と 隣村の人 地区内の人 (組合員)	地区内の人 (組合員) 地区内の人 (組合員) 地区内の人 (組合員) 地区内の人 (組合員)	地区内2/3 地区外1/3 地区内 (所有者) 地区内 (所有者) なし	地区内8 地区外1 地区内 (所有者) 地区内 (所有者) なし	

1) 役場資料

(7) 共有林経営と集落

名栗村でも過去には総有の入会が行なわれていたと考えることができる。流送による木材・薪炭の商品化にともなう造林や薪炭林生産が行なわれ、そこに資本や労働の投下が行なわれ、それに伴って必然的に持分権が顕在化し、共有者の数が固定し、近代的私的所有権が成立した。¹⁾

近代的私的所有権を伴う共有地の成立とともに共有地は集落の総有的性質を失なった。しかし共有地の林業経営は集落といろいろな点で深く密接な関係をもっている。それはたとえばつぎのようなことにみられる。

- 1) 共有地の株が売られるときに慣行的に地元集落の人が買う場合が多い。共有林によっては定款で共有者を地元集落の人に限定している場合もある。
- 2) 通称の「4区共有林」「3～4区共有林」という名が示すように過去の総有秣場から発展したことを共有地関係者が誇りとともに意識しており、それが集落近くに共存林があることとあいまって森林管理や造林保育の集団作業の精神的道徳的な支柱として作用し、林業経営に良い影響を与えている。
- 3) 共有林管理組織の役員選出のときに集落が選出単位として機能している。
- 4) 共有林所有者の過半数が集落の住民であり、経営役員と大部分の労働者が集落の住民である。分収林がある場合には植主のほとんどが地元集落の住民である。
これは共有林経営が集落住民に与える経済的機能(所得機能、財産機能、予備所得機能)と労働機能が大きいことを意味している。
- 5) よく経営された林業経営が集落の近くにあることが土砂崩壊や洪水などの自然災害から集落を直接的に護っており、集落住民の飲料水の安定的な供給に役立っている。これは第 図の地形図を見ると具体的に理解できる。
- 6) 道路・衛生・文化施設がよく整備され、住民の生活の経済的・精神的に安定した集落は同時に共有地の林業経営の所有者、経営管理役員、労働者の生活の安定を通じて良い林業経営の確保に役立つ。

1) 遠藤浩, 川井健, 原島重義, 広中俊雄, 水本浩, 山本進一編: 民法(2)物権
有斐閣双書 昭和54年 312ページ

参 考 文 献

1. 名栗村史編纂委員会: 名栗村史 昭和35年
2. 中村柱治: 名栗村の分収林について 昭和42年AG特別研修 昭和42年
3. 秦玄竜: 西川林業発達史, 林業発達史調査会 昭和32年
4. 下名栗共栄造林組合: 下名栗共栄造林組合概況 昭和49年
5. 埼玉県: 入間地域森林計画書(自 昭和53年 4月 1日 至 昭和63年 3月31日)
6. 埼玉県: 森林簿 (昭和52年)
7. 上名栗共有林組合: 昭和53年度総会資料 昭和53年6月
8. 下名栗共栄造林組合: 昭和53年度定期総会資料 昭和54年2月
9. 下名栗共栄造林組合: 下名栗共栄造林組合定款
10. 町田金録: 西川林業地の名栗村における村有林の経営 91回日林講 1980
11. 町田金録: 名栗村における共有林の成立および経営(I)―上名栗, 下名栗共有林について― 91回日林講 1980
12. 町田金録: 名栗村における共有林の成立および(II)―下名栗2区寄せ, 区持ち共有林について― 91回日林講 1980

4 木材流通と集落

(1) 概 況

西川林業の中心地である名栗村から生産された木材は、古くは、江戸時代から西川材と呼ばれ、江戸（東京）を主体に出荷されてきたが、その流通経路は、輸送手段の変遷にともなう大きな変化をとげてきた。

まず、筏流しが広汎に行われていた江戸時代から明治、大正初期にかけては、丸太または杣角のまま地元の筏業者によって江戸の千住、深川に流送され木材問屋に販売されていた。当時の流通経路は、山林所有者→筏業者→木材問屋というもので、その中心的役割を果たしていたのは、木材取引を兼ねた筏業者と木材問屋であった。次に大正初期から昭和10年代にかけては、飯能―池袋間の武蔵野鉄道の開設にともない、筏流しが急速に姿を消す一方で、飯能に木材問屋と製材工場が現われ、原木の流通経路も山林所有者→地元木材業者→木材問屋（飯能）→製材工場（飯能）という形態に変化していった。この一連の流通経路の中で支配的地位を占めていたのは、飯能の木材問屋であり、価格決定権を握っていたといわれている。さらに第2次大戦後は、トラック輸送が鉄道輸送にとって替る一方で、名栗村にも数軒の製材業者が現われ、山林所有者→製材工場（名栗村）といった。中間業者を排除した流通形態が一般的となった。この形態は、現在も続いているが、両者間の取引関係は、後に述べるように立木購入だけでなく市売市場からの原木購入が可能な製材工場の側により有利に展開されている。

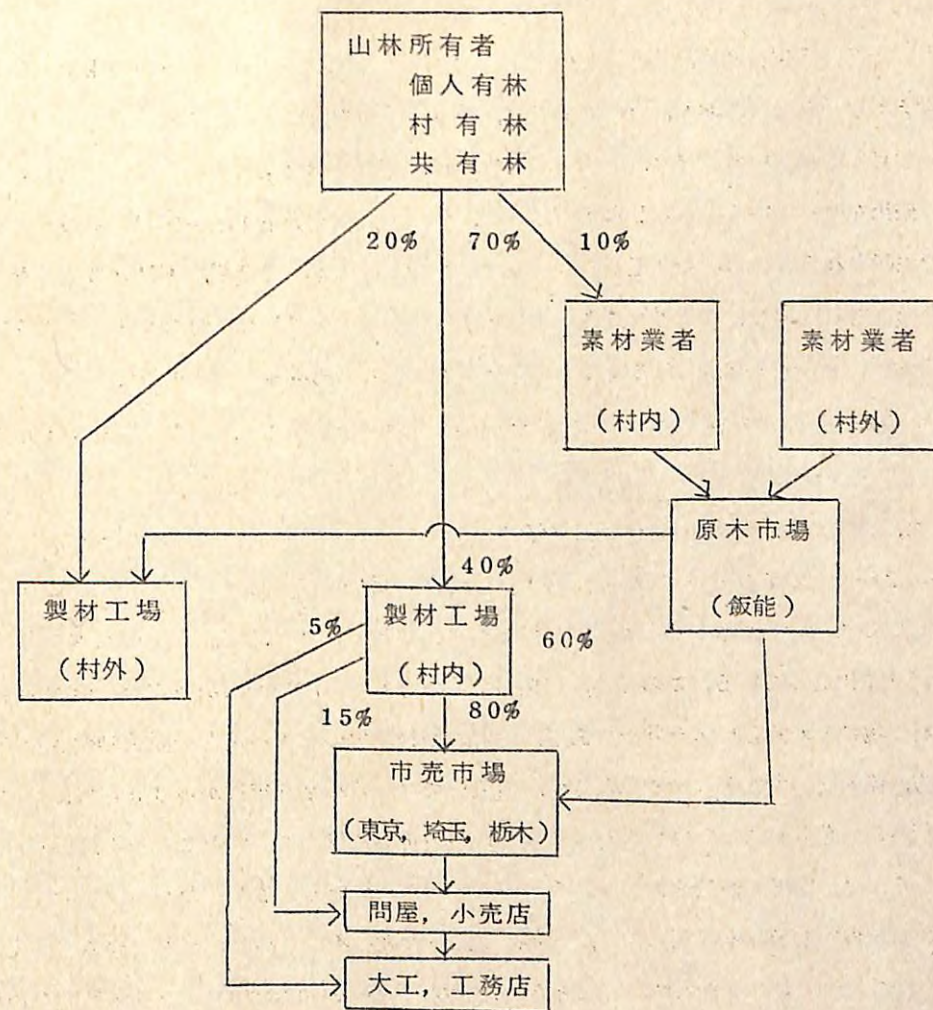
(2) 木材流通の現状と問題点

1. 原木流通

業者からの聞き取り調査によると、名栗村における総丸太生産量は、昭和53年の実績で約4,260㎥である。その所有別割合は、個人有林52.8%, 村有林（直営）11.5%, 村有林（県行造林）26.8%, 共有林（下名栗共栄造林組合）8.9%で個人有林が過半を占めている。

樹種別の割合は、スギ（35～40年伐期）が約70%, ヒノキ（40～45年伐期）が約30%である。これら、名栗村で生産される丸太のうち、個人有林、村有林（直営）および共有林から生産されるものに関しては、名栗村森林組合による年1回の立木一括入札によって、また、村有林の県行造林分に関しては、県庁の林務課が行う立木入札によって、村内をはじめ近接する市町村の製材業者または素材業者に販売されている。森林組合による一括入札は、通例8月中旬に

第10図 名栗村における木材の流通経路



実施され、多数の業者が参加するが、量的にみると約9割近くは地理的に有利な条件を備えた村内の業者によって落札されている（代金の決済条件は、契約時に売買代金の1割、残りは3割ずつそれぞれ2カ月、4カ月、6カ月以内に現金で支払うこととされており、購入する側にとってかなり有利な内容となっている）。現在のような組合による一括入札は、昭和49年に、山林所有者側と製材、素材業者側の相方の要請に対応して開始されたもので、山林所有者側には、入札時に集まる業者数が多いことからより高い価格での立木販売を実現させ、その一方で製材、素材業者側にも、それまで個別、分散的な立木入札に参加するためについやしていた時間と経費の節約を可能とさせるなど相方に好ましい結果をもたらしている。

落札された立木は、図 1 のように山林所有者→製材工場、あるいは山林所有者→素材業者→原木市売市場→製材工場という2つの経路によって流通しているが、大部分は、前者の形態である。

ところで、名栗村には、現在、10軒の製材工場（出力数は10kw～90kwで概して小規模である）が存在しており、うち4軒では、伐採労働者を常時雇用し落札した立木を自社工場向けに素材生産している。また、他の製材工場では、臨時に素材業者に委託し、落札した立木の伐採、搬出を行っている。しかしながら、近年、村内の立木販売量が減少傾向にあることから、村内で生産される素材だけでは工場の原木消費量を満たすことができず、不足分の多くを飯能の原木市売市場から購入した材質的に劣る西川林業地以外で生産された素材でまかなうようになってきている（原木市売市場からの購入の場合は、45日の手形決済）。その量は、村内の製材工場における原木消費量の約6割にも達しており、西川材の製品管理上、大きな問題が生じてきている。

また、村内には、6軒の素材業者が存在しているが、常時、伐採労働者を雇用しているのはわずかに2軒で他の業種との兼業形態が多く、生産量は低い水準にとどまっている。これら素材業者は、概して資金力が乏しいために、生産した丸太のほとんどを、換金の早い原木市売市場（翌日決済）に出荷している。このため、名栗村で生産された丸太の一部が原木市売市場を経て村外の製材工場に流れるといった状況にあり、村内の製材工場の原木不足を一層深刻化させている。

一方、流通上の問題とはやや異なるが、名栗村では、昭和20年代から30年代にかけて盛んに実行された分収林あるいは個人有林の造林地が数年後に伐期に達することから、昭和50年代後半以降、立木販売量が急速に増加するものと予想されている。しかしながら先進的といわれる西川林業地の中心である名栗村でも、近年、伐採労働者の不足と高令化が進行する一方で、林道網の整備が依然として立遅れていることから、製材業者あるいは素材業者が立木販売量の増加に十分対応できるかどうか疑問視されており、民間、公的レベルでのあらゆる対策を通じて早急に生産体制を整えることが強く望まれている。

なお、立木所有者と製材業者および素材業者との間の取引関係において、集落（区）が流通合理化（たとえば、品質管理と品揃えによる高価格での販売、流通経費の節約、販売先の安定化など）の側面で何らかの役割を果たしているか否かといった問題については、今回の調査地である名栗村に関するかぎり、ほとんどそのような事実を見出すことが出来なかった。唯一の可能性として、集落内の何名かが共同で造林した分収林の立木販売に関して集落の意志が反映されるといったことも考えられるが、それも分収林の性格上（立木販売が小規模、分散的かつ間断的）、集落

が機能集団としてマーケティングまで積極的に進出するような姿勢は全くみられず、森林組合の一括入札に全てをまかせるといった状況となっている。

2. 製品流通

名栗村からの製材品の出荷量は、昭和53年において約9,000m³（埼玉県製材業者登録申請書から推計）とみられる。樹種別の割合は、スギが約60%、ヒノキが40%である。また、製品別の割合は、柱角が約70%、母屋角が20%、その他羽柄材が約10%で柱角が大半を占めている。流通経路は、第10図に示されているように、最も多いのが製材工場→市売市場（東京、埼玉、栃木）→小売店→大工・工務店、という流れで総出荷量の約80%を占めている。残りは、製材工場→問屋・小売店（東京、埼玉）→大工・工務店、または製材工場→大工・工務店（埼玉）で前者が15%、後者が5%程度である。

このように、市売市場への出荷の割合が高いことの理由として、製材業者は、①良質材が高く販売できる、②量的制約がない、③換金が早い、④製品の種類と品質あるいは市況に応じて出荷先の市場を選択できる、などの利点をあげており、製品市況の変動に敏感に対応しつつ良質材を少しでも高く販売しようとする業者のマーケティング戦略をうかがい知ることができる。しかしながら、市売市場への依存度が高いことは、販売面での危険分散、流通経費の削減といった点で工場経営にとってマイナス要因となる危険性を内包している。したがって、多少、販売価格が低くなっても、出荷先を平均化し、市況の急激な悪化に備える必要があるものと思われる。

一方、先述のように、名栗村から出荷される木材は、古くは江戸時代から西川材として流通業者間で取引されてきたが、近年、村内の良質材の供給量の減少とともに、西川林業地以外から集荷された品質の劣る原木が製品化され西川材として出荷されている。このため、消費市場において西川材の地位が徐々に低下しつつあり、名栗村だけでなく、西川林業地に位置する製材業者が一体となって原木の確保と品質管理の徹底に何らかの対策を構想する必要があると考えられる。

（3） 流通主体の育成と集落の役割

以上みてきたように、名栗村において生産される木材の流通経路は、山林所有者→製材工場（村内）→製品市売市場（東京、埼玉）という形態が大部分を占めている。そこにみられる特徴は、①地元の製材工場が流通の中心的役割を果たしている。②森林組合が山林所有者からの委託による立木一括入札を実施している、③販売される立木の大部分が村内の製材業者と素材業者によって落札されている、しかしながら、④村内で販売される立木だけでは製材工場の原木必要量を満たすこと

ができず、飯能の市売市場からの原木購入によって不足分を補っている。このため、⑤良質材としての西川材の品質管理が次第に不完全となり消費地市場での地位が低下しつつある、⑥製品の出荷先では、市売市場への依存度が極めて高い、などである。これらの中には、いくつかの問題点が含まれているが、全体的には、森林組合が個別、分散的な立木販売をまとめる役割を果たすなど、個々の流通主体間の有機的結合がうまく図られているということができよう。

ところで、すでに述べたように、今回の調査地である名栗村においては、集落との関連において木材流通の合理化が図られているような実態は全くみられなかった。現在のように個別、分散的かつ臨時的支出を目的とする私有林の立木販売に関して集落が積極的に取引に介入して価格決定の主導権を握るということは、非常に困難なことといえる。やはり木材の流通に関しては、一般にいわれるように、いくつかの市町村を含む流域を単位とする機能集団の形成とその有機的結合が図られてはじめて銘柄化された製品が安定的に消費市場に出荷されるようになるものと考えられる。この意味において集落は、立木の販売先の調査、あるいは加工製品のマーケティングまで積極的に担うような機能集団とはなりえないと思われる。

しかしながら主産地形成といった視点から各流通主体の活動に焦点をあてると、いくつかの改善の道が残されている。それらを列挙して本節のまとめとしよう。

第1は、森林組合の一括立木入札に関してである。現状では、森林組合は、単に山林所有者が従来行っていた入札を代行しているだけにとどまっている。山林所有者にとっては、入札の委託による経費の削減もさることながら、当然、可能な限り高い価格で立木が販売されることに強い関心をもつであろう。このため、森林組合は、たとえば、消費市場における価格動向を調査し、入札に出された立木の目標価格を設定するなど、より能動的な販売戦略をとる必要があるものと思われる。また、現在は年1回の入札となっているが、製材工場にとっての危険を少なくさせるために2～3回に分けて実施することが望ましいであろう。

第2は、素材業者の丸太出荷先に関してである。素材業者によって生産された丸太は、そのほとんどが換金の早い原木市売市場（飯能）に出荷され、村内の製材業者に販売されるのは稀である。この大きな原因は、素材業者の資金力の不足にあると考えられる。公的機関からの低利融資の導入などを通じ資金力が強化されるよう抜本的な対策を構じる必要があると考えられる。

第3は、製材業者および素材業者の雇用する伐出労働者の不足である。近年、先進的といわれる西川林業地の中心である名栗村においても伐出労働者を含め、林業労働者の不足と高令化が深刻な問題となっている。数年後には、戦後造林した個人有林あるいは分収林が伐期に達することから、あらゆる対策を構じて素材生産を担う伐出労働者の確保を図る必要がある。

第4は、地元製材工場における製材品の品質管理と販売方法に関してである。すでに述べたように、近年、西川林業地からの良質丸太の生産量の減少にともない、相対的に品質の劣る他地域から集荷された原木が入り始め、同じく西川材の銘柄で出荷されるといった現象が現われてきている。このことは、消費市場における西川材の地位を徐々に低下させるという結果をまねいている。主産地として西川林業地が生き残るためにも、銘柄化された西川材が安定的に出荷されるよう西川林業地に位置する製材工場が一体となって品質管理を徹底すべく対策を構じる必要があると思われる。また、現在、西川林業地の製材工場は、それぞれ個別的に東京、埼玉などの製品市売市場、問屋、小売店などに製材品を出荷しているが、輸送費など流通経費の削減、あるいはより有利な販売体制の整備といった観点から、西川材製品を主に取扱う製材工場の共同出資による製品市売市場の設立を検討してみてもよいであろう。

IV 山村集落の農林業生産および生活

—静岡県周智郡春野町を中心に—

1. 天竜林業とその性格

— とくに民有林施業について —

(1) 天竜林業のはじまり

天竜川流域の森林伐採とその利用は、古くからおこなわれていたと考えられるが、本格的な利用は、徳川時代に入り、御用材の伐出しと小規模農民造林がはじめられてからである。この時代に天竜川を流送して江戸市場へ出荷されていた用材は現在のような丸太や板物が主体でなく、屋根板（こけら板）が中心であった。

農民の手による造林方法は焼畑による造林が普通で、この方式によれば、食糧生産により造林費の節減をはかることができる利点があった。

この年代の林業の諸相については、宮島林学士が明治30年2月の大日本山林会報170号に詳細に解説しているが、天竜地域では、気候地味の良いことと大消費地江戸への運送の便利なこと等により、金原明善翁の活躍以前にすでに林業発展の素地がつくられていたと見るべきであろう。

(2) 近代の天竜林業と金原明善

近代の天竜林業は金原明善翁の大規模造林事業にはじまる。これは、瀬尻官有林献植と金原山造成事業から成る全面積4,000haにも及ぶ大面積造林事業であって、それまでの農民的な小規模造林とは量的質的に異なる企業的色彩の濃い造林行為であった。それまでの造林は小規模な屋敷まわりの造林にすぎず、焼畑や切替畑跡に山引のスギ・ヒノキ苗を自家余剰労力で植えるか、地主階層が所有林を小農民に山小作させて造林するものが通例であったが、この造林事業では雇用賃労働を山小作と併用し、労務管理組織を定め、資金源としての金融業の確立をはかり、木材の陸送と加工製材まで視野に入れてそれぞれの会社を設立するなど、それまでになかった新方式がとられている。そこでは個々の技術は在来のそれと大差ないとしても（いわゆる金原謙の採用などの技術改良はあるが）、経済的合理性につらぬかれた、造林・製材・運輸の三位一体の大規模システム化、企業化は、従来になかった特色として認めることができる。

この造林事業は明治19年からはじめられたが、ほぼ同じころに王子製紙の工場が気田川流域の天然林資源を求めて春野町気田地区に設立され、天然林伐採とそれに伴うパルプ用材伐跡地の残木製炭、および跡地造林がすすめられていった。

これらの地域内諸事業に刺激をうけて、地元山林投資家層が数多く出現、地元共有林の分解と焼畑小農民の賃金労働者化が急速にすすんだが、先進林業地である奈良県吉野地方とは異なり

山林の所有が流域外に流出することが比較的すくなく、在村中小山林地主の続出をもたらしているのは天竜林業の特色であると言われている。

3. 金原流の山づくり

金原翁は篤農林家と言うよりも実業家として経済的感覚のするどい人であったようで、加えて、造林事業の実際に当たった鈴木信一現場主任も専修学校（現在の専修大学）で経済学を学んだ新知識であったと言われている。このため、広義の造林行為、いわゆる“金原流の山づくり”にも合理的な考え方が色濃く反映している。

明治33年7月7日、大日本山林会第13回総会が静岡県安倍郡臨濟寺において開催、その席上鈴木信一会員は瀬尻官有林植林の沿革について大略、次のような説明をおこなっている。“金原流山づくり”の基本的な考え方はこれによってうかがい知ることができるであろう。以下、大日本山林会報の記事によって略述する。

「天竜の材を求めるものは東京が主で、材種は大^{ヌキ}・中^{ヌキ}・板割、すべて丸鋸にかけて製材することになります。」

「当地の伐採樹令は様々ですが60年以上おく者は僅々たる旧家のみで、多くは40年前後、はなはだしきは20年前後で伐る。これは良くないが、個人の経済的逆境に際して土地まで売るのは先ず以て相当の金になるから立木を売ることになります。20年で伐って換金するくらいであるから1年でも土地をあそばせておくことがなく、すぐ伐った跡地に植えるようにしております。」

「今日、天竜附近では多くの資金を持って山林を経営している者ばかりではない。」

「私共が山の高いところに登って見ると、官林民林ともに奥地は未だ植林したところがすくない。」

以上が、鈴木信一会員の説く天竜林業をとりまく当時の諸条件である。すなわち、生産品として求められるものは大貫が採材できる太さの原木であり、地元の林家は概して資力に乏しく、家計上長伐期に耐えられない。しかも未改良の天然林が広大に存在する。

これらの条件下で、どのような施業、すなわち山づくりが適していると考えられるのであろうか。鈴木会員は説明を続ける。

「明治19～20年の2年間は1坪に対してスギ苗木を2本以上植えましたが21年にはそれを変更しまして坪1本としております。」

この事業をはじめた時、当時の林業先進地である吉野地域から造林技術を学び、吉野スギの種苗をとりよせている。吉野林業の特色は坪当り2～3本種の密植であり、初期の造林がこの密植

方式を採用したとしてもふしぎではない。それを疎植にあらためたのは、疎植の方が前述の諸条件に適合するからである。疎植は地味の良い山であれば早期肥大と早期伐採を可能にする。

「植方については、私共は金原流により粗大にやっております。それは学理には附合しているかどうか分かりませんが、植方はいかにも粗で1町歩当り3千本～4千本位。」

疎植と言ってもそれは吉野地域と比較してのことで、天竜地域在来の慣行では1町歩当り2千本～2千5百本であったと言う、密植は一般に立木の肥大成長を抑制するが年輪を緻密にして材の品質を高める効果がある。従って両極端をさけて中庸の植付密度を採用したとすることができる。

「植えた木を伐って資金を回収し再投資して荒れた山を改良する。誠に楽に出来るもので、今は山林の改良中でございます。」

「資本を回収すれば一町歩当りかなりの金額になるので、その金で山林を改良すればどんな立派なこともできる。しかし山林の改良をするのにも現在の状態では一個人の仕事としてすぐに立派に密な山にするわけにはまいりかねますから、経済に合う様に粗大にして範囲を広くしようとすること、即ち、1町歩を立派に改良できる金と丹精とを以て10町歩の荒山を改良して1日も早く遊んでいる山をすくなくしたいとの方針をとっております。それ故に、吉野の山のように立派でなく、ちょっと見苦しい山でございます。」

要するに“金原流の山づくり”とは、吉野林業の密植長伐期とは対照的に、あらく植えて1町歩当り投下造林費用を節約し、改良対象となる林地面積を拡大すること、疎植により短期間に大貫原木に利用できるまでの肥大成長をはかり、植えた木を早く伐って投下資本を早く回収して次の改良林地へ再投入すると言う疎植短伐期林業の採用である。

この方式はその後、天竜地域の山林所有者にひろく受けつがれてきている。

(4) 天竜の製材と木材輸送

明治初年までの天竜流域では、河口の掛塚や山元の製材所で、主として木挽の手によって買^{ヌキ}や板割が製材されていたが、明治8年、産業社が機械製材に手をつけたのはじまり、明治14年の合本興業社（後に鈴木信一社長のもとで天竜木材となる。商号はマル天。）の創業に至って能率的な大規模製材工場が天竜流域の各地に発生、その中心も山元から中野町（現在の浜松）へ、そして二俣へと移動、製材先進地としての天竜の名を高からしめるに至った。

天竜の製材品は以前の大貫中心からタルキ類中心に変化してきたが、それは製材技術の集約化により製品歩止りの向上をはかることを目的としている。天竜の製材品は他地域のそれに比して、製材技術が長い伝統にさへえられてすぐれた仕上がりを示し、その仕訳もきびしいために市場の

評価は高い。

運送手段に乏しかった昔は、河川による丸太や製材品の流送はもっとも有効な運送方法で、この点では天竜川で木材流送が可能であったことは天竜材の商品化を発展させた大きな原動力であったと言える。

天竜川本支流で伐出した木材は近くの土場に集めて筏に組み、河口へと流送された。気田川筋でも伐出した材はもよりの土場まで川流してあつめ、土場で筏に組んで気多川筏として流下したと伝えられている。

天竜川の流送は川筋に発電所が建設されたこともあって漸次縮小されたが本流筋の流送は昭和31年の佐久間ダム建設までつづいていた。

鉄道による木材輸送は東海道線開通直後に創始された天竜運輸（金原明善社長）会社にはじまる。この運輸会社は当初は掛塚港の海運業者との競争でしばしば苦境に至ったが大正期より順調に発展し、戦時中の日通との合併に至る間、木材・紙・鉱石を主要取扱品として営業をつづけた。

木材のトラック輸送は勿論戦後に盛となったものであり、ダム建設による流送中止の代役として急速に木材輸送の主体に変わっていったのである。

(5) 春野町の民有林慣行施業技術

春野町の林業は天竜川の支流である気田川筋に成立し、天竜林業のなかでは比較的后進的な林業地とみなされている。

春野町の民有林地域の中心とも言える熊切地区について、昭和30年代に静岡県勝山技師が詳細な調査をおこなっているため、この報告をもとにして同地の森林施業技術を略述したい。

この地区では大正年代まで、焼畑耕作のあと地に反当200本のスギ苗を植える方式がとられていたと言われる。明治30年代から近くの金原山造成の影響をうけて、焼畑以外の天然林にも造林がすすむようになった。

苗木は昔は浜北地区からの移入にたよったが戦後は町内でも苗木育成がおこなわれるようになっていく。

植付は通常坪当り1本の本数である。下刈除伐も集約とは言えず、枝打も普通は実施されていない。間伐は戦前はほとんどおこなわれず、戦後、間伐材の価値が出て来たときにいくらかおこなわれるようになった。

主伐期はスギで35～40年、利用できる太さの木をぬき伐りする“ナスビ伐り”をおこなう人もあったと言う。

変わったやりかたとして、シイタケ原木の確保を必要とする小森林所有者の間で、雑木林を皆伐

することなく、部分的に伐開してその間にスギやヒノキの大苗を植込む方式がとられていたと報告されている。

第1表は春野町熊切地区の慣行施業技術の調査であるが、上述の説明とあわせて、現在とられている技術ではなく、現在伐期に達する前後の林分をつくりあげてきた技術体系であり、現在伐採される材の形質を規定する諸因子であると理解すべきであろう。今日では植伐ともに昔日に比し減少しているとみられ、その施業技術も労働粗放化の傾向にあると推定される。

第1表

林業技術調査表

単位=ha当 樹種スギ

作業名	実施年度	時期	作業様式	使用器具	労
					単位
地 拵	大正12	冬 季	全刈又は条刈	下刈鎌, 鉋 鋸	男, 自家労力(28) 雇労力(31才)
植 付	" 13	春 季	林転皆伐スギ一斉造林方形植	鉋, ツルハシ 鉋	男, 自家労力 (29才) 雇労力 (32才)
補 植	" 14	春 季	枯損ヶ所を上方から順次下方 に向って補植する。	鉋, 鉋	男, 雇労力 (33才)
下刈第1回	" 13	夏 季	全刈(地表面から10cmの所 より刈る)	金原鎌, 鉋	男, 自家労力(29才) 雇労力(32才)
" 第2回	" 14	同 上	同 上	同 上	男自家雇労力
" 第3回	昭和 1	同 上	同 上	同 上	同 上
" 第4回	" 2	同 上	同 上	同 上	同 上
" 第5回	" 3	同 上	全刈(地表面から45~16cm)	同 上	男, 雇労力
" 第6回	" 5	同 上	同 上	同 上	同 上
" 第7回	" 7	同 上	同 上	同 上	同 上
" 第8回	" 10	同 上	全刈(地表面から20cm上)	同 上	同 上
除 伐	" 14	冬 季	全域を対象とする	鉋, 鉋	男, 自家労力 雇労力
間伐第1回	" 19	同 上	本数で15~20% 林積で10~15%	鉋, 鉋, ヨキ 皮剥器	同 上
" 第2回	" 27	同 上	本数で10~15% 林積で10%	同 上	同 上
主 伐	" 35	春 季 (3~5月) 秋 季 (9~11月)	皆 伐	ヨキ, 鉋, 手鋸 皮剥鎌, トビ 輪尺, 巻尺, 折尺	請負人夫
伐木, 造林	" 35	春 季 秋 季	造伐はスギ5寸上, 12.5尺, 5寸下 130尺, ヒノキ130尺に玉切る	手鋸, ヨギ, 鉋 皮剥鎌, トビ	同 上
集 材	" 35	同 上	集材距離=50~80m 搬出距離=500~600m	集材機, 鉄索 トビ, 木馬	同 上
運 材	" 35 ~36	年 間	二俣市場まで32km	トラック(4tun車) 三輪車	

静岡県
周智郡春野町

静岡県勝山技師の調査による

働 組 織	期 間	使 用 材 料		備 考
		種 類	量	
23日	11月5日 ~1月31日	—	—	奥地林で寒風の強い場所は条刈とする (全体の10%程度)
16	4月13日 ~5月8日	セイコ, カマス 3年生, 購入実 生苗, 苗は1.5 尺以上のもの	各2ヶ 植付本数 2500本	急傾斜地では列植又は三角植も行う 苗木は浜北町於呂系統品種, 明らかなら ず一枚のこもので210~250本を梱包 し, 二ヶ所を縄で巻く, 輪距離は34cm
4	5月2日 ~5月5日	セイコ, カマス 3年生購入苗 1.5尺以上	280本	枯損率 11.2%
12	7月27日 ~8月15日	砥石 (鎌を低くため)	—	下方から上方に, 等高線に平行に進行す る。
11	6月25日 ~7月10日	同 上	—	同 上
10	7月18日 ~7月30日	同 上	—	同 上
10	8月3日 ~8月14日	同 上	—	同 上
10	8月5日 ~8月14日	同 上	—	同 上
10	7月16日 ~7月25日	同 上	—	同 上
9	7月19日 ~8月4日	同 上	—	同 上
8	8月5日 ~8月20日	—	—	同 上
3	1月17日 ~1月19日	—	—	枯損木・劣勢木を10%程度伐倒する
10	11月12日 ~11月23日	—	—	劣勢木, 形状不良木, 密生木を対象とし 除伐後5年目頃に行う
15	1月20日 ~2月5日	—	—	同上 第1回間伐から7~8年後に行う 3回実施する場合もある
200	3月~5月 9月~11月	—	—	スギ35~38年, ヒノキ38~43年で主伐する 伐期本数1,100~1,300本 ha当12.5尺材4,800本 ha当6尺材7,200本, 収穫量340m ³
1日1人 6~7石	3月~5月 9月~11月	—	—	伐木, 剥皮, 五切, 輪積の順で行う 伐倒後10~20日して玉切る
1日20m ³ 集材 するのに4~5名 要する	同 上	クギ, 針金 カスガイワイヤー	—	木馬使用は1割以下, 1回に1.8m ³ 鉄索1回集材0.3~0.4m ³
				トラックで9.2m ³ 運材二俣まで, 運搬するのに 三輪車で4.2m ³

2. 林業生産構造の動向と森林管理方式

研究目的

(山村集落を軸とした林業生産の組織化)

日本経済の不況、外材、木材代替材のシェアの拡大などに加えて、山村の過疎化に伴う林業従事者の不足、賃金の高騰などにより、近年わが国の林業生産は停滞している。

一方、レジャー用地、別荘地、牧野造成などの林地開発が進むとともに、乱開発地は放置化され、また農廃地造林もみられるなど、農林地の多様な転用が進んでいる。

このように林業経営の困難な条件下にあって、木材生産、国土・環境の保全・観光などの多目的な要請が一層林業に対して課せられている。

また、森林施業の停滞、とりわけ自家造林の減少、保育の手抜きなどが進む一方、森林組合への施業委託や公社、公団造林への転換もみられる。

こうした林業生産構造の変容が進む中で、集落社会を基軸にした適切な森林管理方式を解明する。

調査地

この研究の場として、静岡県周智郡春野町を選んだ。この山村は、山村振興調査事業開始早々の第1回の指定山村であり、また、山村振興調査会の地域調査のモデル調査村である¹⁾。さらに、山村資源開発のシステム化をめぐる調査も行われ、こゝでは資源開発計画の主体となり得るのは水平(地域)組織か、それとも垂直(職能)組織かが検討され、むら(集落)や町の機能についても言及している²⁾。当研究室ではこれら両調査に参加しており、これらの成果を基礎に一層研究を深めたことがこの町を調査地を選んだ第1の理由である。

春野町を調査地を選んだ第2の理由は、調査はこの町に限定せざるを得ないが、ねらいはこの研究課題を現在形成されつつある各地の林業地にも応用可能なモデルとして提示することにある。

衆知のように、林業では造林を開始してから伐期を迎えるまでに数10年を要するのは勿論、その間に林道網などの基盤整備、林業労働力の組織化、林業技術の体系化、木材市場の確立といった諸要因を充足することによって始めて林業地が成立する。すなわち、モデル調査のための要件として、調査地が林業地としてある程度まとまった広がりを持ち、かつ林業の成熟度が高いことが必要である。春野町は明治中期から展開をみた天竜林業地の一部をなしており、これらの要件を満たし

ていとみられるのである。

モデル調査を意図しているため、研究の方法として、現地調査から得られた資料を可能な限り類型化やシェーマ化を図り、結果を一般化することに努めた。

- 1) モデル山村調査報告，静岡県周知郡春野町 昭和41年3月 山村振興調査会
- 2) 山村資源開発のシステム化，原 政司他，山村の資源開発（Ⅱ） 昭和46年3月 山村振興調査会

(1) 春野町の概要と調査集落

春野町の詳細は他の報告にゆずり、特徴的なことに限定する。

農業は優良な茶の生産を主体とし、林業は70%の人工林率を誇る天竜林業地の一角を占め、また古くからの乾しいたけの主生産地でもある。この他国有林、若干の大中山林所有者を含み、林業労働者層の析出もみられ、他方自立農林家としての指向性も顕著である、集落によって自治能力はきわめて高く、集落ぐるみの諸改善が急速に進行しているところもあれば、四周の資源の賦存量が少ないために外部に多くを依存し、他律的な動きに終始している集落もある。また、町段階においては農協、森組、木協等の機能組織は全町的なものとして組織活動を強め、農協は荒茶販売から再生茶の販売へ、また、森組は全町的な林業労働調整面へと活動範囲を拡げ、町役場はさらに高次の管制組織として一般的な部落間、機能集団間の調整、制御ばかりでなく、積極的に工場誘致によって雇用機会の増大を図るなどの活動を行っている。

春野町の土地利用上の特徴を、全国、東海地区および静岡県との対比を参考までに表-1に示した。

春野町は昭和31年に犬居町と熊切村が合併して「春野町」が誕生し、さらに32年に気田村と合併して、広域の春野町が発足した。

この春野町は45農業集落から構成され、これらの75年農林業センサスの概要を示したのが表-2である。

この研究では調査集落として旧熊切村の筏戸大上村、杉（農業集落の杉第1、第2および第3集落を含む）および田河内の3集落を選んだ。

これらの3集落は明治12年郡制施行時の熊切郷11村の中の筏戸大上村、田河内村と熊切郷には含まれなかった杉村で、それぞれ自然村を構成していたとみられる。

表-1 春野町の土地利用

	全 国	東 海	静岡県	春野町	備 考
① 総 土 地 面 積 (ha)	36,993,250	2,922,811	776,985	25,279	
② 林 野 面 積 (ha)	25,284,945	1,979,538	500,590	23,166	
③ 林 野 率 (%)	68.4	67.7	64.4	91.6	③ = ② / ①
④ 森林面積(計画面積) (ha)	24,489,230	1,967,228	492,777	23,046	
⑤ 人工林面積(") (ha)	7,695,115	888,554	274,067	16,329	⑥ = ⑤ / ④
⑥ 人工林率 (%)	31.4	45.2	55.6	70.9	
⑦ 国有林面積(") (ha)	7,582,057	305,421	91,931	5,942	
⑧ (") (%)	31.0	15.5	18.7	25.8	⑧ = ⑦ / ④
⑨ 公 有 林 (ha)	2,593,875	149,114	30,902	154	
⑩ (") (%)	10.6	7.6	6.3	0.7	⑩ = ⑨ / ④
⑪ 私 有 林 (ha)	14,313,298	1,512,693	369,944	16,950	
⑫ (") (%)	58.4	76.9	75.1	73.5	⑫ = ⑪ / ④
⑬ 民有林人工林面積 (ha)	5,795,365	756,856	230,190	13,165	
⑭ 10年生以下 (ha)	2,876,141	301,001	86,638	4,366	
⑮ (") (%)	49.6	39.8	37.6	33.2	⑮ = ⑭ / ⑬
⑯ 11~30年生 (ha)	2,152,263	285,464	102,139	5,186	
⑰ (") (%)	37.1	37.7	44.4	39.4	⑰ = ⑯ / ⑬
⑱ 31年生以上 (ha)	766,961	140,391	41,413	3,613	
⑲ (") (%)	13.2	18.5	18.0	27.4	⑲ = ⑱ / ⑬
⑳ 経 営 耕 地 面 積 (ha)	5,109,181	372,581	97,213	541	
㉑ 耕 地 率 (%)	13.8	12.7	12.5	2.1	㉑ = ㉒ / ①
㉒ 田 (ha)	3,045,728	239,499	43,885	125	
㉓ (") (%)	59.6	64.3	45.1	23.1	㉓ = ㉓ / ㉒
㉔ 畑 (ha)				141	
㉕ (") (%)				26.1	㉕ = ㉔ / ㉒
㉖ 樹 園 地 (ha)	463,358	52,608	30,871	275	
㉗ (") (%)	9.1	14.1	31.8	50.8	㉗ = ㉖ / ㉒

表-2 春野町の集落別概

農業集落名	① 農家総数 (戸)	② 保有山林農家数 (戸)	③ 保有山林面積 (0.1ha)
(犬居町)			
和泉平	72	(65.3) 47	(39.8) 1,873
静野	30	(66.7) 20	(127.6) 2,552
平尾	40	(67.5) 27	(24.2) 654
平昭	17	(47.1) 8	(79.6) 637
若身	31	(64.5) 20	(45.1) 901
犬東	48	(52.1) 25	(37.6) 940
中領	29	(82.8) 24	(8.0) 193
西領	16	(75.0) 12	(23.8) 286
村山	48	(52.1) 25	(30.4) 760
(気多)			
河高	35	(91.4) 32	(24.2) 775
久里	21	(57.1) 12	(12.0) 144
里平	40	(50.0) 20	(28.0) 560
仇木	30	(43.3) 13	(14.2) 184
気山	34	(26.5) 9	(199.9) 1,799
気郷	15	(66.7) 10	(28.8) 288
金島	16	(68.8) 11	(21.5) 236
山路	19	(57.9) 11	(24.0) 264
赤岡	16	(37.5) 6	(82.0) 492
篠原	11	(27.3) 3	(3.3) 10
野植	18	(44.4) 8	(80.9) 647
植勝	11	(72.7) 8	(12.0) 96
石田	30	(60.0) 18	(32.1) 578
小村	19	(73.7) 14	(73.1) 1,024
村京	27	(66.7) 18	(35.2) 6,353
長蔵	48	(56.3) 27	(133.3) 3,599
石打	22	(63.5) 14	(44.2) 619
田戸	17	(58.8) 10	(47.2) 472
(熊切)			
大第	84	(53.6) 45	(113.6) 5,114
上第	29	(58.6) 17	(138.9) 2,361
河木	15	(66.7) 10	(38.0) 380
花大	30	(70.0) 21	(81.5) 1,712
砂胡	32	(68.8) 22	(62.0) 1,363
五平	34	(76.5) 26	(159.4) 4,144
	36	(75.0) 27	(110.2) 2,975
	37	(73.0) 27	(113.6) 3,067
	42	(69.0) 29	(231.6) 6,719
	52	(67.3) 35	(158.9) 5,560
	22	(77.3) 17	(98.0) 1,666
	6	(83.3) 5	(197.0) 985
	22	(77.3) 17	(136.6) 2,322
	17	(82.4) 14	(78.4) 1,098
	42	(73.8) 31	(62.1) 1,924
	23	(95.7) 22	(53.8) 1,183
	33	(24.2) 8	(5) 40

()は農家の山林保有率
 ()は1農家当り山林保有面積
 ②/① ③/②

要(1975年農業センサス)

④ 耕地面積 (計)	⑤ 水田率 (%)	⑥ 樹園地率 (%)	⑦ 農業就業人口率 (%)	⑧ 農業本業農家率 (%)	⑨ 第2種兼業農家率 (%)
(3.2) 232	6.0	80.2	41.6	8.3	59.7
(2.7) 81	2.5	80.2	38.6	6.7	73.3
(4.5) 179	25.1	64.2	37.6	10.0	67.5
(3.8) 64	10.9	78.1	39.2		58.8
(3.1) 97	27.8	50.5	27.6	3.2	87.1
(0.9) 6		50.0	20.6		100.0
(2.6) 125	48.0	36.0	26.0	10.4	85.4
(2.4) 69	34.8	40.6	20.1		93.1
(2.6) 41		85.4	33.8		50.0
(2.6) 125	29.6	53.6	21.4	8.3	81.3
(2.8) 97	33.0	52.6	20.7		97.1
(4.0) 85	52.9	29.4	21.9		95.2
(3.1) 122	54.1	27.0	34.1	5.0	80.0
(4.8) 143	49.7	36.4	26.6	6.7	93.3
(3.5) 120	27.5	55.0	29.3	2.9	61.8
(3.1) 46	28.3	63.0	28.4	13.3	86.7
(2.5) 40	55.0	22.5	35.3	25.0	75.0
(1.9) 36	36.1	27.8	21.4	5.3	94.7
(1.6) 25	12.0	44.0	29.5	6.3	93.8
(1.7) 19		63.2	19.6		100.0
(2.1) 38	2.6	73.7	28.4		88.9
(3.0) 33	12.1	69.7	27.7		90.9
(2.4) 72	8.3	61.1	25.0	6.7	90.0
(2.7) 52	25.0	46.2	36.8	5.3	84.2
(3.6) 97	49.5	36.1	36.8	7.4	74.1
(2.9) 137	41.6	36.5	24.8		93.8
(2.9) 64	17.2	53.1	32.3		90.9
(2.7) 46		67.4	48.5	5.9	52.9
(4.3) 359	29.8	55.4	38.0	8.3	59.5
(3.6) 103	16.5	70.9	33.3		72.4
(5.4) 81	25.9	65.4	33.7	6.7	66.7
(4.8) 143	12.6	78.3	45.9	3.3	56.7
(5.4) 173	14.5	74.6	48.2	6.3	34.4
(6.7) 229	10.5	73.8	54.8	8.8	17.6
(6.2) 222	27.5	59.0	47.6	8.3	66.7
(4.7) 173	22.5	67.6	36.5		70.3
(3.0) 125	7.2	72.8	35.1	2.4	83.3
(5.5) 288	22.2	69.8	46.2	1.9	26.9
(4.5) 99		85.9	50.9	13.6	36.4
(5) 30		80.0	46.9	33.3	
(3.9) 86		73.3	56.0	13.6	31.8
(4.1) 70		84.3	51.2	5.9	17.6
(4.0) 167	3.6	86.2	41.8	2.4	47.6
(5.1) 118		91.5	59.8	8.7	8.7
(6.0) 199		86.9	50.0	18.2	51.5

()は1農家当り
 耕地面積 ④/①

(2) 本邦林業展開過程の類型化と調査地林業の成立過程

既掲の表-1から春野町林業の特徴を指摘すると、まず林野率が92%とすこぶる高く、また人工林率は71%に達し、私有林率は全国平均より高いが、東海、静岡に比べてわずかに低い。そしてもっとも特徴的なのは人工林10年生以下の幼令林および11~30年生の若令林の比率が低く、31年生以上の壮令林の比率が高く、森林の成熟度が高いことである。

林業の展開過程の相異は、地域住民の生産・生活に限らず、広域の林業圏域内の経済諸活動に種々の影響を与えるのは勿論、逆に地域の諸条件や圏内の木材市場や加工施設の立地が林業の展開を支配することにもなる。

天竜林業地の一部を形成する春野町林業の展開過程は文献2に詳しいが、本邦林業地の主要な展開パターンの中に位置づけたのが表-3である。

現春野町林業展開の嚆矢は、明治22年気田山林の王子製紙工場の建設・創業にある。パルプ原料としてのモミ・ツガ伐採跡地の雑木を対象とする製炭事業が進められ、続いて植林事業が推進された。このような気田川流域の林業の開発・展開のパターンは、奈良県吉野、三重県尾鷲・徳島県木頭など本邦の代表的林業地と同型のもので、I型の外部資本による開発→外部資本による経営型に属するといえよう。

これに対して熊切川流域に位置する田河内・気田川支流の杉の場合は、表-3のIV農民資本による植林型に当たる。しかし仔細にみると、田河内と杉では展開のパターンが若干異なる。田河内は大分県の日田、熊本県の小国などと同型で、しいたけ生産も行われたが、主要な方向は製炭→焼畑造林であった。これに対して杉の場合は宮崎県の諸塚村などと同型で、しいたけ生産→植林型であった。この相異はそれぞれの集落の木材・木炭の輸送上やしいたけ生産の好適地であったのかどうかなど立地条件に基因するところが大きかったようにみられる。

表-3 林業展開の類型

I 外部資本による開発 → 外部資本による経営

例、吉野、尾鷲、木頭、**春野町気田**

II 外部資本による開発 → 製薪炭、パルプ材生産等

例、福島、岩手、九州諸県等
県行、公社、公団、造林等

III 豪農・地主資本による植林

例、山形金山、新潟山北……

IV 農民資本による植林

製炭、焼畑造林(直挿、木場作等を含む)
例、大分日田、熊本小国、**静岡春野町**
(田河内)
しいたけ生産 → 植林
例、宮崎諸塚、**静岡春野町(杉)**

こんにゃく、大麻、まゆ、たばこ等特用作物等
八溝山系、栃木鹿沼、今市
群馬万場

山村集落類型

1. 農村複合型(杉区高杉)
2. 山林労務型(筏戸大上区上野)
3. 経営山労混雑型(田河内)

農林家の類型

1. 林業主業型
2. 農林複合型
3. 複合+兼業型
4. 兼業型
5. 自営型

むらを軸にしたシステム化

(3) 調査集落と農林家の経営・就業類型

文献2の調査の際に調査集落として旧気田村の里原、旧熊切村の高杉(杉第2地区)、上野(筏戸大上区のうち筏戸地区を除く)および田河内の4集落を選んだ。これらの選定の理由は、集落機能が著しく低い里原と、この機能が高いとみられる他の旧熊切村の3集落を対比し、さらに集落機能のさまざまな発現の仕方やその限界などを検討することであった。

調査の結果、里原では農林業生産や生活に対する集落機能を殆んど喪失していた。一方、旧熊切村の3集落について経営・就業構造を類型化すると、表-3の山村集落の類型に示すように、1.農林複合型集落として高杉、2.山林労務型集落として上野、3.経営山労混在型集落として田河内を位置づけることができた。

そこで、今回の研究では高杉を含む杉集落、上野を含む筏戸大上の両集落に拡大し、それに田河内集落を加えて3集落を調査したのである。

これら3集落の農林家の経営・就業構造の類型化を行ったが、その類型化のための指標を表-4に示す。Aは山林経営で、面積規模により1~5階層に、Bは茶園栽培で、面積規模により1

表-4 農林家経営・就業類型化の指標

A (山林)	B (茶園)	C (しいたけ)	D (水田)	E (勤務)	F (労務)
1 50ha以上	1 100a以上			1 経営主	1 経営主
2 20~50ha	2 50~100a			2 長男	2 長男
3 5~20ha	3 30~50a			3 妻又は娘	3 妻又は娘
4 5ha未満	4 30a未満			4 その他	4 その他
5 無所有	5 無所有				
農林複合経営の類型					
A ₁ 山林50ha					
A ₂ 山林20~50ha, 茶園50a以上					
A ₃ 山林5~20, 茶30a以上					
A ₄ 山林5ha未満, 茶30a未満					
G (商店)	H (その他自営)	I (1人ぐらし 寡婦)			

~5階層に分けた。Cはしいたけ栽培、Dは水田耕作を示すが、調査地の場合これら両部門は基幹作物となり得ないので、規模は問わず、栽培の有無のみを示している。Eは勤務、Fは労務で、この両者では1~4により従事者を示す。F(労務)ではさらにa~cにより就業の業種を現わした。Gは商店、Hはその他自営、Iは1人世帯をそれぞれ示している。

これらを総合した農林複合経営の類型として、A₁ 山林50ha以上 林業自立型。A₂ 山林20~50ha, 茶園50a以上、A₃ 山林5~20ha, 茶園30a以上。A₄ 山林5ha未満, 茶園30a未満の4類型を指定した。

この類型化の結果を調査集落別に示したのが表-5である。これによると、A型でもE、F部門を付随するもの、B優位型のほか、E、F、G、H、Iの各型を識別することができる。

さらに、文献2の調査では農林複合型集落として高杉、山労型集落として上野、経営山労混在型集落として田河内の3類型に識別できることを述べたが、集落の範囲を自然村の単位で比較すると、表-5末尾の集落別A~I型の戸数比率にみるように、このような特徴は不明瞭となり、筏戸大上でA型の比率が低く、E、F型の比率が高いとはいうものの、何れも経営・山労混在型集落という型で表現されるようになる。

表一5 むら経営・就業類型別戸数

	杉										田				河				内				筏戸大上			
	杉第1		杉第2		杉第3		杉第3		杉第3		計	下中	上	上中	下	計	筏戸	上野	計	筏戸	上野	計				
	平城・瀬居	神田・行師平	高杉	杉峯	久原	門島	居寄	気田子																		
A1																										
A1E																										
A2																										
A2E																										
A2F																										
A2H																										
A3	3	2				1																				
A3E	2																									
A3F	5	1																								
A3EF																										
A4	1																									
計	11	3	10	3	6	1	5	4	43	1																
B1																										
B1A3F																										
B1A4																										
B1A4F																										
B1F																										
B2A3																										
B2A3F																										
B2A4																										
B2A4F																										
B2A4EF																										
B2F																										
B2EF																										
B2A4H																										
計	1	3	1		5		2	3	15																	
E																										
E4																										
E4F																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										
E8																										

1-120-1

EB4F																													
EF																													
計	4																												
FA4																													
FB3																													
FB3A4																													
FB4																													
FB4G																													
FH																													
計	7	2	2	2	1	9	5	3	31																				
G																													
GA4																													
GF																													
GH																													
H																													
HA3																													
HA4																													
HB4																													
計	4					3			4																				
I																													
計	28	9	14	6	13	16	18	11	115																				
合計																													

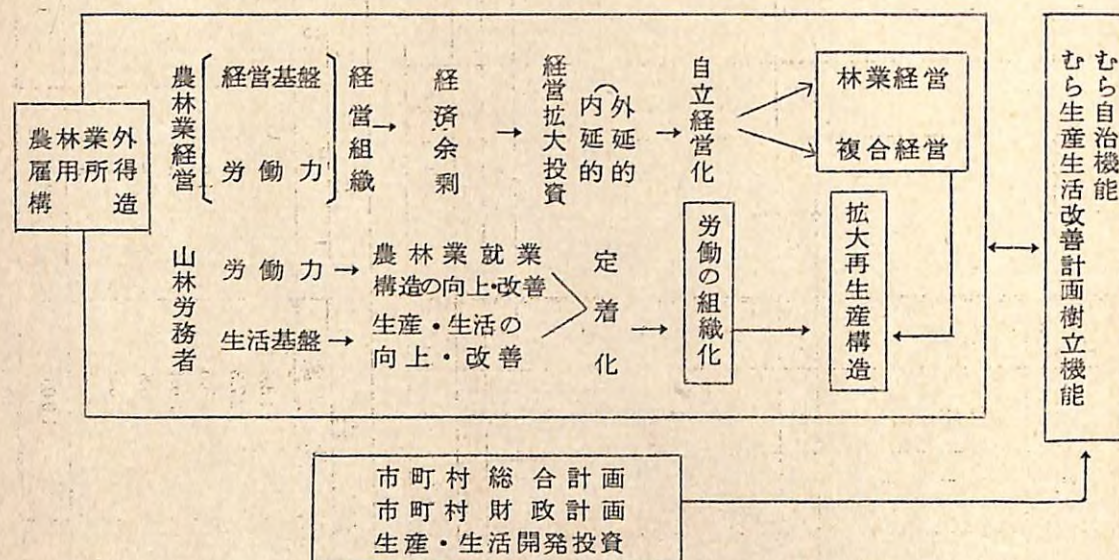
1-121-1

	杉				田				河				内				筏戸大上			
	戸数	比率	比率	比率	戸数	比率	比率	比率	戸数	比率	比率	比率	戸数	比率	比率	比率	戸数	比率	比率	比率
A型	43				24				8				258							
B	15				15				4				129							
E	12				3				10				322							
F	31				9				5				161							
G	3				2				—				—							
H	4				2				1				32							
I	7				0				3				9.7							
計	115				55				31				1000							

(4) 集落の展開構造

前項の調査3集落の農林家の経営・就業構造の類型化を通じて、A型あるいはB優位型などの農林業経営を主力とするタイプと、FあるいはEなどの労務・勤務を主とするタイプがあった。これを農林業に關係するものに限定すると、図1の大枠内左欄に示すように、農林業経営と山林労務者とに對置されよう。

図-1 むらの展開構造



そして、集落外での勤務・労務者は最左欄の雇用所得構造として示すように、集落外から所得を域内に流入させる。

一方、集落内の農林業経営は、土地その他の経営基盤と労働力で経営を組織し、右側へ順次→印で示すように、経営充実→経済余剰の発生→経営拡大投資（内延的・外延的）を継続し、林業経営あるいは複合経営としての自立化を図り、さらに拡大再生産構造を作り上げようとする。

山林労務者達は、労働力と生活基盤を基礎に、農林業就業構造の向上改善と生産・生活の向上改善などを通して、集落内定着化の基礎を強固なものにするとともに、労働の組織化によって、農林業経営と裏腹の形で拡大再生産構造を形成することになる。

このような集落内の展開とともに、一方では下欄枠内に示すような、市町村総合計画に伴う開発投資や農構、林構、山振などの開発投資が集落を対象に計画される。この段階で右欄枠内に示す集落諸機能が、住民の意向を反映するかたちで発現する。

また逆に、集落住民の意向を集約して、集落の生産・生活の改善計画を樹立するといった場合もむら機能が発現することになる。

次項では調査集落においてこのむら機能が何時、どのような形で発現されたか、あるいはその限界はどこにあるかといった点を検討しよう。

(5) 調査集落における諸組織と機能（むら機能の検討）

(1) 杉

町の行政区としては杉区であるが、農業集落調査にみるように、第1区、第2区および第3区に分かれる。第1区は瀬居組、平城組、神田・行師組の3小字集落、第2区は杉峯組、高杉組および久原組、第3区は門島組、居寄組および気田子組からそれぞれ構成され、各組には組長がいる。

第1～第3の各地区別にそれぞれ区長、連絡長、部農会長、茶業委員があり、杉区という行政区には代表区長1名（現在は第2区長）と2名の副区長（第1区長と第2区長）が役員を構成している。

北小学校の校区は杉区と川上区で構成され、消防区は第5分団に属し、第1部杉区、第2部川上区となっている。学校区を除けば杉区は独立した行政区として運営されているといえよう。

とはいくながら、杉区全体を包摂し、また単独で持つ区有林のような財産や組織はみられない。第1区～第3区という地区範囲、さらに組単位の組織が一般的である。

1) 杉第1区

平城組19戸、瀬居組9戸および神田・行師平組9戸から構成される。

杉第1区と第2区と關係する組織としては、林構事業で気田管林署内に設定された部分林組合があり、これは第1区12名、第2区3名の参加によって構成された。

杉第1区の組織としては、杉第1製茶組合の60Kg1ラインの工場が山振事業によって平城に設置された。

また、47年林構事業によって生しいたけ生産者組合が8名により組織されたが、現在は5名に減っている。

組単位のものには、神田・行師平組共有林があり、7haは筏戸地内に、5haは五和地内にある。

2) 杉第2区

高杉組14戸、杉峯組6戸、久原組13戸から成る。

第2区全体としての組織はない。気田川支流の杉川の左岸に高杉と杉峯、右岸に久原が位置している関係からか、高杉と杉峯は共同組織をもち、久原は単独の組織をもつことが多い。まず、高杉・杉峯共同の組織をみよう。

① 丸高製茶共同組合

大正7年に高杉に創設をみ、昭和46年に高杉、杉峯が合併し、さらに48年に移転新築したもので、120Kgラインの工場である。自己資金1,600万円に近代化資金1,500万円を借りて建設し、据置2年の後5年で償還を終えている。茶園を所有しない1戸を除き全戸加入している。組織としては組合長が会計を兼ね、6名の理事と12名の職工で運営している。組合長・理事といった役員の殆どがA₁、A₂階層で占めている。

各個人が摘んだ茶を工場へ運搬し、個人別に合葉すると職工が製茶過程の全責任をもち、職工は自分が生産した茶を責任販売する。加工料は生葉1Kg当りで徴集する。茶園の肥料の種類と施肥料の最低基準を指示している。1番茶の最初だけ手摘みにより、以降は動力機械摘みによっている。共同利用の茶摘機が6台と小型ブルドーザーがある。

② 岩嶽観光杉峯高原貸別荘

昭和48年に町単補助金と組合員の共同出資（借入、平等出資）により組織された。高杉、杉峯の全戸が加入している。周辺のやしおつゝじの観光が対象だが、前区長のT.S氏の手腕により設立が実現したといわれる。管理棟と5棟の別荘をもち、役員は代表1名と6名の理事からなるが、これらはA₁、A₂層が殆どである。利用者は夏休み、浜松、磐田方面からの人々が多く、食事は自炊で、客のある時は組合員が当番制で管理している。

③ 杉峯森林総合利用組合（岩嶽休養センター） 第2次林溝の森林総合利用促進事業として51年度に組織された、50年に冷泉（硫黄泉）を加熱・給湯するパイプが敷設され、翌年に管理棟、遊歩道、樹木園、バンガロー等が整備された。役員は組合長、副組合長各1名のほか、庶務、会計の各係1名宛、他に理事4名から構成される。理事のうち2名は高杉、杉峯の各組長1名で、この2名を除くすべての役員はA₁、A₂階層に属している。組合には高杉、杉峯の全戸が加入している。

高杉、杉峯両組にまたがる組織は以上であるが、高杉組単独の組織についてみよう。

④ 高杉部落有林 昭和12年頃約10haを購入植林した。14戸中13戸が加入している。

⑤ 共有林経営、その他 インフォーマルな組織であるが、高杉の特色はこの共有林組織にある。これは、共同出資＝共同所有＝共同管理の形態をとる山林が数多く（高杉で

30数組もあるといわれる）みられることである。

この部落では、明治時代に地元の大山林所有者の没落により部落内の山林の多くが銀行や地区外の所有者の手に渡っていた。報徳社の影響を受けたといわれる部落のY氏が、大正初年以來産業組合の信用部に積立貯金の奨励をし、その資金や融資金を出資金に充てて、近在の山林が売りに出るとに漸次地区住民が共同購入したものである。

持分の配分はできるだけ平等を原則としたが、その時々の出資額によって多少の差がみられる。購入した山林はそれぞれ共同で登記し、多人数の共有のため経費負担の賦課計算の複雑さから運営は、雇用労働によっている。運営資金は持分に依りて積立て、この中から支払われている。さらに、共有林の伐採収入は再造林費に当てられたり、新たな共有林購入のための資金にすることもある。共有林にはそれぞれ代表者をおき、納税、造林人夫の雇用、賃金の支払い、巡視等に当たる。共有林は部落内外の親戚、近隣、友人等の多様な組合せがあり、また共有者数も2人から10数人に及ぶものまでみられる。

共有林購入の経済的基礎は、乾椎茸が主体であったといわれ、気象や立地条件に恵まれ、天然鉈目栽培時代は特産物として名が高かった。共有林の実態は複雑で詳細を伝えるすべもないが、比較的規模の大きい5人の場合を表-6に例示しよう。但し2人共有の場合は除く。（○は加入、×不加入、分数は所有権の権利を示す。）

この部落での共有林経営の進展は地域外にも波及し、町内私有林の10%以上がこのようなかたちで所有されているともいわれる。

この部落では、茶園には家族労力を当て、育林は雇用労力に依存してきたが、近年造林労力の不足に伴ない特定の労務者を雇うことが困難となった。森林組合の造林労務班は夏の間公団、その他の造林にも従事するため、これに頼るわけにもいかず、伐採から造林までを担当する労務者の組織化が要望されている。

また、第2次林構による作業道の開設やブルドーザーを利用した私設簡易林道の開設が旺んで、これによって自家労力による伐採→造林を行う動きがみられるようになった。

山林を売却する場合には、親戚、縁故でつながる業者を最優先し、ついで部落の労務者が雇われている業者に売るといふ例が多い。業者の買付競争時代の名残りと労務者の固定を望むことの反映といえよう。

この部落の発展の基礎となったしいたけは、原木は自家山林に保有しても、労力の関係等から停滞的である。製品は藤枝、森等の業者や農協等に庭先販売をやることもあるが、山村振興の助成で建てた集荷所を利用して、杉第2地区（久原、高杉、杉峯）の生

表 - 6 共有林の事例

俗 称	成立時期 (大 略)	面 積 (大 略)	所有者数	Y	M.S	T.S	M.M	K.M
銀 行 山	大 正	69 ha	9	○	19/100	19/100	45/100	×
大 平 共 有 林	昭 10	7~8	13	○	1/13	1/13	1/13	1/13
河 内 山	昭 16	10	7	○	1/6	1/20	×	×
倉 地 山	大 正	5	5	○	140/600	140/600	×	98/600
産 婆 山	昭22~3	6	5	○	1/5	1/5	×	1/5
三 仲 山	昭 9	4	3	○	1/3	×	1/3	×
中 村 山	昭 23	2	4	○	1/3	×	×	×
平 さ ぶ 山	昭 40	8~9	9		1/9	×	1/9	1/9
18 町 歩 山	昭4~5	10	11	○	1/10	1/20	1/10	1/10
気 田 山	大 正 末	4	6		1.5/10	×	1.5/10	×
勝 坂	昭 26	25	5		×	×	1/5	1/5
勝 坂(千四)	昭 35	10	5	(持分については調査もれ)	×	1/5	×	1/5
産 婆 山 (ひなた山)	昭和初期	7	4		×	×	1/4	×
三 仲 山 (こいた山)	昭 27	30	3		×	1/3	×	×
石 切 (武平山)	昭 40	10	3		×	1/3	×	×
勝 坂 (かきあらいで)	大 正 末	5	3		×	1/3	×	×
森 (まがりお)	昭 38	8~9	3		×	1/3	×	×

産物を集めて、共販を行ない好評を得ているといわれる。

◎ 高校生集団宿泊訓練施設(高校生山の村)の建設をめぐる諸問題

この施設を杉峯の山中に建設する計画が町に伝えられたのが54年6月で、山林を所有する高杉組に申入れのあったのが同年6月20日という。

「高校生山の村」構想は52年末、「県生徒指導問題懇話会」が行った答申の中で「心身の鍛錬のほか友情、師弟愛を育て、心の触れ合いを得られる機会を」と提言した

のをきっかけに実現することになったもので、足かけ3年がかりで基本的なプランづくりが行われ、施設や樹林配置のマスタープランもでき上がり、育林、しいたけ栽培、炭焼きなどの体験学習をさせる予定という。対象の高校生は県下一円で、総面積41ha、総額16億3,800万円の予算規模という。

こゝでまず問題となったのが41haの山林用地である。対象用地は高杉全戸数14戸のうち山林をもたない3戸を除く、山林を所有する全戸(11戸)が関係していることである。

個人買収面積の最大は立木つきの山林約7haといわれ、この所有者は森林組合の幹旋で、田河内地内に立木つきの山林約6haの代替地を既に求めたといわれる。他の被買収者の動向については詳らかではないが、既述した共有林方式で代替地を購入するのではないかとみられている。

公道から高校生山の村までの道路が整備されることになるが、この設計、用地買収をめぐり、さらにこの施設の管理(樹林地、しいたけほだ場等を含む)、給食等の従業員、薪炭、食糧の供給等の諸問題を高杉組、さらに杉第2区、ひいては春野町内でどのような対応をすることになるか、今後の問題ではあるが関心が寄せられている。この施設は高杉組や町当局が誘致したものでなく、県教育当局から一方的に提示されたものだからである。

久原組の諸組織

③ 久原組共有林

13戸全戸加入の共有林を戦後間もなく約10ha購入し、さらに7~8年前7haを買増し、両山林とも植林が済んでいる。

⑤ 杉第2共同製茶工場

49年農研資金により60Kg1ライン工場を建設した。役員は組合長1名(杉区代表区長、杉第2区長A₁層)、会計(A₂階層)1名の2名のみで、職工9名(これには役員も含まれる)がいる。13戸中2戸を除く11戸が組合員である。

この組合は製品の個人販売(売先は農協が多い)を前提とする委託加工のため、施肥基準の設計や合葉は行われない。

◎ 杉第2しいたけ生産組合

林構により48年に8戸で組織したが、現在は3戸に減少した。年ほど木伏込本数は6,000本、有効ほだ木本数20,000本程度で、生しいたけを主体に生産し、農協経由で

浜松に出荷している。

3) 杉第3区

④ 杉第3生しいたけ生産者組合を林構により47年に8戸で組織したが、現在7戸で生産を継続している。

⑤ 中核林業振興地域

高度集約施業団地として居寄向団地200ha、居寄北団地289haが地域指定されている。この団地には地区内外の森林所有者が含まれ、この施業計画をどのような組織と手順で実行に移すかがこれからの課題である。

(2) 筏土大上

この区は筏土(19戸)と上野(12戸)の両集落から構成され、現在、区長が筏戸、副区長が上野から選出され、連絡長も同様に筏戸から、副連絡長が上野から出ている。しかし組の構成は筏土上組、筏土下組および上野組の3組に分かれ、それぞれの組に組長がいる。

消防組織は、五和、五色平および筏戸大上の3集落で第4分団第3部を構成している。

筏戸大上区全体の共有財産として、青年山と呼ばれる山林が約80haあり、全戸加有の区有になっている。

次に、筏戸、上野各地区別にみよう。

1) 筏 土

④ 筏戸共有林 上組、下組全戸が加入する約1ha、20年生の共有林がある。

⑤ 茶の加工、販売の組織はなく、各人バラバラに加工し、農協経由で商人に販売しているという。現在60Kg1ラインの2人共同の加工施設があり、委託加工も行っている。この施設の創立時は16戸が加入していたという。

2) 上 野

標高450mの山腹にあり、熊切地区の中心地まで4kmあるが、バス交通の便がなく、春野町でももっとも交通不便な集落の一つである。32年に馬車道が完成するまでは、筏戸の本部落との間で肥料、生産物、生活物資の多くは人肩で1時間を要して運搬していたといわれる。

この地区は後述のように近年急速な展開をみせたが、この基礎となったのは道路整備で、注目すべき経緯を辿っている。

統合前の熊切村の財政の貧困から、この3.7kmの整備は自力で行われており、周辺部落からも延1,400人余、ほぼ半数に及ぶ無償労力の提供を受けているが、昭和27年から32年

まで5カ年を要している。山労が多いために休日利用したためである。土地は話し合いによる無償提供によっている。これらは、恵まれない生活条件におかれた孤立部落の部落結合の強さを物語るが、引続いて着手され40年に完成をみた馬車道から各農家を結ぶ連絡道整備も、町の助成決定をまたずに進められ、土地の収用については話し合いによる無償提供方式が踏襲されている。

部落共同意識、部落的結合は時代をさかのぼれば古いほど強いのは当然のことであろう。

昭和5年に共同製茶工場、共同養蚕を行っており、当時は米麦、小豆までも共同で生産したといわれる。これらは昭和7～8年に売掛金が回収不能になって解散している。次に茶をめぐる具体的な組織化の状況をみよう。

⑥ 集団茶園造成と集団防除組織(茶業研究会)

昭和40年に、共同茶園の改植と集落全体の茶園拡張計画をたて、41年には山振の特別開発事業で9人により1.1haの集団茶園造成と、4.3haの既存園の定置配管を行ない、集団防除組織を作っている。

部落の開発は山労の性格のより強かった時代、あるいは最近のように農業を中心とした体制整備といった時代によって共同的・部落的に投資・整備される対象や内容に違いがあるが、部落自治が住民経済の展開に果たしてきた役割は極めて大きい。

茶生産過程の変化についてみると、27～40年における道路及び連絡道の整備によって2つの大きい直接的变化があった。すなわち、施肥量の倍増、茶工場の拡大である。前者については説明の要はないであろう。集荷場の設置、肥料、農薬の農協による一括購入配達、さらに自動車による運搬手段の拡充がこれを可能にしている。そして定置配管施設は茶園管理の集約化を示すが、かつて年4～5回しか行なわれなかった防除作業が12回程度に増加している。

良質茶生産指向は動力茶摘機械の普及にも拘らず、摘採労働は依然として手づみが主体であり、動力茶摘機は株ならしや二番茶に使用されるに過ぎない。このことは、品質重視の農協委託販売→静岡茶市場という販売経路に結びつく(80%)。すなわち、小口銘柄取引系列であり、広域出荷に対しては品質差による困難性の主張となって現われ、従来部落内における共同荒茶工場の設置に消極的だったといわれるが、55年に漸く60Kg1ライン工場が設置される。たゞしこれには50Kg1ライン1戸、35Kg1ライン3戸を除く全戸が加入する。

⑩ 林業をめぐる動向と共有林

この地区では、山林の大部分が一時他地区の所有に移り、農業基盤も脆弱だったため、1戸を除く全戸が山林労働に従事してきた。住民が勤勉だったのに加えて、働き手が充実していたため、その労賃の蓄積を基礎にして地区外所有者から山林の買戻しが進められた。これは昭和21年から漸次取得が増大し、42haにも及んでいる。これを山林所有階層別にみると、10～20ha層2戸、5～10ha層1戸、1～3ha層2戸、無所有4戸である。これらの山林は、近年小面積宛漸進的に取得されたため、林木育成の段階にある。

このような山林の買戻しが進む一方、昭和25年から委託原種による共同苗圃を設けて茶園の改良を図ったり、上述の茶園造成、それにしいたけ栽培を加えたりして、経営の基礎が次第に充実するにつれ、山林労働から脱却の傾向にある。

部落中が山林労働に従事していた頃は、部落内のS氏が庄屋として主として丸天の仕事を請負っていたが、その死後は同じく部落内のI氏が継承したが、約10年前に解消した。この他M氏は他部落の労務者を組織し、伐採、搬出各1班合せて約10名の配下をもっている。筏士大上以外、熊切地区で広く仕事をしている。

この部落には5.5haの共有林があり、11口を8人で所有している。その口数配分は、4口1戸、1.5口2戸、その他1口宛が4戸である。この8戸は個人有林の所有者と一致し、またしいたけ栽培をしている8戸とも同一人である。

この部落で農林複合経営による自立を目標としているのは、何らかの形で山林を所有する8戸に限られ、残る3戸は半農半労型の状態を維持することになる。

◎ 中核林業振興地域、高度集約施業団地として熊切・筏戸団地248haの計画が設定され、これには筏戸大上地区のほか石打松下、長蔵寺地区が含まれている。

(3) 田 河 内

この区は、下中組13戸、上組13戸、上中組16戸および下組13戸、4組55戸により構成される。区長1名および組ごとに組長および連絡長がいる。

熊切川の最奥地にある田河内は、現在では川根および熊切方面に通ずる県道によって定期バスの運行もあり、小・中学校児童も学校統合によって1.2km離れた熊切中心部まで通学するようになってきている。しかし、この地区に馬車道が開通したのは昭和13年、県道が開通してトラックが入るようになった27年のことであり、また全線にバスが入るようになったのは38年のことである。このように馬車道が出るまでの輸送は人肩に依らざるを得なかった。こうし

た辺地の条件から共存共栄的な対応が強く要請されるのか、部落全体として水準をあげるため各種の積極的な手が打たれている。しかし、山林保有面積は大きく、階層分化も進んでおり、上野部落とは異った展開を示している。

この部落では、明治年代に山林の殆どが他町村の所有者の手に移った。その後大正期から昭和初期にかけて次第に買戻しが行われ、現在ではその全部が自村民有、90%が部落住民の所有になったばかりでなく、川根町など他町村にまで所有を拡大(越石)するに至っている。住民の山林面積は600ha余で、買戻しに当って資金の都合で高杉にみるような共有の形態をとることもあり、現在共有林の割合は25%程度といわれる。100ha以上の所有者は4～5戸、下刈人夫を雇用し育林業として自立可能とされる30ha以上層は12～3戸といわれる。山林の売却、しいたけ、茶、木炭生産および山労などの蓄積、さらに山林買戻しという歴史はこの地方にかなりみられるが、山林の買戻しが早く、すでに杉の2代山が一般であり、農家林業集落としての構造ができ上がっている。

往時、本家筋と呼ばれる自立農林家層は、山林、茶、しいたけ生産などの労働力として、通年雇用の男衆、女衆をかゝえていた。この人達は30年代以降農林業生産の停滞、作業の機械化等に伴う雇用の不安定化から離村、他産業への就業などにより大巾に減少した。こうして、地区内の山林労務はすでに伐木、植林は森林組合労務班や他町村の業者に依存し、下刈のみ地区内山労によって行い事態に至り、最近はこの最低とされる下刈労務者の確保さえ問題になっている。そこで、これらの労務者の地区内定着を図るため、地区として、また本家筋の農家が個人的にも種々の対策を講じている。

まず地区としてこれら山労に対する茶園の造成、分譲の状況をみよう。

年次的にみると、構造改善事業実施以前に集団茶園の造成はないが、この趣旨による1.3haの茶園の造成が町単独補助により行われている。とり敢えずの定着の条件として山労+30aの茶園が必要と考えられ、少くとも部落の戸数が50戸を割らないことを最低目標に、部農会長を中心に茶園拡張が進められ、この結果女子の引続く流出にも拘らず青年男子の増加傾向が指摘されている。そして、この本格的対策として登場したのが農構による集団茶園造成と加工工場の建設およびこれらの運営である。

町単独補助による茶園の造成と分譲は次の通りであった。すなわち、全然茶園を持たない山労1戸に40a、多少茶園をもつ山労7戸に対して各10a宛を分譲した。

⑩ 田河内茶業協同組合

農構事業の集団茶園の造成は、田河内地区が計画し、花島地区の2戸も加入させて役

場の反対を押し切って事業化したといわれる。田河内茶業協同組合は、43年から45年にかけて実施された農構事業に際して、田河内地区の下組住民を除く24戸と花島地区の2戸、合わせて26戸で発足した。そして、43年に造成した5.9haの茶園を多少茶園をもつ山労7戸に分譲した。また45年造成の4.9haの茶園は、農構事業によって新設された共同製茶工場の構成員18戸が、1戸当り1haの茶園規模拡大を目標とし、その一環として部分協業経営を行っている。この組合の出資金は240万円、役員として、正・副組合長各1人宛、理事は会計、生産、製造、販売の各部門担当各1名宛計4人、他に監事2名がある。

この組合の直営茶園は組合所有山林のうち開園可能地を拓き、残余の約20haは山林用地として植林した。このように、直営茶園の所有は茶協に属し、栽培管理は個人に委ね、一定生産量以上の収穫があればその分は栽培者に帰する方式をとっている。

農構共同事業により44年に新築した共同加工工場は50Kg2ラインの施設であったが、現在は60Kg2ラインになっている。この工場の特徴は組合員によって組織され、茶園の栽培協定、生葉の自主検査、合業による施設利用、共同販売を行ない、共同施設を中心に生産流通の組織化・合理化を行っていることである。動力茶摘機による収穫は1番茶の場合40%、2番茶の場合80%という。

⑤ 丸田製茶共同組合

下組の9戸によって組織される。田河内地区での共同製茶の歴史は最も古く大正年代に始まるといわれる。50年に自己出資により50Kg1ライン工場にした。それ以前は35Kg1ラインだったという。9名の構成員中責任者1名と、会計の各1名がいる。

⑥ 田河内茶出荷組合

35年頃できた組織である。その前身は、昭和26年静岡市場の開設に刺戟されて、組織された田河茶振興会で、扱い量は少ないながら全地区から静岡市場に共同出荷してきた。それが既述のように、田河内茶業協同組合が44年に、丸田製茶共同組合が50年にそれぞれ分離独立したことから、現在この組合の構成員は上述の両組合に所属しない15～6名のみである。

そして、田河内茶協および丸田製茶が商人系統に、この出荷組合は静岡市場に出荷販売を主にしている点に特徴がある。

これら3組織—共同工場の新設と運営からもたらされる生産過程、流通対応の変化は、手摘み自製という品質重視の農家、あるいは従来一緒に共同出荷を行ってきた振興会の

再編を余儀なくさせるものであり、経過的好いながら相容れない2つの系列が地区内に生れたことは否定できない。

⑦ 田河内溪流漁業生産組合

山振事業により47年に9名により組織された。出資金は250万円で、下中組1名、上組5名、下組3名宛から構成される。正・副各組合長1名、販売、購入および会計の3理事、2名の監事が役員である。

⑧ やまめ会（溪流緑地利用組合）

48年、山振事業により11名により組織された。出資金は1010万円、計110万円である。構成員は上組5名、下中組2名、上中組3名、下組1名宛である。

旧熊切村が建設した小学校を春野町合併に当たり町に寄付、小学校統合により不用になった施設を町が田河内区に払下げ、区が改装したものをこの組合が借り入れ、宿泊・休養施設として運営している。旧校舎のほか、テニスコート1面、5コース20mプールが附設されている。

この田河内溪流漁業生産組合およびやまめ会の構成員が旧本家筋と呼ばれる自立農林家層と旧山労出身層の混成組織であることに注目したい。田河内茶協が山労出身者の生産基盤の拡大と就労の安定化を一つの目標にただけでなく、これら新組織への山労出身者の加入をすすめ、これらの人達の定着条件の強化を図っているのだといえよう。

① 中核林業振興地域、高度集約施業団地として、田河内南団地372ha、田河内北団地432ha、田河内東団地282haが計画に包含されている。

⑨ 田河内地区林業の展望と問題点

新植、下刈りは地元労力で充足したいという要望が強い。素材生産の場合には、業者が配下の労務者を他所から連れて入り、それでも不足する場合にだけ地元で補充するという。販売はこのような事情もあって森林組合へ委託する傾向が強まっている。

山林労務従事者を定着させるための各種の対策がとられ、これらの人達の組織化が要望されている。しかし、組織化の難点はリーダーの欠如にあるという。

かつて、薪炭生産などともに重きをなした乾しいたけの生産は停滞的である。原木・労力ともに不足している上に、高杉のように立地条件に恵まれていないからだという。多かれ少なかれ大部分の住民が生産しているが、50Kg以上の生産をあげているものは少ないようである。この地区で興味があるのは、しいたけの「^{ほだわ}楯分け」が行われていることである。原木を提供する山主と栽培者（多くは山労出身層）との間で一定の比率を

定め、完熟したほだ木を分け合いものである。山主と栽培者との関係、原木林所在の便否、原木の良否等によってこの比率は異なる。このやり方は、山主の原木売り惜しみを緩和する一方、栽培者が現金支出を伴うこと、さらには生活扶助や栽培の危険分散など多岐な意義を併せもっている。共存共栄の意識の高いことの反映といえよう。

これまで述べたように、この地区の発展の路線としては、茶園の拡大を中軸にして自立農林家の安定化と山林労務者の定着を図り、これら両者が相協力し合って林業の発展を達成し、これによって地域住民の増大と福祉向上を目標にしているといえよう。

(6) 集落の林業システム

春野町の農家は茶としいたけが基幹作目で、これに水田や畜産が副次部門とし加わる。安定農家ではこのような農業に山林部門が、農林業で自立できない農家では山林労働や営林署の常用をはじめ多種多様な通勤、賃労などの兼業部門が加わっている。このような農家から構成される春野町の諸集落は、住民相互の共存共栄を図ろうとする積極的な姿勢が随所にみられる。上野地区や田河内にみられる共同茶園の造成や品種の改良、共同加工などはその典型的な事例で、田河内にみられたしいたけの^{はだわ}樽分け、杉第2地区のしいたけの共販などもこの同類とみなすことができる。

このような手段で住民の資本蓄積が一層進めば、高杉地区にみたような共同出資による地区外所有者からの山林の買入れ→共同所有→共同管理のごとき、特徴的な形態に発展する。

また、高杉、久原、上野、筏戸などの各地区の部落共有林は、住民の紐帯として、さらに部落機構を支える物的基盤として有形、無形の作用をもっているといえよう。

これらのような具体的、積極的な対策とはいえないが、高杉地区でみたように、地区内住民が山林労務者として組織される製材業者や素材生産業者に立木を販売したいという意向や、田河内のように育林過程はなるべく地区内労力に担当してもらいたい希望などは、集落住民全体の繁栄を願う同種の性質のものとみることができる。

また、上野地区の農林業展開の起爆剤となった自力による道路の開設、長蔵寺地区住民のこれに対する応援や、道路用地の無償提供など地区の生産や生活環境整備の努力も、集落住民の共同の発展を願う反映に外ならない。

これらの集落段階で図るべき林業発展のための課題として共通的に指摘できるのは、高度集約施業団地の計画実行の対応策を講ずることであろう。この手段として、林道、作業道開設のための用地調整、林業生産・販売・労務の組織化などが主要課題となる。その他しいたけ原木購入

や販売の共同化などがあげられよう。

表-7 中核林業振興地域高度集約施業団地

	現 況			伐 採 計 画				造林計画	保 育 計 画	
				皆 伐		間 伐				
	面積	蓄 積	成長量	面積	材 積	面積	材 積	新 植	下 刈	枝 打
田 河 内 南	372.06	67,516	1,990	0.35	86	1.55	39	0.35	203.08	18.41
“ 北	432.33	58,391	2,589	2.58	710	18.28	628	4.58	167.59	1.68
“ 東	282.22 (276.21)	31,357	1,287	10.04	2,130	6.55	560	スギ ^{0.55} ヒノキ ^{0.95} スギ・ ヒノキ ^{11.76}	111.23	53.93
熊 切 ・ 筏 戸	247.57	30,059	1,747	3.92	708	3.45	74	5.10	84.10	29.26
居 寄 北 総合施業団地	288.75	43,627	1,818	20.40				8.95	180.61	39.26
居 寄 南	199.57	24,016		10.10		3.77	択439	10.10		

(7) 残された問題

この報告では調査集落の分析に主眼をおいた。次年度はこれら集落内、あるいは集落間の集落を軸にした森林管理方式を提示することである。

そして町、さらに天竜林業圏内におけるシステムとして機能するように組織を位置づけることであろう。

以 上

3. 林業集落における生活環境施設計画の基準と方法

(1) はじめに

最近10数年間、各種山村振興対策事業が実施され、生産基盤施設整備を中心にそれなりの成果を収めてきている。しかし、林業従事者・地域住民がより快適に生活するための「生活環境施設整備」は、生産基盤整備よりかなり立ちおくれているだけでなく、農村や都市部よりも著しく低水準にある。それがまた、人口・世帯の流出 → 集落機能の低下・形骸化など、いわゆる過疎化要因の1つになっている場合が少なくない。

本課題の目的は、林業集落における生産・生活環境施設を計画的・一体的に整備することにより、地域社会の福祉を向上させるという視点から、山村地域の特性と住民のニーズとを配慮した生活環境施設整備 — とくに部落公民館を中心とした — の在り方と手順の一端を究明しようとするところにある。

以下の報告では、先ず最初に、林業集落および生活環境施設に関する考え方をのべ、第2に、調査地域(町)の選定理由にふれる。第3に、調査結果 — 町の概況、各種公民館の実態および部落公民館調査事例など — にやや詳しく関説する。最後に、以上の考察をふまえ、のぞましい部落公民館の在り方をやや具体的に例示する。

(2) 林業集落、環境・環境施設の考え方

1) 林業集落

一般に「集落」とは、広義では、山奥の数戸の部落から、村や町、市、さらに数百万の人びとを包容する巨大都市に至るまで、このようにさまざまな形の居住の集団をさし、狭義では、村里、つまり村落を意味し、漁村、農村、農山村、山村を指称する。

林業集落は、そのうちの後者、つまり狭義でいう村落の範ちゅうに入り、主に山村や農山村に成立している居住の集団である。では、こゝに「林業集落」とは、いかなる意味・内容をもっているかが明らかにされなければならない。これをどのように規定するかは議論の余地があるが、若干の概念をざっと要約すると次の通りである。^{*}

- ① 当該集落の人びとすべてが自から林業経営を行なっている場合。
- ② 自分では山林を所有せず、専ら他に雇われて林業に従事するような人びとで構成される集

* 森巖夫 「現代の山村・林業問題、日林調査会 PP30～32

落（林業労働者の支配的な地区）。

- ③ 育林、製薪・炭等は勿論、最近では、これに代って抬頭しつつあるシイタケ、ナメコ、山菜など特殊林産の生産・採取によって生計をたてゝいるものが支配的な地区も入る。
- こういう意味での林業集落はじっさいどのくらい存在しているかという、'60年農集調査によると、約11,000集落とみられる。その後の広域化行政、都市化、さらに林業活動の停滞などの影響を考慮すると、その数は定かでないが、かなり減少していると考えられる。こうした傾向は、調査対象地域の春野町においても同様である。

2) 環境・環境施設

一般に社会科学的な立場から環境問題を取り上げる場合には、人間の生活、特に人びとの定住が行なわれている場での生活を基準にして考える。「環境」という概念は、これを一般的に定義すれば、「人間の生活活動を支える外部的条件」と規定できよう。が、この環境の内容は、これまでかなりあいまいなものとして受けとめられてきた。その「環境論」は「自然的環境論」と「社会的環境論」の2つから成り立つ。が、現在の人間環境を考える場合、この環境規定だけで律しきれぬかどうか問題が残るのではあるまいか。つまり、自然そのもの、ないし社会そのものという以外に、中間的な範ちゅうがあると考えられる。人間活動と自然とを直接結びつけているだけでは、環境問題への接近にならないであろう。

このようにみると、「自然的」に対応するのは、「人工的」で、「社会的」に対応するのが「物財的」と考える。つまり、自然的と社会的の間に人工的であり、物財的であるような環境体系を設定し、それが人間の生活活動に何をもちたすかというところをえ方を必要としよう。

以上を前提として、環境概念の枠組を考えると、次のようになる。

(1) 自然的環境（環境の自然系）

- (i) 人間生活の立地条件や基盤としての自然そのもの。
- (ii) 人間生活が改造したり、再生産させた自然。

(2) 社会的環境

- (i) 人間生活が直接々触する集団的生活保持体系としての社会。
- (ii) 情報を通して間接的に経験する準環境（文化環境）。

(3) 物財的環境（環境の施設系）

(i) 人間生活拡充のために作り出した技術体系としての物財環境（道具的環境）。

(ii) 人間生活の共同保持のために維持されている生活環境施設体系。

これである。本報告で考察の対象とするのは、(3) の物財的環境のうち、(ii)生活環境施設（体系）であり、これを人の生活との係わり合いで問題にしようとするのである。

(3) 調査対象町の選定理由

課題に接近する具体的な場として、春野町を選んだ主な理由は次の通りである。

第1は、中部地方を代表する先進・天竜林業地帯の中でも典型的な林業山村であること。

第2は、早くから各種山村振興事業計画が実施されてきているにもかかわらず、後述するように、生活環境施設は必ずしも十分に整備されておらず、地域住民のそれに対する要望がかなり強いこと。

第3は、浜松市の商・工業地帯から約40km、今のところ、商工業基地の直接の影響を余りうけていないが、国鉄・佐久間線の浜松駅へののり入れ実現、国道362号線や長沢バイパス等の道路交通条件の整備・拡充が実現すれば、そのインパクトを強くうけること、また、浜松、天竜両市の経済圏に組みこまれており、この拡大・発展によって、町の社会、経済活動は直接影響をうけることなど、現在は安定的な山村といえるが、かなり外的な変動要因をもっている町であること。

(4) 調査結果

1) 町の概況

本町は、東京と大阪のほぼ中間にあつて、中部経済圏の中核都市として確固たる地位を築いている浜松（駅）から遠鉄バスで天竜市を経由しては約120分、また袋井駅から静鉄バスで森町を経て約100分のところに位置している。秋葉神社を早くから火ぶせの神様として崇拜し、県内はもとより、県外からも多数の参拝者が詣でること有名なこの町は、昭和55年現在、世帯数2,222戸、人口8,645人を数える。地積252.8km²は県下第4番目に大きい町であるが、人口密度は約34.2人/km²ときわめて希薄であり、早くから県下でも数少ない過疎町村に指定されてきている。この10数年来、東海メガロポリス地帯の外延的拡大や、各種交通機関（新幹線、東名高速道等）の発展により変貌著しい静岡県にあつて、今日残された、

* 沼田真編 「環境科学の方法と体系」, 環境情報科学センター PP.115~116

比較的数少ない純山村の1つとも云えそうな町である。

さらに詳しい概況については、包括的な統計指標をできるだけ多く集収して、町の現状と動向を理解しやすいように整理しておいたので、表1を参照されたい。

表1 統計指標による町の概況

指標項目		数 値	指標項目	数 値
総 人 口 (50年)		9,170 人	専 業 (40年, 50年)	3.7% 4.9%
人 口 密 度 (")		36.3人/km ²	I 兼 (" 年)	321 " 280 "
人 口 増 減 率	35 ~ 40年	△ 12.5 %	II 兼 (" 年)	642 " 671 "
	40 ~ 45	△ 16.1 "	販売額70万円以上の農家率	31.8 "
	45 ~ 50	△ 12.9 "	経営耕地1.0ha以上の農家率	2.8 "
	50 ~ 55	△ 4.9 "	生産農業所得/戸	町 632 千円 県 1,008 "
老 令 化 指 数	35年	14.2 %	耕 地 面 積 / 戸	町 0.49 ha 県 0.77 "
	40	16.7 "	山林保有面積/戸	町 8.5 ha 県 2.4 "
	45	20.9 "	林 野 率	91.1 %
	50	24.3 "	耕 地 率	1.9 "
総 世 帯 数 (50年)		2,321 戸	水 田 率	21.0 "
農 家 戸 数 (")		1,325 戸	田	104 ha
農 家 率	35 ~ 40	△ 6.4 %	畑	392 "
	40 ~ 45	△ 8.6 "	うち普通畑	66 "
	45 ~ 50	△ 7.0 "	耕地面積	10 a 当り
農 家 率	40年	59.2 %	生所	町 131 千円
	50年	57.1 "	農	県 130 "
農 家 人 口 率	40年	69.2 "	農業専従者	町 632 千円
	50年	66.9 "	業得 1人当り	県 856 "
産 業 別 就 業 人 口 構 成 (50年)	農 業	40.2 "	(注) 町役場経済課および企画調整課提供の資料から作成	
	漁 業	0 "		
	1 次 産 業 計	40.2 "		
	建設業(鉱業を含む)	10.4 "		
	製造業	19.6 "		
	2 次 産 業 計	30.0 "		
	卸・小売業	10.0 "		
	金融・保険業	0.5 "		
	運輸・通信業	3.3 "		
	サービス業	13.4 "		
公 務	公 務	2.5 "		
	そ の 他	0.1 "		
	3 次 産 業 計	29.8 "		
合 計		100.0 "		

2) 生活環境施設整備の検討

最近10数年の間、山村振興事業をはじめ、林業構造改善事業や農業構造改善事業などの諸対策が実施され、その事業総額は710百万円にのぼる。ちなみに、山村振興対策の施策別事業費(210百万円)の構成をみると、経営近代化事業67%,生産基盤施設整備事業18%,緑地等休養資源開発利用事業11%,生活環境施設整備事業(簡易給水施設)には僅か4%,9百万円が充当されているにすぎない。また、林構改事業費405百万円や農構改事業費95百万円に至っては、その全額が生産基盤施設整備事業費に向けられ、生活環境整備事業費は零である。つまり、いかに生産基盤施設整備事業重視の施策であったかが明らかである。

他方、広域市町村圏事務組合が公表した「住民意識調査結果報告書」(昭和50年)によると、春野町々民の46%,41%がそれぞれ「生活水準の低さ」、「医療・社会福祉水準の低さ」を指摘している。(複数回答)

いずれにせよ、山村対策事業や、住民意識調査結果などの面からみると、町的生活環境施設整備は生産基盤整備よりかなり立ち遅れているだけでなく、それに対する住民ニーズの強さを知ることができる。そこで以下、生活環境施設整備事業の一環として位置づけられる公民館についていちべつする。

3) 公民館の実態

公民館は一般に、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行ない、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されるものである。

(社会教育法)

ところで、われわれが春野町で見聞したところによれば、公民館を制度的、機能的側面からみるとおよそ、次の3つのタイプに分けられる。つまり、①中央公民館、②公民館分館、③部落公民館、これである。

(1) 中央公民館

前述の公民館設置目的にそって設置された法人組織がこの中央公民館であり、町全域を対象とする施設である。町のはゞ中央西南部に、昭和46年8月20日に竣工し、同年9月1日に開館した公民館(通称、振興総合センター)は、建築延面積が1,732m²の鉄筋コンクリート造り・3階建、1部平家建である。1階・センター棟は料理実習室、食堂、老人憩いの場、娯楽室等、2階・センター棟は青年研修室、結婚式場、小会議室等、3階・センター

棟は大会議室、ステージ等、そして事務室棟は農協、森組両事務所、教育委員会事務局、経済課事務室等から構成される。事務室棟を除く他のすべての施設はおしなべて、区長会、老人クラブ、4Hクラブ、婦人会、子供連合会、連合青年団、さらに春野文化協会（①短歌部、②舞踊部、③茶道部、④華道部、⑤吟詠部、⑥民謡部、⑦水墨画部、⑧古文書部）等の任意団体、農協、森組、建設業協同組合等の法人組織、或は社会福祉協議会等の協議会グループにより幅広く利用される。文化協会の

うち、特に①、⑤～⑧の各サークルは、それぞれ年次計画を立て、公民館活動を積極的に展開している点が注目される。ちなみに、各種団体による53年度・公民館利用状況を例示すると、表2の通りである。1日平均利用回数は1.3回、その人数は39.1人で、比較的良好活用されているといえる。しかし、①これら諸団体の集いは大部分、集落や旧村を越えた、町レベルのものである。②役場庁舎に隣接した、カギ付き公民館では、住民の、住民による、住民のための「憩いの場」、「語らいの場」になりにくい、③散在型集落の少なくない広域過疎山村では交通が不便なためおしなべて、どうしても特定多数の施設利用になり易い、などの理由から、町民総有の物質的基礎とはなりにくい側面をもち合わせている。い

ずれにせよ、この公民館は、「町振興総合センター」的性格を併有しているので、過疎地域振興事業の一環として総工費1億円を投じ、建設される「町コミュニティ・センター」の動向が問題となるであろう。

(2) 公民館分館

旧熊切村時代の公民館は、抜群の洞察力をもつS村長と優れた地域リーダーのK社会教育主

表2 昭和53年度総合センター利用状況

区 分	回 数	人 数
料理実習	19	477
青少年団体	120	1,882
社会教育	17	430
老人	11	635
子ども会	8	126
文化団体	34	2,010
講習会	4	290
講演会	2	330
その他の会議	210	5,502
宿泊	5	12
結婚式	11	775
成人式	1	200
農業相談	12	240
農協	6	630
森林組合	9	175
婦人団体	7	582
計	476	14,296

(注) 春野町教育委員会の資料による。

事を得、今日に優るとも劣らない程の管理・運営が行なわれ、社会教育活動の有力な拠点とされていた。（「公民館の栞」昭和29年）昭和28年10月1日、町村合併にともない、公民館事業運営上の必要性から、設置・移管されたのが現在の公民館分館である。現有施設は、古くなった点を別にすれば、当時とそれ程変っていない。敷地686㎡、建築延面積587㎡、総工費600万円を投じ、30年6月16日に竣工した木造様式（一部2階）である。大ホール1、会議室2、映写室1、計4室の間取りであったが、その後いくらか改造し、小学校雨天体操場として活用されているほか、旧村圏域でのクラブ活動（PTA、老人ク、婦人会等）を月平均2回行なう程度だから、分館機能を十分発揮しているかどうかかなり疑問であり、今後の動向が注目される。

(3) 部落公民館

主に住民の日常活動の拠点として最も親しまれ、また最小の社会単位であるコミュニティ形成に極めて重要な役割を果しているのがこの公民館である。町には全部で43集落（小俣京丸は、数年前、林家2戸が町内・外へそれぞれ挙家移住したため消滅）があるが、そのうちで自前の公民館をもたないのは2部落にすぎない。表3をさらに見ていただきたい。公民館の敷地は最小15㎡から最大750㎡に及び、建築面積もそれには対応する。建築様式は大部分、木造・平家であるが、製茶工場兼用の鉄筋づくりのものもある。また、付帯施設として「子供の遊び場」があるのは約10集落、 $\frac{1}{4}$ にすぎず、ジャングル・ジム等を整備しているのはほんの僅かである。次に、公民館を建築年代別にみると、昭和50年代5件、40年代4件、30年代9件、20年代14件、それ以前のもの6件となっており、大半が新築を必要とする。このように、2、30年代の建造物が非常に多いのは、20年代に制定された社会教育法のせいであろう。公民館管理主体は、館長を配したり、地区消防役員が兼務するところもあるが、区長代行のケースが多い。利用者は、部落自治会をはじめ、老人ク、婦人会、青年会、PTA、子供会など、広く各層に及ぶが、公民館活動を積極的に展開する部落もあれば、そうでないところもあり、かなりのバラツキがみられる。前者については、関係資料の未整理な点もあるが、次節以降で詳しくのべることにしたい。

以上、概略的な説明でも解るように、中央公民館と公民館分館は、同一の地方自治体（町役場）により管理・運営され、制度的にはメイン・センターとサブ・センターの関係にあり、住民が自主管理・運営する部落公民館とは制度的にはほとんど無関係であるばかりでなく、機能的にもヒラキがあり、こゝに基本的な性格の相異をみる。

表3. 部落公民館の実態

No.	公民館名		管理主体	所有区分	建物の		敷地面積 ^m ²	付帯施設	
					構造	面積 ^m ²		図書室	子供遊び場 ^m ²
1	中山	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	東領家	公民館	区長	部落	木造平屋	171.6	360		215
3	西領家	"	"	"	"	90.75	148		なし
4	犬居	"	"	"	"	136.95	541		
5	若身	"	消防部長	"	"	37.13	66		162
6	昭昭和	"	組長	"	"	9.9	198		なし
7	平尾	"	公民館長	"	"	44.55	139		"
8	平野	"	区長	"	"	79.2	168		"
9	静修	"	"	"	"	99.0	156		有
10	胡桃	平	"	"	木造2階	150.0	250		なし
11	和泉	平	"	"	木造平家	114.0	495		66
12	砂川	"	"	"	"	97.0	200		なし
13	長蔵寺	公民館	なし	部落	木造2階	143.55	264		
14	熊切	"	区長	部落	木造平屋	59.4	99		有
15	筏戸大上	"	"	"	"	280.0	750		なし
16	五和	"	"	"	"	42.9	86		
17	越木平	"	"	"	鉄筋2階	123.75	450		
18	田河内	"	区長	"	木造平屋				なし
19	花島	"	"	"	木造2階	39.6	115		"
20	大時	"	個人	"	木造平屋	50.0	79		
21	杉第一	"	区長	"	"	76.7	165		なし
22	杉第二	"	"	"	"				
23	杉第三	なし	なし	なし	なし	なし	なし		有
24	川上第一	公民館	区長	部落	木造平屋	115.0	148		
25	川上第二	"	"	"	"				
26	河内	公民館	区長	部落	木造平屋	102.0	300		100
27	高瀬	"	"	"	"	69.3	338		なし
28	久保田	"	"	"	木造2階	198.0	602		"
29	里原	"	個人	"	木造平屋				
30	平木	"	"	"	"	138.0	232		なし
31	仇山	"	区長	"	"	228.5	340		"
32	気田下	"	"	"	木造1部	106.5	221		"
33	気田中	"	"	"	木造平屋	118.8	231		"
34	気田上	"	"	"	"	69.3	192		
35	金川	"	区長	"	"	146.0	264		20
36	郷島	"	"	"	"	92.0	120		なし
37	山路	"	"	"	"	77.2	107		"
38	赤岡	"	"	"	"	66.0	90		"
39	篠原	"	"	"	"	80.0	92		"
40	野尻	"	"	"	"	96.0	120		なし
41	植田	"	祭典長	"	"	73.4	420		"
42	勝坂	"	区長	"	木造2階	209.0	400		1000
43	石切	"	"	"	木造平屋	51.2	173		有

(注) 春野町「類似公民館実態調査票」および「部落公民館と類似施設台帳」から作成

(S.55年現在)

運	管	規約	建築年度	主 な 利 用			備 考
				方 法	期 (月)	回数	
部落役員	部落費	なし	S.54	老人ク, 組長会, 総会	3. 4. 1		
"	"	"	" 20	常会, 子供会, 老人ク	4. 3. 10		
"	"	"	昭和時代				
"	"	有	S.28	消防, 区会合, 町使用	4. 3. 10		消防会館
"	"	"	" 27	区会合	1. 3		
"	"	"	" 24	役員会, 婦人会, 老人ク	7. 3. 10		
"	"	なし	" 5	老人ク, 組長会合, 総会	3. 4. 10		
"	"	なし	" 49	総会, 役員会, P.T.A	不 定		
"	"	"	" 18	総会, 婦人会, 消防団	"		
"	"	なし	" 43	老人ク, 総会, 健診	4. 9. 3		共製茶工
"	"	"	" 25	総会, 新年会, その他	不 定		
部落役員	部落費		S.52				
部落役員	部落費	なし	S. 3	納税, 老人ク, 婦人会	不 定		
"	"	"	" 28	各種会合	10. 9. 3		
"	"	"	" 21				
"	"	"	" 31				共茶工
"	"	有	" 30	部落会, 婦人会, 老人ク	?		集荷所
"	"	なし	T. 8	総会, 婦人会, 他	3. 4. 10		集荷所
部落役員	部落費	なし	S.33	区民会合, 老人ク, 青年団	?		共茶工
"	"	"	" 44	納税, 庚申, 他	?		
部落役員	部落費	なし	S.25	常会, 組長会, 団会	?		
部落役員	部落費	なし	S.27	部落会, 祭会合	?		
"	"	"	" 31	部落会, 祭会合	3. 10		
"	"	有	" 4	部落会, 協和会, 老人ク	3. 4. 5		
"	"	"	" 31				
"	"	?	" 42	部落会, 役員会, 婦人会	3. 10. 7		共茶工
"	"	なし	" 37	部落会, 老人ク, 婦人会	10. 2. 12		
"	"	有	" 52	常会, 消防団	毎 月		
"	"	なし	" 53	常会, 婦人会	3. 4		元青年館
"	"	有	" 52	役員会, 青年団, 婦人会	3. 7. 10		産業会館
"	"	"	" 32	部落会, 婦人会, 老人ク	1. 3. 8		
"	"	"	" 23	常会, 初年会	2. 3		
"	"	なし	" 26	常会, 子供会, 婦人会	3. 4. 10		
"	"	?	" 23	常会, 役員会, 他	?		
"	"	なし	" 28	常会, 消防, 婦人会等	?		
"	"	なし	S.35	常会, 婦人会, 青年会	?		共茶工
"	"	"	" 32	組長会, 青年会, 婦人会	3. 2. 4		
"	"	"	" 28	役員会, 組会合, 消防団	?		
"	"	"	" 26	区集会, 婦人会, 老人ク	?		

4) 調査事例からみた部落公民館

(1) その類型区分

部落公民館の実態と問題点を把あくし、その生成・発展の条件やのぞましい在り方を模索すべく設定した6つの類型指標を用いて(表4)、公民館をⅠ先進型、Ⅱ中進型、Ⅲ後進型、

表4. 春野町における公民館の類型とその条件

指標	Ⅰ 先進型	Ⅱ 中進型	Ⅲ 後進型	Ⅳ 公民館欠落型
①公民館を-----→	よく利用し、活動している。今後それを期待できる。	ある程度利用し、活動もやっている	余り利用・活動していない。	現在、部落専用公民館を所有しないで、他部落のそれを共同利用しているもの
②部落の人口・戸数規模に相応した施設規模と機能(働き)を-----→	よくもっている	ある程度もっている。	少しはもっている。	るもの、または一般家庭を利用しているもの
③公民館の新・改築に際して、地区住民が労力・資材(無償・有償)或は金銭の負担を-----→	ほとんど全部した。	半分ぐらいたった。	少しやった。	
④共有林(財産区)をも、ち、その収入で公民館の新・改築をやるなど、両者の間に密接な関係が-----→	ある。	少しはある。	ほとんどない	
⑤公民館の管理・運営細則や利用計画等が-----→	よく整備されている。	ある程度整備されている。	ほとんどされていない。	
⑥改築後-----→	はゞ2~3年以内のもの	経過年数に無関係	Ⅱ型の場合と同じ	

Ⅳ公民館欠落型の4つに区分すると、およそ次の通りである。(算用数字は表3の公民館番号)その結果、春野町では、Ⅰ型、Ⅱ型の、いわゆる先進ないし中進型公民館は比較的少なく、後進型が圧倒的に多い。

計

Ⅰ型: Nos. 2, 11, 33	3
Ⅱ型: Nos. 9, 13, 22, 32, 34	5
Ⅲ型: Ⅰ~Ⅱ型およびⅣ型以外のもの	33
Ⅳ型: Nos. 1, 23	2

ともあれ、この4類型の中から代表的公民館をそれぞれ1つづつ(Ⅰ型: Ⅵ33, Ⅱ型: Ⅵ13, Ⅲ型: Ⅵ40, Ⅳ型: Ⅵ1)抽出し、それぞれの実態調査を行なうとともに、集落の生産構造や社会構造、および生活環境意識に関する調査も実施した。とりまとめ作業の関係上、ここにその全貌を報告できないので、そのうちで最も先進的な公民館活動を展開しているⅥ33(Ⅰ型)を事例的にとり上げる。

(2) 気田中部落のケース

i) 集落の概況

この部落は、わが国・木材パルプ工場発祥の地として有名な旧気田村の中心部に位置し、今ではどこにでもみられる平凡な街村である。地積1.5km²は小さい方に入るが、表5に示したように、昭和55年現在、世帯数116、人口434人を数え、町内でも1、2位を誇る大規模・密居集落である。農家数は漸減し、28戸にすぎない。耕地や山林の所有規模もおしなべて小さく、大部分の世帯が農外収入に比重をおく兼業農家で、日曜農業の性格を強め、これまでの惰性で現在の土地を耕作し、山林を維持しているような考え方の農家が少なくない。その他、比較的定住性の低い非農家が多いので、世帯の動きもそれだけ激しいが、酒井、井口が最多姓で、旧家に入り、それぞれ7、6戸を数え、逆に、山田、西岡、佐藤姓などが比較的新しい世帯である。部落統合の象徴とも云える氏神は、その名を南宮社と呼び、

表5. 集落の概況(気田中部落)

郷島、仇山、気田3部落、金川の各氏神を部落ぐるみ496戸で合祀したものである。また、当部落に関係ある寺院はいずれも、曹洞宗、瑞雲

世帯数('60.'70.'80)	130, 101, 116
人口(")	430, 449, 434
農家数('60.'70)	34, 28,
2兼農家率('70.'75)	89.5%
経営耕地減少率('75/'65)	42%
経営耕地規模別	100%が50a未満
農家割合('75)	

寺(旧犬居町)の
宗派に入る正源寺
(仇山), 円満寺
(気田中), およ
び豊泉寺(植田)
であるが, 前2つの
寺院に檀家(徒)
が集中している。
従って, 気田中部
落を「自然村」と
みることはできな
いであろう。

林 家 数 ('70)	21
林家率(林家/総戸数)('70)	21 %
山林保有規模別農家割合('70)	62 %
	全体の85%が5ha未満
世帯主の就業状況	大部分がサラリーマン (町内, 外へ約半々)
本 家 ・ 分 家 血 縁 関 係	大部分が比較的新しく転入, その中で酒井, 井口姓が多く 旧家である。
氏 神 寺 院	南宮社(郷島, 仇山, 気田, 金川, 計496戸)①正源寺 ②円満寺③豊泉寺 68戸, 4.5戸, 3戸

(注) 農業集落カードその他から作成, 1部, ききとりによる。

ii) 自治組織の概要

昭和55年度の自治会組織は, 区長1名, 副区長2名, 連絡長1名, 組長8名, 世話係7名(戸数が最も少ない第8組は不在), 会計1名, 部農会長1名, 計21名である。区長の選出方法は, 表6に示したように, 所定の手続きを経て, 候補者を複数ないし1名に絞り, 選挙ないし自動承認の形をとる。任期は他の役員と同様, 2年であるが, 留任は妨げず, 力のある人が選ばれる。かつては家柄や年齢が重視されたが, 現在は, 人柄や自治活動への熱心さが重視されている。

自治会行事は, 年1回の総会(3月下旬)で基本的問題を決定する。年間の諸行事は, 総会よりもむしろ, 毎月23日の定例常任委員会(各組2名選出)で討議され, 合意を図る場合が多い。若干の議題を拾ってみると, ①部落内における不幸見舞は, 自治会から香料をおくる, ②病氣見舞は原則としてやらない, また, 当然のことながら, ③役員の引継ぎ等の慰労会の経費は各自の負担とする, などである。決定された事柄は, 連絡長ないし組長を通じて各家庭に伝達される。そのほか, 農協下部組織の農事組合, 二葉会(老ク), 婦人会, 愛育会(PTA, 子供会)も同一組織であり, 各種連絡事項は回覧板等によって伝えられる。また, これら任意集団は, それぞれの目的に従って, 公民館を中心に活動を

表6. 自治組織の概況 (気田中部落)

区 長	1	町の通達事項を連絡長経由で各戸へ連絡する。町民税の申告, 道路開設用地問題や上下水道問題一切をとりしきる。対内的には部落のまとめ役, 対外的には部落の「カオ」でもある。その他, むら作りとなるようなすべてのこと柄を遂行している。
	2	2年 (留任可能)
	3	65,000円/年(区費) 補助額約200,000円/年(町費)→区費へ繰り入れ(全役員)
	4	新しい組長(8名)で選衡委員会を組織し, 候補者を複数または1人にしぼる。前者の場合は選挙により最高得票者が, 後者の場合はその該当者がそのまゝ候補者となり, 部落会で承認をうる。
副 区 長	1	複数制: 公民館長1名, 副区長1名(54年度以降), ①適任者が得られない。
	2	2年
	3	25,000円/人 計50,000円
	4	信任(指名制)
連 絡 長	1	長蔵寺に準ずる。(納税事務, 役場通達事項の連絡, 関係資料の配布)
	2	2年
	3	60,000円/年 (区費) 補助(町費)は区費へ繰り入れ。
	4	信任
組 長	1	通達事項の連絡 税金徴集など。組長は各組から1名ずつ選出された世話係と一緒に常任委員会を構成する。
	2	1年
	3	5,000円/年 (区費)
	4	輪番制
会 計	1	会計事務全般
	2	2年
	3	25,000円/年 (区費) 補助(町費)は区費へ繰り入れ。
	4	信任
部農会長	1	農協通達事項の農家への連絡, 水田共同防除(費用徴集), 農用資材の希望とりまとめ
	2	1年(非農家率が高く, 農業に精通している世帯がすくないので困る)
	3	不明
	4	輪番制
区 費		均等割 約120,000円/年一戸

(注) 1.役割 2.任期 3.手当 4.選出方法

行なっている。(表7)

区長が主宰する行事は、他の部落と同様、ここでも少なくなっている。これまで自分たちが手がけてきた町道や農道の手入れは町が管理してくれるので、出役はなくなった。部落の共同作業は、集落道の側溝の清掃や除草を8月のお盆前に半日ほど行なう。原則として出不足金を徴収しない。お祭は春まつり(水天宮大祭)、秋まつり(南宮社祭)がある。特に氏子総代をもつ南宮社まつりは、祭費800円/年一戸を徴収し、盛大に行なわれる。

ともあれ、早くから街村の一面を形成し、都市化、混住化の洗礼をうけつゝある部落ではあるが、自治組織を中心によくまとまり、計画的、積極的な公民館活動がみられる。以下、この点についてさらにいちべつする。

iii) 部落公民館

(i) その沿革：不安定な社会・経済情勢下にありながら、80名ほどの部落青年団員が困苦と欠乏に耐え、郷土愛と連帯意識に燃え、専ら自力で青年会館を建設した——建設資材不足は勿論、一食のパンにも事欠く、ひもじい世相の中で一日の勤労を終え、夕べに月影をふみ、明日に星をいただく不屈の精神によって——。とき恰も、昭和23年5月のことである。じ来30年間、青年達の自主活動の場として、或はまた、部落自治活動の拠点として絶えず活用されてきた。時は流れ、時代は変わり、由緒あるこの青年会館もその使命を全うし、もはや地域の社会的要請に答えられなくなり、遂に新しい公民館建設の必要性が日増しに高まりだした。昭和52年盛夏のころである。

(ii) 建設事業の経過：こうした事態を素直に受けとめた地域住民(約112戸)は、幾度となく話し合いを続け——資金作りが最大の問題点だった——、52年1月、ついに新館建設の合意形成に成功した。区長ほか三役、各組2名(組長外1名)、計18名からなる建設委員会を設置し、委員会を10数回にわたって開催するかたから、住民の創案意を反映させて設計図を作成した。そのほか、全役員が卒先垂範して、それぞれ5日以上労力を提供するとともに、事業資金づくりに、文字通り部落ぐるみで奔走したのである。ここにその醸金総額と内訳を示せば次の通りである。

イ・世帯別積立金	376万円	49%
ロ・学区林伐採収入	243 "	32 "
ハ・町補助金	80 "	10 "
ニ・特別寄付金	70 "	8 "
ホ・その他(利子)	1.6 "	2 "
合 計	771 "	100 "

(注) 明細な費用支出については省略した。

総収入額のうち、747万円を投じて、木造・平屋公民館を竣工させた。こゝで特に指摘しておきたい点が2つある。1つは、醸金総額の大半(81%)を自主財源、つまり部落住民の積立金と学区林伐採収入とでまかなっていること、も1つは、建設委員長として、また地域のリーダーとして地道な努力を惜しまず、常に話し合いの態度を一貫させたW前区長の姿勢と、その人柄と情熱にほだされて結集した役員とむら人たちの強い連帯意識、これである。

(iii) 公民館活動：この部落では、自治会を中心に、二葉会、壮年会、婦人会、PTA、子供会等が計画的、積極的に公民館活動を展開している。その1例を示したのが表7である。ちなみに、54年度の利用状況をみると、10月が6回で最も少なく、3月が15

表7. 部落の行事と公民館利用計画

月	一 般	婦 人 会	子 供 会	利用回数 (S54)
4	定例会、新旧役員引継会、町議会報告会、水天宮大祭	総会 公民館掃除 第2、4日曜	役員会	12
5	定例会、河川愛護(役場)	役員会 お花教室 (月2回)17回	鳳上げ大会 写生大会	9
6	定例会、健康管理映画会、健増センター利用	手芸、講演会	役員会、映画会	13
7	定例会、納涼大会計画、子供会交換会計画、講演会	役員会、お花、手芸	ソフト大会 キャンプファイヤー	13
8	定例会、納涼大会(16日)、お盆(8/13~16)、道作り奉仕作業	レコードコンサート、お花、手芸	ラジオ体操 親子ソフト、ナイター、海・山の交換会	10
9	定例会、南宮神社祭打合せ、議会報告会	役員会、お花、手芸、講演会	役員会、映画会	10
10	定例会、南宮社祭典、共同募金打合せ会	お花、手芸 レコードコンサート	写生大会	6
11	定例会、町民健康祭(11/3)	役員会、共同募金 運動参加	歩けあるけ大会	7
12	定例会	お花、手芸	クリスマス大会	7

1	新年会	役員会, 新年会,	新年会	1 1
2	定例会, 講演会,	お花, 手芸	映画会	8
	定例会	役員会	6年生を送る会	1 5
3	役員決定引継ぎ計画	役員引きつぎ		
				計 1 2 1

(注) 二葉会, 荘年会の利用計画は, 掲載を省略した。

回で最も多く, 年間合計 1 2 1 回にのぼる。これは月平均 1 0 回強であり, 3 日に 1 回の割合で利用したことになる。

いずれにせよ, ともすれば, 目的機能集団の活動だけが盛んになり, しかもその活力が外延的に拡散しやすい傾向のある中で, 自治会とその他任意集団とがよく協力し合っ
て, 町内随一といわれるまでに公民館を生成・発展せしめた。その主な条件を整理する
と,

- ① 人格・識見に優れた, 強力な地域リーダーの有無(例: W前区長・S現区長)
- ② 財産区有林・学区有林の有無
- ③ 公民館施設に対するむら人の共有(総有)意識の有無
- ④ 公民館建設費負担が著しい家計圧迫要因とならない程度の集落規模の有無(例: 調査対象 1 の中山部落は 1 5 戸で, 公民館の建設がむづかしい), などである。

このようにみえてくると, 諸条件を満足させた, 全く問題のない公民館という印象を与えるかもしれないが, 必ずしもそうではない。例えば, ①従来の公民館利用方法をそのまゝ継承し, 専らグループ中心の活動の場に終始している——もっと利用層を広め, 幼児から高齢者まで一同に会してコミュニケーションが図られるよう工夫する必要がある——, ②そのためにも, せいぜい図書館や子供の遊び場の設置が望まれる。③他の集落に散見されるのだが, 公民館活動規制のための規約ではなく, 活潑にさせる方向へ改める, などである。

(5) おわりに —提言にかえて—

春野町には振興総合センター(中央公民館兼用), 公民館分館, 健康増進センター等が集中的に整備され, しかもそれ程遠くない場所に新しいコミュニティ・センター建設の計画がある。が, こうした町全体や地区レベルの集会・研修・医療施設のみでは, 地域住民の多様な要望に必ずしも十分に対応できるかどうか甚だ疑問である。散在型集落の少なくない, 広域過疎山村である本

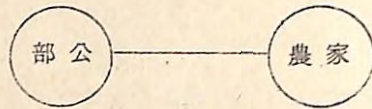
町において特にそう云えるであろう。こうしたマチ的施設に対して, むら(或はイエ)の環境施設整備が並行してはじめて真の生活環境整備が実現するのではあるまいか。行政主導型の環境施設整備パターンから, 住民の要望に根ざした「要求充足型」のむら環境施設の自力建設へ志向する絶好のチャンスであり, その必要性は他のどこの山村よりも大きい筈である。集落の主な生活環境施設と云えば, せいぜい公民館ぐらいなものである。

そこで, 課題との関係上, モデルに部落公民館をえらび, それが生活・生産活動——むらの発展——とどう結びつきながら展開していくのが望ましいのか, という模式図を粗描した。(図 1) 若干説明しよう。まず, ①型は, 各農家が部落公民館を中心に結びついている普通のタイプであり, ②型は, ①型に子供の遊び場としての O・S を加えたもの, ③型は, ②型に主婦のための役割(共同的消費施設)を加えたものであり, これにより, パートタイムの主婦の留守問題は 1 部解消される, ④型は, ③型に文化教養施設を加えて生活を豊かにするとともに, 生産的機能(例: 集荷所)を独立的に付与したもの, ⑤型は, ④型に積極的な共同生産施設(例: 共同製茶工場)等をさらに加えたものである。

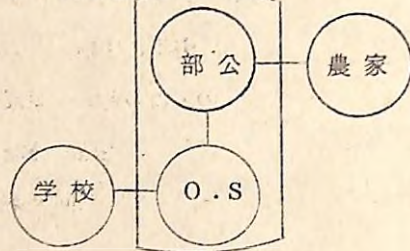
このように, 集落の核とも云うべき部落公民館とその関連施設を適当な場所に設定することによって, より広いむらの空間が育まれていく可能性をもっていると考える。またこうした施設が, 巡回診療車や保健婦等による医療・保健サービスを受ける場所として多目的に活用されることにより, 集落における住民の定住性はさらに高まっていくであろう。

図1. 村の発展と部落公民館

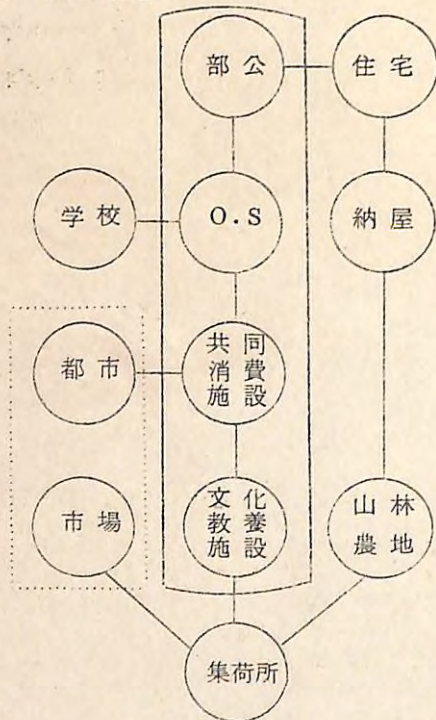
① 一般型



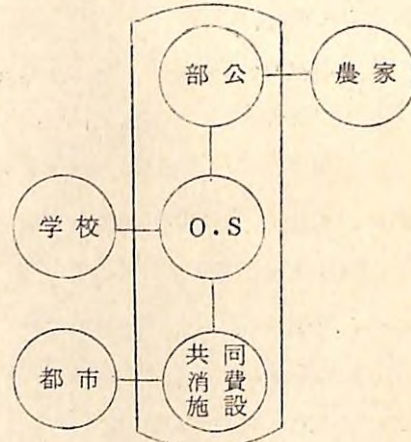
② A+遊び型



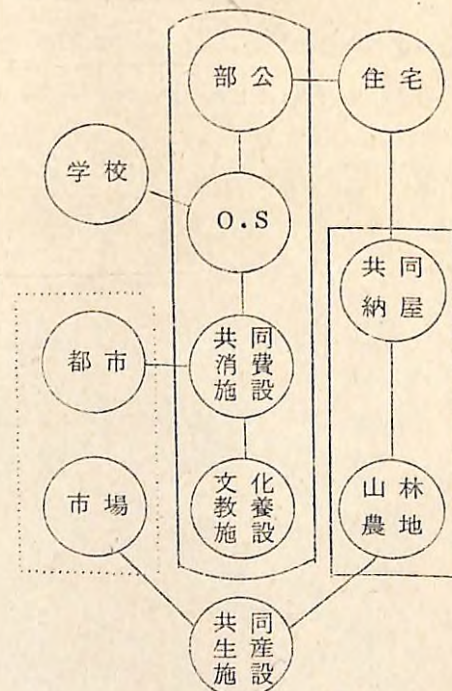
③ C+生産型



④ B+生活型



⑤ D+共同生産型



O.S.: オープン・スペース

(注) 山地地域整備計画調査報告書 S53.3.P.140 をさらに展開したものである。

4 「ムラ」の合意形成過程とリーダー機能

(1) 研究対象の特性と研究手法

一般に、合意形成過程に関しては、記録を欠いていたり非公開の場ですゝめられた部分が多いものであるが、「ムラ」の場合はとくに無記録性と非公開性がつよい傾向にあると思われる。稀に「ムラ」の集会の議事録が存在しても審議過程の記録がなく、合意形成過程の大部分は相対非公開の交渉で占められ、当事者以外には真実をとらえ難い。

とくに、合意形成の目的が対立紛争の処理を含む時には、紛争それ自体を「ムラ」の恥として外部にもらさぬようにつとめるのが一般的傾向の如くに考えられる。

それ故に、豊富な農山村生活体験を積重ね、その経験蓄積から研究対象部分を抽出して帰納理論化する手法は理想的ではあるが具体的にこの手法で研究をすゝめることのできる研究者はきわめて限られたものとならざるを得ないであろう。農山村生活体験と抽象化理論化能力を兼備した人は概して稀であると思われるからである。

従って、「ムラ」の合意形成過程の有効な研究方法として、先ず、合意形成過程に関する一般理論を求め、これに「ムラ」の特性を加味修正することにより理論の農山村版を構築し、さらに理論を構成する諸項目諸因子に関して作業仮設を作製、実態調査によってこれを検討吟味することによって理論の逐次修正をはかると言うシステムを提示することができるであろう。第5-1図はそのプロセスチャートである。

(2) 合意形成過程一般理論の内容

合意形成過程は現在のところ理論的に未成熟であり、部分的な理論展開にとどまっていると考えられるが、最近この分野の理論研究と実態報告は急速に増加しつつある。

合意形成過程は、集团的または共同的意思決定過程とみなすことができるので、意思決定諸理論で得られた諸成果がこの理論づくりに援用できるであろう。

意思決定理論は、ノイマンとモルゲンシュテルンのゲーム理論にはじまる合理的意思決定構造(過程)の理論化、とならんで、リンドブロムやウイラダフスキイの集团的意識決定実態の分析が存在し、合理的な決定とはどのようにあるべきか、と、意思決定は実際にはどのようにしておこなわれてそこではどのような規則性が見出せるか、の二つの研究の流れをそこに見出すことができる。前者を規範 *sollen* の世界とすれば、後者は実在 *sein* の世界の追求をめざすものである。

最近のこの分野の研究発展は、合意形成の部分的側面である紛争処理の実証研究と理論化の諸

成果に負うところが大きい。それは住民運動の続発とこれに対応することを迫られた自治行政側の行政需要によって誘発された研究分野である。

事例が証明するところによれば、地域住民の合意形成なしに地域開発を円滑にすゝめてゆくことは極めて困難であると思われる。

前述の如く、合意形成過程理論は未成熟な段階にあると思われるが、その理論パラダイムを構成する諸学を推測すると、意思決定理論諸流のほか第5-2図に示す諸分野によるものになると推察される。このほかに、実証研究上、地域住民運動および紛争実態調査の諸報告が有用な資料として役立つであろう。

(3) 合意形成過程一般論と理論的枠組

この理論的枠組はもとより政治学社会学の研究者が担当すべき性格のものであり、われわれの手にあまるものであるが、既成の枠組が未成の段階では不十分なものであっても自ら仮説を構築せざるを得ない。それは、理性人による合意形成過程を仮想するものである。それはまた、「ムラ」以外の諸組織にも適用できることが要求されるであろうが、われわれの能力からみて、「ムラ」組織を前提とした枠組に矮小化する傾向は避け難い。

またこの枠組では個人を意思決定単位とするため、集団対集団の合意、集団間合意形成過程までは立入り難い面があることは否定できない。

一般的な合意形成の理論的枠組すなわち、理論を構成する諸項目としては以下の諸項目が考察の対象となると考えられる。

○ 与件としての組織・制度

これは研究対象の諸集団（「ムラ」を含める）がもつ組織と制度の実態である。

合意形成過程は既成の組織と制度のもとにすゝめられるのが常態である。従って、与件としての組織と制度の説述は理解のために欠くことができない。但し組織や制度は静的なものであって、合意形成は本来は動的なものであることに留意したい。合意形成過程は既成の制度にかならずしも拘束されるものでない。

○ 合意の動機

合意形成の発端に当たっては、その集団内部からの内発的動機によるもの、集団（たとえば「ムラ」）外部からのインパクト、即ち外部動機によるもの、さらに紛争の存在とその処理が動機となるもの等、動機によって分けることができる。

地域振興計画を自主的に発議決定する場合は内部動機によるものであり、上部行政機関から開発計画を示されその対応を迫られる場合は外部動機、事前になんらかの紛争が存在してその

処理のために合意を必要とする場合は紛争動機によるものと分類できる。

なお、合意形成過程に紛争が発生することもすくなくないが、その際は、この事前紛争と区別することが必要である。

○ 合意の対象

合意の対象となるものは、日常性対象と非日常性対象とにわけることができる。

日常性の合意とは、慣習的に実施される役員選挙の如きものである。

非日常性対象とは、地域組織の存亡にかゝわるような事態、ダム建設に伴う集落移転の如きものがその典型である。

○ 当事者の範囲

合意形成の当事者の範囲としては合意の結果によって拘束される者をすべて含むことが理論的であるが、拘束の限界を推測することの困難性もあって場合によりしばしば合意事項が第3者を事実上拘束することになる。

従って、当事者の範囲をどこまでとるのが時として問題になってくる。

○ 合意形成の場

これは組織・制度と関連しているが、集団における公式の場・非公式の場を想定、そこでおこなわれる合意形成の各部分過程を場との関連において追求するものである。

○ 合意形成の費用

こゝで言う費用とは、現金の消費支出よりも時間および努力の消費支出が占める割合の方が大きいものと考えられる。

費用問題は合意形成理論の中核をなす部分とみなされ、その理論的基礎はブキャナンとタロック両氏に負うものである。

費用は外部費用と意思決定費用（交渉費用）とに分けられ、あわせて相互依存費用と呼ぶことができる。

外部費用とは、彼自身の行動に対して外部的な費用であり、個人が直接に統制できない他人の行動の結果としてがまんを強制されると予想される費用である。従って、正の外部費用は彼にとって損失となり、負の外部費用は彼にとって利得となる。

意思決定費用とは、個人が組織された活動に参加する結果、彼が負担するものと予想される費用であり交渉費用と言う。交渉費用は集団の規模大なるほど、集団内の異質性が高いほど高くなり、集団の規模小なるほど、集団自身の同質性が高いことと低下する傾向を示す。

合理的な個人は彼の予想相互依存費用を最小にするよう行動すると仮定される。

従って、交渉費用がゼロ、すなわち、個人が、交渉に参加する時間と労力を無限に所有してすこしも惜しむことなくこれらを消費できるものと仮定すれば、彼は外部費用を最小にするように交渉取引を無限につゞけることになるであろう。

○ 費用節減とリーダーシップ

意思決定費用がゼロと仮定されるならば、すべての当事者は交渉取引を無限にくりかえし、その行動の結果、市場交換類似のメカニズムが働いて、全当事者の外部費用合計は最小におちつくであろう。

しかしながら、現実の交渉費用はますます高価となりつゞあり、社会的見地からみれば交渉費用とは社会的浪費にほかならない。

このため、交渉費用節減の上策は、合意形成を独裁者のツルの一声にゆだねることである。反面、これは全外部費用の増大をまねく可能性が高い。

両費用の調和をはかり、適切な時点で合意を形成して相互依存費用を最小におさえることは集団リーダーの責務であり、この機能を合意形成のリーダーシップとすることができよう。リーダーシップ論はそれ故に機能論であり、リーダーの選出制度と彼の属性分析は、この場合、副次的な作業とみなすべきであろう。

○ 合意手順

合意形成に必要な時間を定めて、その時間内に、所要の各過程（提案・非公開討議・根まわし・公開討議・冷却期間・合意または合意不成立など）をタイムスケジュールの形で手順化して時間割当をすることであり、制約時間を明示することが多いが制限時間内に合意成立するとは限らない。

合意対象によっては、個人および集団による実力行使と示威運動も手順のなかに含まれるであろう。それらは現実には発生する可能性があり、手順は現実を無視すべきではない。

○ 合意決定方式

これは、全員一致、多数決・合議専決の3方式についてその得失を論じ、どの場合にどの方式が好ましいかを吟味することである。

○ 集団間合意形成過程の理論枠組について

これまでの諸項目は集団内で各個人が合意を形成するプロセスの理論的枠組に関するものであるが、これに加えて集団相互間にも合意形成過程が存在する。これは二重の合意形成である。集団間にも集団内の場合と同じ枠組が適用可能と思われるが、合意主体の性格とその費用について更に検討が必要であろう（特に集団内と集団間の両形成過程が同時併行の場合）。

○ 巨大組織の合意形成過程に関する適用モデル

「ムラ」の程度の小組織とは異なり、多数集団の集積により成立する巨大組織になると前述の単純な枠組ではとらえ切れない面をもつようになり、複雑化してくる。国際紛争もしくは国家予算編成過程がその好例となる。そこでは精密な分析に先立って、単純化された理論モデルの適用吟味、特定の理論モデルをこの過程にあてはめてみて、大づかみな傾向が説明できるか否かをたしかめる方法が全体を見失わないためにも有効であろう。

これらのモデル例としては、合理的意思決定モデル、増分モデル、アリソンモデル、などが知られている。

(4) 「ムラ」の合意形成過程とその部分過程における特性

「ムラ」の合意形成過程も基本的には前述の理論的枠組でとらえることが出来るであろうが、合意形成の各部分過程のなかに「ムラ」特有の性格をいくつかみとめることは可能であると思われる。

「ムラ」の合意形成過程の特性を検討する前に、日本の組織における合意形成過程の史的展開を通覧することは有意義であろう。それは伝統的社会的性格にかゝわる問題であるためである。

この史的展開事例に関しては、こゝでは詳述をさけ、古代日本の全員一致制、大衆会議による多数決制、戦国期の専決制、等の決定方式の多彩な伝統のあることを指摘するにとどめたい。

かような合意決定方式の多彩な伝統があるのにもかゝらず、江戸幕政期の「ムラ」の行政下部機構化、およびそれに伴う合意形成過程の縮小もしくは欠除、は「ムラ」の自主性の発育を阻害し、その影響は今日にまで及んでいると想定される。

「ムラ」の合意形成過程に関する実態報告は現在、児島・堀越・きだ等の各氏によるすぐれた資料が提示されているが、堀越氏の示す合意形成過程の記録は特に典型的事例であり、この種の記録の集積が強く求められよう（村の中で村を考える第7章ムラの政治）。

これらの実態資料から見た「ムラ」の合意形成過程の特性は合意決定方式の項目について、“長期的視野からみでの交渉と判断、およびそれに起因する全員一致制の合意形式”がとくに注目される。

(5) 「ムラ」の合意形成過程に関する部分仮設の提示・検証ならびに評価

合意形成に関する理論および実態調査の蓄積に乏しい現在では、前述のように、全過程の理論化を早急にはかるよりも、全体理論は枠組段階にとどめておき、部分過程（各項目）ごとに特性を求め、仮設をたて、実態調査により検証し、これらの結果の積重ねにより全過程の理論化に接近する手法をとることが実際的かつ現実と大きく背離しない道と思われる。

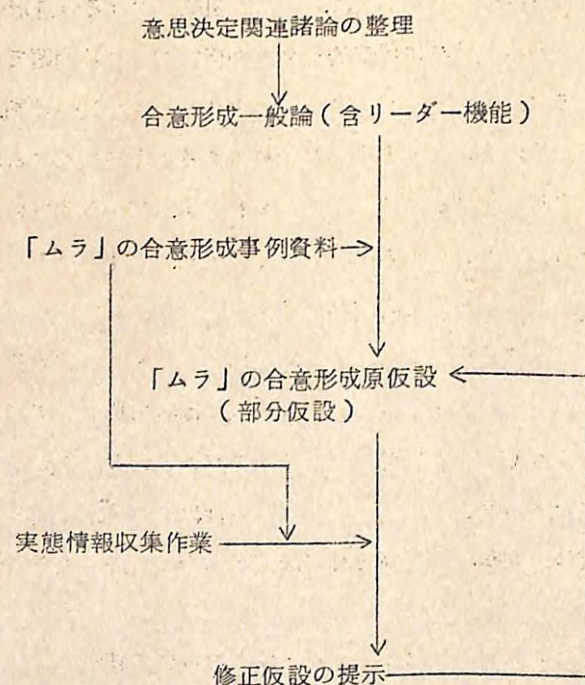
現在、以下のような部分仮設を提起して、実態調査によりその検証をはかりつゝある。

〔部分仮設〕

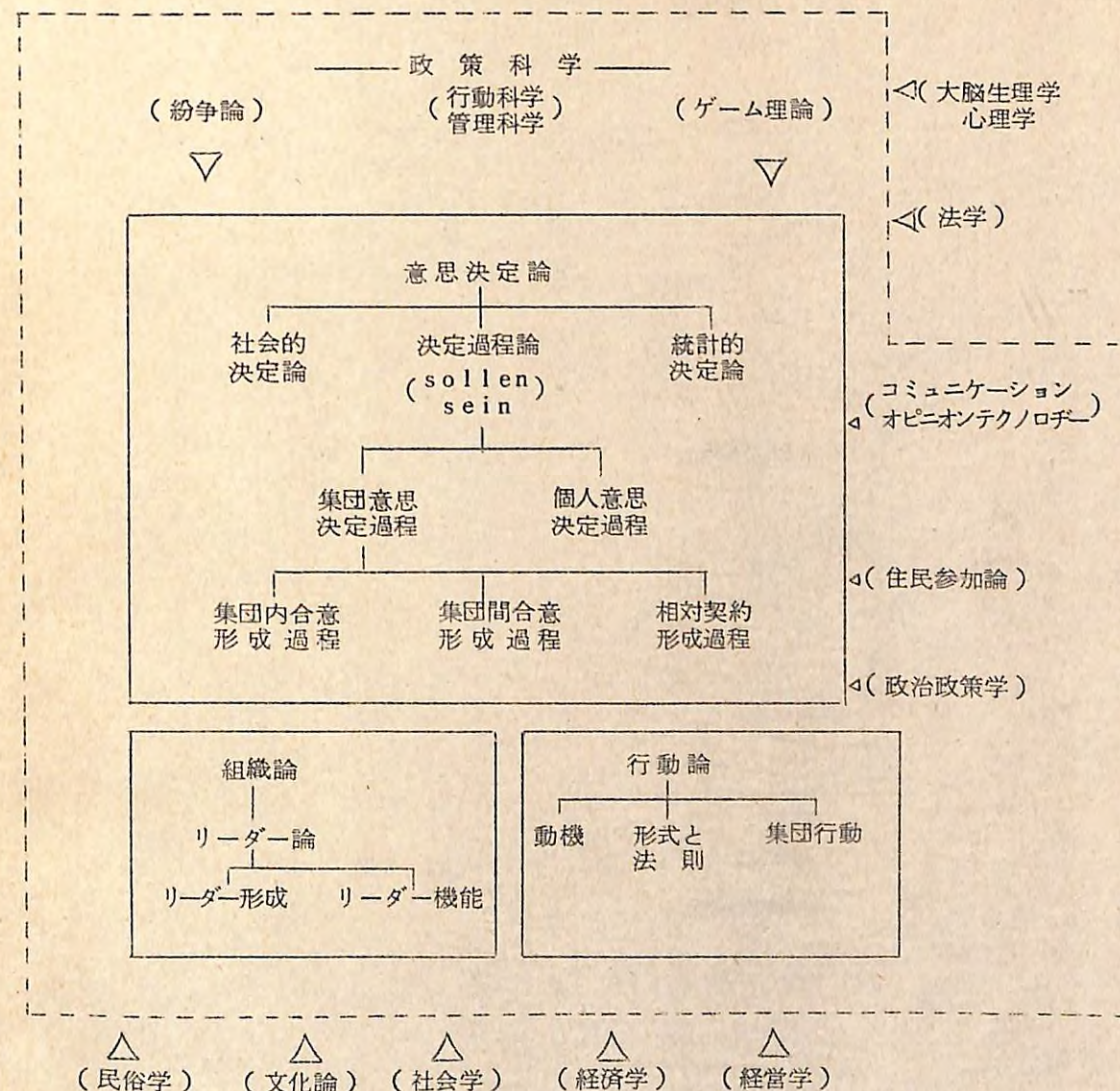
- (a) 経済成長に起因する「ムラ」社会の変動により、村外をふくめた雇用機会の増大、「ムラ」社会の混住異質化、「ムラ」社会の外部との交流と相互依存の増大、等をもたらされた。
- (b) 雇用機会増大と混住異質化は交渉費用の増加をもたらし、外部との交流依存増加は合意形成の場を「ムラ」内にとどめ難くなった。
- (c) 交渉費用の増加は全員一致制から多数決制への変化をもたらし、合意形成の場の変動は「ムラ」内の場合では慣例事項以外の合意形成が困難になってきた。それは多数決の回避と無関係ではない。

実態検証はアンケートならびに面接方式によって55年度より着手し、得られた結果からは仮設を肯定する素材が見出されている。

最後に、合意形成過程の実態に対して合理性と倫理性の両面から“評価”をおこなう必要がある。実在は常に是認され得るとは限らないからである。



第5-1図 「ムラ」の合意形成過程とリーダー機能研究プロセス チャート



第5-2図 意思決定理論に関する諸理論系統